

平成25年度

包括外部監査の結果報告書

基金の管理と運用について

神戸市包括外部監査人

公認会計士 森村圭志

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1. 報告書中の試算、推計の数値、金額

報告書中の監査人による試算、推計の数値、金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値、金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第1編 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間	2
5. 監査の視点	2
6. 主な監査手続	2
7. 監査対象部署	3
8. 監査実施期間	3
9. 外部監査人補助者	3
10. 利害関係	3
第2編 神戸市が保有する基金の概要	4
第1 神戸市が保有する基金の現状	4
【1】基金の種類と内容	4
【2】基金の名称、所管部署及び残高	5
【3】基金の推移	6
第3編 監査の結果及び意見	7
第1 総論	7
【1】 重要な監査の結果及び意見の要約	7
(1) 基金そのもののあり方の見直しについて	7
(2) 基金を活用した事業の実施について	9
(3) 基金の運用について	10
(4) 適切な事務処理について	13
【2】 監査の結果及び意見の一覧表	15
第2 各論	17
【1】 基金の運用について	17

(1) 基金の運用事務の概要	17
(2) 監査の結果及び意見	29
(3) 残高確認の結果要約	36
【2】 神戸市留学生支援等基金	45
(1) 基金の概要	45
(2) 監査の結果及び意見	47
【3】 神戸市都市整備等基金	48
(1) 基金の概要	48
(2) 監査の結果及び意見	53
【4】 神戸市財政調整基金	56
(1) 基金の概要	56
(2) 監査の結果及び意見	58
【5】 神戸市公債基金	59
(1) 基金の概要	59
(2) 監査の結果及び意見	63
【6】 神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金	65
(1) 基金の概要	65
(2) 監査の結果及び意見	66
【7】 神戸市被災てん補基金	67
(1) 基金の概要	67
(2) 監査の結果及び意見	69
【8】 神戸市しあわせの村運営等基金	70
(1) 基金の概要	70
(2) 監査の結果及び意見	72
【9】 神戸市勤労者福祉事業基金	73
(1) 基金の概要	73
(2) 監査の結果及び意見	76
【10】 神戸市勤労者福祉共済基金	77
(1) 基金の概要	77
(2) 監査の結果及び意見	79

【 1 1 】 神戸市消費者訴訟資金貸付基金	81
(1) 基金の概要	81
(2) 監査の結果及び意見	82
【 1 2 】 神戸市市民文化振興基金	84
(1) 基金の概要	84
(2) 監査の結果及び意見	87
【 1 3 】 神戸市同和更生資金貸付基金	88
(1) 基金の概要	88
(2) 監査の結果及び意見	90
【 1 4 】 神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金	93
(1) 基金の概要	93
(2) 監査の結果及び意見	95
【 1 5 】 神戸市市民福祉振興等基金	96
(1) 基金の概要	96
(2) 監査の結果及び意見	100
【 1 6 】 神戸市長寿社会対策等基金	105
(1) 基金の概要	105
(2) 監査の結果及び意見	107
【 1 7 】 神戸市国民健康保険財政安定化基金	108
(1) 基金の概要	108
(2) 監査の結果及び意見	110
【 1 8 】 神戸市介護給付費等準備基金	111
(1) 基金の概要	111
(2) 監査の結果及び意見	113
【 1 9 】 神戸市環境保全基金	114
(1) 基金の概要	114
(2) 監査の結果及び意見	117
【 2 0 】 神戸市リサイクル基金	119
(1) 基金の概要	119
(2) 監査の結果及び意見	121

【 2 1 】 神戸市農業共済事業基金	122
(1) 基金の概要	122
(2) 監査の結果及び意見	125
【 2 2 】 神戸市土地改良等基金	126
(1) 基金の概要	126
(2) 監査の結果及び意見	128
【 2 3 】 神戸市公園緑地事業等基金	129
(1) 基金の概要	129
(2) 監査の結果及び意見	132
【 2 4 】 神戸市下水道事業基金	134
(1) 基金の概要	134
(2) 監査の結果及び意見	137
【 2 5 】 神戸市まちづくり等基金	139
(1) 基金の概要	139
(2) 監査の結果及び意見	141
【 2 6 】 神戸市営住宅敷金等積立基金	142
(1) 基金の概要	142
(2) 監査の結果及び意見	145
【 2 7 】 神戸市ハーバーランド運営等基金	146
(1) 基金の概要	146
(2) 監査の結果及び意見	148
【 2 8 】 神戸市港湾事業基金	149
(1) 基金の概要	149
(2) 監査の結果及び意見	154
【 2 9 】 神戸市新都市整備事業基金	155
(1) 基金の概要	155
(2) 監査の結果及び意見	157
【 3 0 】 神戸市水道事業基金	158
(1) 基金の概要	158
(2) 監査の結果及び意見	161

【3 1】神戸市交通事業基金.....	162
(1) 基金の概要	162
(2) 監査の結果及び意見	165
【3 2】神戸市市民スポーツ振興等基金.....	166
(1) 基金の概要	166
(2) 監査の結果及び意見	168
【3 3】神戸市大学奨学金基金	169
(1) 基金の概要	169
(2) 監査の結果及び意見	171
【3 4】神戸市子ども交流支援基金	173
(1) 基金の概要	173
(2) 監査の結果及び意見	175
【3 5】神戸市置塩こども育成基金	176
(1) 基金の概要	176
(2) 監査の結果及び意見	178

第1編 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「基金の管理と運用について」

3. 事件を選定した理由

神戸市が保有する基金の平成24年度末残高は、神戸市公債基金2,154億円をはじめとする32基金3,511億円である（一般会計、特別会計のほか、公営企業会計の保有する4基金813億円を含む。また基金から一般会計等への貸付である繰替運用（注1）294億円を含む）。これは、平成23年度末（注2）の市の全会計（普通会計のほか公営企業会計を含む）の資産総額から公共資産額を除いた額（1兆5,353億円）の23%に当たり、その金額的重要性は極めて高い。

これら各基金の管理、運用が適切かつ有効に実施されているか、過去に設置された基金の現状における意義や規模等について再検討をすることは、市の財政の健全性を高める上で有用であると判断した。

また、上記基金のうち、水道事業基金、交通事業基金を除く30基金3,256億円については、各所管局の提出する運用計画に基づき行財政局が運用を行っている。水道事業基金、交通事業基金は各所管局が運用を行っている。各所管局の提出する運用計画は各基金の資金需要予定に基づいているかという観点、及び複数部署が基金の運用を行っていることから、その運用手法や経験の共有が十分にされているかどうかという観点から運用手法を検証することも運用の効率性を高める上で有用であると考え、これを特定の事件として選定した。

（注1）繰替運用とは、会計年度を越えて基金から一般会計等が借入れを行うことをいう。

（注2）市では、資産及び債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めることを目的に、制度会計外ではあるが、平成20年度決算から「新地方公会計制度研究会報告書」に定める「総務省方針改定モデル」に基づき、普通会計、市全体（普通会計+公営事業会計）及び連結（市全体+市の出資法人等）を対象として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4財務書類を作成している。平成24年度の上記4財務書類は未作成であるため、ここでは、平成23年度の市全体の貸借対照表データを使用している。

4. 監査対象期間

平成 24 年度。ただし、必要に応じて平成 23 年度以前及び平成 25 年度も監査対象とした。

5. 監査の視点

市が保有する各基金に関する財務事務の執行（管理及び運用）について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- ① 基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ② 基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ③ 基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に行われているか
- ④ 基金の運用は効率的に行われているか

6. 主な監査手続

- ① 各基金の所管部署に、監査人作成の所定の調査票（この様式に基づき整理したものは、本報告書において「基金の概要」として取りまとめている）への記入を依頼した上で、当該調査票に基づき担当者へ質問し、関係書類の閲覧を行うことで、各基金の概要を把握した。
- ② 調査票に記載された平成 24 年度中の基金の増減内容を把握するとともに、その中からサンプルを抽出し、基金の増加が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に処理されているか、また、基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして適切に行われているかを担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により確かめた上で、その有効性について検討した。
- ③ 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月 31 日）現在の各基金の残高の実在性を確かめるため、預金残高及び有価証券残高について金融機関への残高確認を実施するとともに、それ以外の形態の残高については、必要に応じて台帳等関係書類との照合を実施した。
- ④ 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月 31 日）現在において残高がなく、かつ平成 24 年度中に増加及び減少がない基金、補てん財源的に活用さ

れている基金を中心に、今後の基金に関する活用又は運用計画が適切に立案されているか、担当者に質問し関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

- ⑤ 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月 31 日）残高に含まれる各基金の繰替運用について、地方自治法 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなっていないか、財源充当の対象となる事業の内容、繰戻しの方法、期間及び利率等の情報及び必要なものについては適正化を図っているかについて、担当者に質問し関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

7. 監査対象部署

各基金の管理及び運用に係る以下の所管部署。

市長室、会計室、行財政局、市民参画推進局、保健福祉局、環境局、産業振興局、建設局、都市計画総局、みなと総局、水道局、交通局、教育委員会事務局

8. 監査実施期間

平成 25 年 7 月 17 日から平成 26 年 1 月 20 日まで

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 7 月 16 日までの期間については、包括外部監査のテーマ選定のための検討を行った。

9. 外部監査人補助者

包括外部監査人を補助させるため、次の者を補助者に選任した。

公認会計士	大川幸一、牧野康幸、森村照私、寺門知子、藤田道代、北浦泰崇、谷川竜也、芝崎 晃、浅沼由希子、泉 裕介
公益社団法人証券アナリスト協会検定会員	谷本章浩
公認会計士試験合格者	柳川英紀

10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 神戸市が保有する基金の概要

第1 神戸市が保有する基金の現状

【1】基金の種類と内容

基金について、地方自治法第241条に以下のように定められている。

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

神戸市が保有する基金は以下の2つに分類される。

積立基金	特定の財源を確保するために設ける基金
定額運用基金	一定の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を運営するために設ける基金

【2】基金の名称、所管部署及び残高

平成24年度中に神戸市が設置していた基金は下記のとおりである。

第3編 第2各論 記載箇所	基金名	設置年度	種類 (注4)	管理	運用	平成24年度末基金残高 (千円)(注1)
【2】	神戸市留学生支援等基金	平成元年3月31日	積立	市長室	行財政局	1,178,364
【3】	神戸市都市整備等基金	平成10年4月1日	積立 定額運用	行財政局	行財政局	25,143,239
【4】	神戸市財政調整基金	昭和41年12月20日	積立	行財政局	行財政局	3,305,144
【5】	神戸市公債基金	昭和54年1月10日	積立	行財政局	行財政局	215,408,336
【6】	神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金(注2)	平成21年7月14日	積立	行財政局	行財政局	
【7】	神戸市被災てん補基金	昭和39年3月23日	積立	行財政局	行財政局	285,127
【8】	神戸市しあわせの村運営等基金	昭和63年3月31日	積立	行財政局	行財政局	68,564
【9】	神戸市勤労者福祉事業基金	昭和46年4月1日	積立	市民参画推進局	行財政局	871,163
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	昭和47年11月1日	積立 定額運用	市民参画推進局	行財政局	920,855
【11】	神戸市消費者訴訟資金貸付基金	昭和49年4月16日	定額運用	市民参画推進局	行財政局	10,000
【12】	神戸市市民文化振興基金	平成18年4月1日	積立	市民参画推進局	行財政局	129,089
【13】	神戸市同和更生資金貸付基金	昭和43年4月1日	定額運用	保健福祉局	行財政局	191,484
【14】	神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金	昭和49年3月30日	積立	保健福祉局	行財政局	75,968
【15】	神戸市市民福祉振興等基金	昭和52年9月24日	積立	保健福祉局	行財政局	2,324,759
【16】	神戸市長寿社会対策等基金	平成元年4月1日	積立	保健福祉局	行財政局	32,179
【17】	神戸市国民健康保険財政安定化基金	平成9年3月31日	積立	保健福祉局	行財政局	301,349
【18】	神戸市介護給付費等準備基金	平成12年3月30日	積立	保健福祉局	行財政局	4,927,979
【19】	神戸市環境保全基金	平成2年3月30日	積立	環境局	行財政局	1,064,339
【20】	神戸市リサイクル基金	平成3年3月30日	積立	環境局	行財政局	42,366
【21】	神戸市農業共済事業基金	昭和43年4月1日	積立	産業振興局	行財政局	105,112
【22】	神戸市土地改良等基金	平成元年4月1日	積立	産業振興局	行財政局	-
【23】	神戸市公園緑地事業等基金	昭和57年4月1日	積立	建設局	行財政局	844,754
【24】	神戸市下水道事業基金	昭和39年4月1日	積立 定額運用	建設局	行財政局	7,888,985
【25】	神戸市まちづくり等基金	平成2年4月1日	積立	都市計画総局	行財政局	3,260,762
【26】	神戸市営住宅敷金等積立基金	平成14年4月10日	積立	都市計画総局	行財政局	6,151,954
【27】	神戸市ハーバーランド運営等基金	平成2年4月1日	積立	都市計画総局	行財政局	1,214,320
【28】	神戸市港湾事業基金	昭和50年3月31日	積立	みなと総局	行財政局	47,921,408
【29】	神戸市新都市整備事業基金(注3)	平成8年4月1日	積立	みなと総局	行財政局	
【30】	神戸市水道事業基金	昭和50年11月13日	積立	水道局	水道局	21,890,669
【31】	神戸市交通事業基金	昭和50年4月1日	積立	交通局	交通局	3,561,463
【32】	神戸市市民スポーツ振興等基金	昭和52年4月1日	積立	教育委員会事務局	行財政局	30,977
【33】	神戸市大学奨学金基金	昭和62年3月30日	積立	教育委員会事務局	行財政局	283,727
【34】	神戸市子ども交流支援基金	平成19年3月1日	積立	教育委員会事務局	行財政局	480,111
【35】	神戸市置塩こども育成基金	平成23年3月29日	積立	教育委員会事務局	行財政局	1,164,512
	合 計					351,079,060

(注1) 千円未満四捨五入。

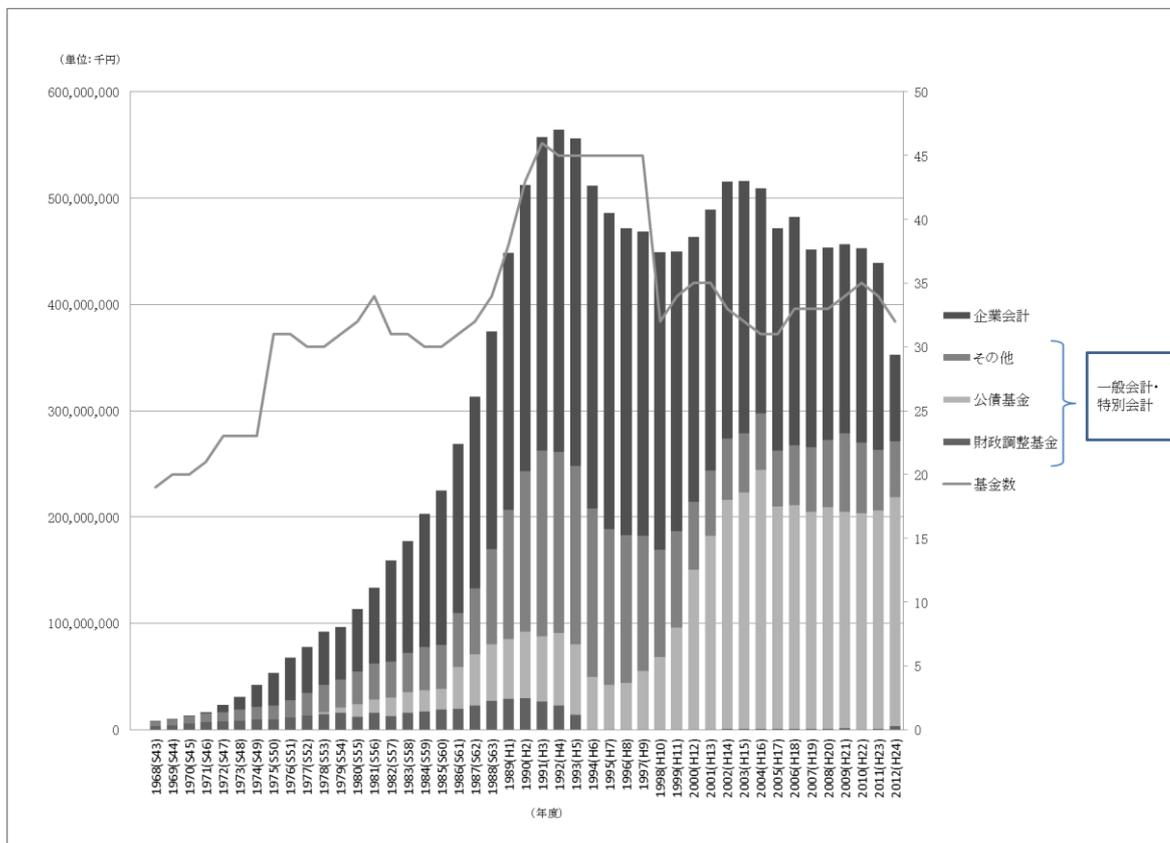
(注2) 神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金：神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の廃止により、平成24年9月24日付で基金は廃止された。

(注3) 神戸市新都市整備事業基金：神戸市新都市整備事業基金条例の廃止により、平成24年4月1日付で基金は廃止された。

(注4) 「積立」は積立基金を、「定額運用」は定額運用基金を示す。

【3】基金の推移

昭和 44 年度から平成 24 年度までの基金の数及び年度末残高の推移は以下のとおりである。



市は、過去には、都市整備事業等の事業収益を、基金を利用して蓄積し続け、平成 4 年度には、基金は 45 基金、残高は 5,645 億円となりその規模はピークに達した。その後も、阪神・淡路大震災までは、残高 5,000 億円超の規模で推移していた。

しかし、平成 7 年の震災後は、震災からの復興財源として、それまで積み立ててきた基金を取り崩し、平成 19 年度には、33 基金、残高 4,514 億円の規模となっている。

その後は、平成 24 年度に、新都市整備基金 1,040 億円（第 3 編第 2 各論【29】）を廃止したことから、平成 24 年度末には、基金は、32 基金、残高 3,511 億円の規模となっている。

第 3 編 監査の結果及び意見

第 1 総論

【 1 】 重要な監査の結果及び意見の要約

(1) 基金そのもののあり方の見直しについて

① 基金の廃止を検討すべき【意見】

効果的な事業を行える規模ではない基金、長期間にわたり利用実績のない基金については、廃止を検討すべきである。

第 2 各論 記載箇所	基金名	平成 24 年度 末残高 (千円)	摘要
【 8 】	神戸市しあわせの村運営等基金	68,564	効果的な事業を行える規模ではない
【11】	神戸市消費者訴訟資金貸付基金	10,000	設置当初から利用実績なし
【16】	神戸市長寿社会対策等基金	32,179	10 年超利用実績なし

(注) 千円未満四捨五入。

② 基金の必要性を検討すべき【意見】

基金残高が数年で枯渇する可能性があり、長期にわたり基金を利用して効果的な事業を実施出来る状態ではないと思われる基金については、必要な事業ならば一般会計で予算を確保して実施するべきであり、基金により事業を実施する必要性はないことから、基金の必要性を改めて検討すべきである。

第 2 各論 記載箇所	基金名	平成 24 年度末残高 (千円)
【32】	神戸市市民スポーツ振興等基金	30,977

(注) 千円未満四捨五入。

③ 積立基金の今後のあり方について改廃も含め検討すべき【意見】

企業債の償還財源という目的の積立基金部分は、平成 28 年度に予定されている企業債の満期一括償還の財源として使用されると、基金の残高が大きく減少することから、将来の基金のあり方をその改廃も含め現時点から検討すべきである。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【24】	神戸市下水道事業基金	7,888,985

(注) 千円未満四捨五入。

④ 基金の統合を検討すべき【意見】

基金の目的が類似するほかの基金へ統合することで、規模の拡大により有効活用の可能性が広がることが期待できる。また事務の効率化も図れることから、ほかの基金への統合を検討すべきである。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【7】	神戸市被災てん補基金	285,127
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339
【20】	神戸市リサイクル基金	42,366

(注) 千円未満四捨五入。

⑤ 「財源不足の場合の財源充当」を定める条項の乱用を避けるため、同条項の明確な運用ルールを策定すべき【意見】

下記の各基金条例に記載されている、基金の設置目的のうち「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てるため」については、もともと基金条例に定められていたものもあるが、大半は阪神・淡路大震災の復興財源として基金の財産を活用するために震災後に加えられた条項であり、基金設置の本来の趣旨とは異なる。

基金設置の趣旨と異なるが、阪神・淡路大震災のような非常時に限り、基金を復興財源として活用するため当該条項を設置した点は理解できる。しかし、現状の「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てるため」という表現では、当該条項を乱用して、無制限に基金を取り崩すリスクがある。

財政の健全化を目的とした基金には財政調整基金があることから、今後は財政調整基金を充実させ活用していくべきであり、各基金条例に定められている当該条項については、例えば「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合」はどのような場合かを明記した運用規程を策定する等により、当該条項の乱用をさけるべく運用ルールを明確にすべきである。

第2各論 記載箇所 (注1)	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【2】	神戸市留学生支援等基金	1,178,364
【3】	神戸市都市整備等基金	25,143,239

【8】	神戸市しあわせの村運営等基金	68,564
【15】	神戸市市民福祉振興等基金	2,324,759
【16】	神戸市長寿社会対策等基金	32,179
【23】	神戸市公園緑地事業等基金	844,754
【25】	神戸市まちづくり等基金	3,260,762
【27】	神戸市ハーバーランド運営等基金	1,214,320
【32】	神戸市市民スポーツ振興等基金	30,977

(注1) 第2各論において、当該意見を記載しているのは【3】神戸市都市整備等基金のみである。

(注2) 千円未満四捨五入。

(2) 基金を活用した事業の実施について

① 中長期的視点による基金の有効活用策を検討すべき【意見】

「環境の保全及び快適な環境に資する」という設置目的からは、当該基金は中長期的視点で実施する事業に充当するものであると考えられる。補正予算の財源という当初予算不足分に充てている部分については、中長期的視点で実施する事業の計画を策定した上で財源として活用するか、すでに中長期的視点をもって実施している事業への充当を検討するなど、基金の有効活用策を検討することが望まれる。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339

(注) 千円未満四捨五入。

② 基金充当事業の範囲の拡大を検討すべき【意見】

勤労者福祉共済事業（特別会計）で保有する基金については、同事業の事業規模の約2.5倍の残高となっている。一方で、同特別会計へは一般会計からの繰入があることから、基金を有効に活用するために、基金充当事業の範囲の拡大を検討すべきである。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	920,855

(注) 千円未満四捨五入。

③ 基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき【意見】

現状では取崩方針が定められておらず、基金に積み立てられたままとなっている過去からの運用による収益額について、基金の有効活用を図るために、今後は取崩方針を定め有効活用を図ることを検討すべきである。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末 残高(千円)	うち 平成24年度 運用益(千円)
【30】	神戸市水道事業基金	21,890,669	237,478
【33】	神戸市大学奨学金基金	283,727	789

(注) 千円未満四捨五入。

(3) 基金の運用について

① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

過去5年間における基金の取崩額に比して、必要以上に別段預金または普通預金(決済用預金)として保有している基金が散見される。これらの基金については、仮に債券等による運用を行っていた場合に比較して運用が非効率となってしまっていると考えられる。各所管局は、基金について中長期の資金需要予測を行い、債券等による運用を検討すべきである。そのために、所管局は、市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に、適切な運用計画を提出する必要がある。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末 残高(千円)	うち 預金残高(注2) (千円)
【1】	基金の運用について		
【2】	神戸市留学生支援等基金	1,178,364	40,254
【9】	神戸市勤労福祉事業基金	871,163	171,142
【14】	神戸市民間社会福祉事業従事職員福祉厚生基金	75,968	36,065
【18】	神戸市介護給付等準備基金	4,927,979	4,927,979
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339	257,940
【20】	神戸市リサイクル基金	42,366	42,366
【24】	神戸市下水道事業基金	7,888,985	1,384,164
【25】	神戸市まちづくり等基金	3,260,762	3,260,762
【26】	神戸市営住宅敷金等積立基金	6,151,954	3,946,464
【28】	神戸市港湾事業基金	47,921,408	43,503,740
【33】	神戸市大学奨学金基金	283,727	14,935
【34】	神戸市子ども交流支援	480,111	80,269

	基金		
	合計	74,147,127	57,666,081

(注 1) 千円未満四捨五入。

(注 2) 【9】神戸市勤労福祉事業基金のみ普通預金（決済用預金）として保有している。その他の基金は全て別段預金として保有している。

② 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】

市によると、過去には、繰替運用は財源充当の対象となる事業の内容を精査のうえ、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、健全な財政運営と基金の保全、活用が図られるよう、運用の都度、個々の基金の設置目的などに照らして各基金所管部局が判断を行ってきたとのことである。しかし、「地方自治法第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省の方針を受け、現在では、所要額を該当年度に一括して取り崩して財源充当することが、会計年度独立の原則などの法の趣旨により適った対応であると考えており、一般会計における繰替運用は平成 18 年度の市民福祉振興等基金、特別会計では平成 20 年度の市営住宅敷金等積立基金を最後に実施しておらず、基金の活用としては、すべて基金取崩により対応している。なお、企業会計における繰替運用は港湾事業会計においては平成 22 年度を最後に行っていないが、交通事業会計においては繰替運用は現在も行われている。

過去に実施した繰替運用が残っている基金については、設置条例上必要に応じて繰替運用を行うことが認められており、基金条例に反するものではないが、会計年度独立の原則などの趣旨に鑑みて規律ある財政運営上好ましくないことから、貸付先である一般会計等から基金へ償還を受け、繰替運用の状態を解消し適正化が進められているところである。

但し、現状、繰替運用として処理されている下記の 3 基金については、その使用状況からは本来の基金設置目的に適うものと判断できることから基金の目的取崩として処理すべきである。

第 2 各論 記載箇所	基金名	平成 24 年度末 残高（千円）	うち 繰替運用残高 （千円）
【1】	基金の運用について		
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339	68,557
【28】	神戸市港湾事業基金	47,921,408	4,417,668
【31】	神戸市交通事業基金	3,561,463	3,412,608

(注) 千円未満四捨五入。

③ 繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】

議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用（注1）についての詳細な記載はない。実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）、残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。

なお、繰替運用の償還期限延長を行う場合は、予算書に計上されず、所管局長決裁により実施可能であるため、より積極的に情報開示すべきであると考える。

（注1）過去に実施した繰替運用の残高である。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末 残高（千円）	うち 繰替運用残高 （千円）
【1】	基金の運用について		
【5】	神戸市公債基金	215,408,336	17,188,892
【15】	神戸市市民福祉振興等基金	2,324,759	45,649 (注3)
【26】	神戸市営住宅敷金等積立基金	6,151,954	2,205,490

（注2）千円未満四捨五入。

（注3）神戸市市民福祉振興等基金の繰替運用残高のうち、しあわせの村省エネルギー化改修事業のための繰替運用残高である。

④ 適用要件に疑義のある外郭団体に対する繰替運用【結果】

サン舞子マンション事業が恒常的赤字運営に陥っていた状況、昭和58年に購入した土地建物の価格がバブル崩壊後は大暴落している状況、サン舞子マンション事業が売却された状況、裏付けとなる根拠に乏しい資金償還計画の状況等を総合的に判断して、償還計画の実行可能性には懸念がある。このことから、平成17年の256,000千円、平成18年の1,100,000千円の繰替運用の実施及び平成15年及び平成25年4月の845,000千円の繰替運用の償還期限延長については、神戸市市民福祉振興等基金条例第4条（「市長は、基金設置目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる」）の要件、すなわち、「確実な繰戻しの方法」という点に疑義がある状態となっているため、早期に「確実な繰戻しの方法」に疑義がある状態を解消する必要がある。

第2各論 記載箇所	基金名	平成24年度末 残高(千円)	うち 繰替運用残高 (千円)
【15】	神戸市市民福祉振興等基金	2,324,759	2,040,000 (注2)

(注1) 千円未満四捨五入。

(注2) 神戸市市民福祉振興等基金の繰替運用残高のうち、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会への貸付けのための繰替運用残高である。

(4) 適切な事務処理について

① 会計記録と残高証明書との照合を実施することが望ましい【意見】

一般会計、特別会計（水道事業会計および交通事業会計を除く）では、定期預金については、預託時に、預託に関する決裁書類と預金証明書との照合を行い、一方、別段預金については、毎日、会計記録と銀行が発行する「指定金融機関出来高日計表並びに一時借入残高報告書」との照合を行っている。

しかし、一般会計、特別会計（水道事業会計および交通事業会計を除く）は預金残高及び有価証券残高について定期的な金融機関への残高確認（会計記録と金融機関発行の残高証明書との照合）は実施していない。

財産保全の観点からは少なくとも年に一度はすべての預金及び有価証券について会計記録と証拠力の高い金融機関が発行する残高証明書との照合により実在性の確認を実施することが望ましい。

第2各論記載箇所	
【1】	基金の運用について

② 実質的回収不能債権の不納欠損処理について【意見】

以下の基金には平成24年度現在では新規の貸付は行っておらず、過去に貸し付けた貸付金の回収事務を行っている。貸付金の回収状況は以下のとおりである。

第2各論 記載箇所	基金名	結果 及び 意見	平成24年度末 貸付金残高 (千円) ^(注1)	回収状況等
【1】	基金の運用について	意見		
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	意見	7,940	6,346千円 ^(注2) は平成5年度以前の調定の滞納債権であり、消滅時効期間が経過していることから、実質的に回収不能と判断しているとのことである。
【24】	神戸市下水道事業基金	意見	89,911	貸付金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付であり、うち納期限が未到来の金額1,839千円を除く残りの88,071千円が平成24年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成25年5月の市の集計によると、調定額87,858千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが77,321千円である。
合 計			97,851	

(注1) 千円未満四捨五入。

(注2) 基金貸付金残高7,940千円との差異1,544千円については、第3編第2各論【10】(2)

①基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違【結果】を参照。

上記の基金には回収見込みのない債権が存在する。債権の回収見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは、事務の滞留を招き債権管理の効率化の阻害要因になりかねない。

そこで、市の財産管理の効率化のためには、回収見込みのない債権、すなわち実質的に回収不能と判断する債権については不納欠損処理を進めることが不可欠である。

具体的には、「①私債権について時効の援用があったときや、法的な手続^(注3)が完了したことにより、債権が消滅した場合」及び「②債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不能若しくは著しく困難であると認められる場合^(注4)」には不納欠損処理が必要であるとする。不納欠損処理の手続として、②においては債権放棄の議会の議決、免除・債権放棄の条例制定の手続が必要である。

市は不納欠損処理すべき債権額を確定し、速やかに適切な手続を実施すべきである。そのために市は、実質的に回収不能と判断される債権について、機動的に不納欠損処理を行うための仕組みの整備を検討すべきと考える。

(注3) 法人の破産、民事再生、会社更生、特別清算等。ただし、市においては、例えば民事再生の場合は、再生計画に同意するかという局面において議会の議決は必要となり、①すべての場合において、議会の議決の手続が不要とはいえない。

(注4) 破産免責を受けた債権、民法の消滅時効期間を経過した債権、債務者の財産状態が極端に悪く、事実上、徴収不能若しくは徴収困難な場合等

(参考文献：自治体のための債権管理マニュアル 東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム 編)

【2】監査の結果及び意見の一覧表

(注)◎は、第3編第1総論【1】重要な監査の結果及び意見の要約のみに記載していることを示す。
○は、第3編第2各論に記載していることを示す。ただし、※については第3編第1総論【1】重要な監査の結果及び意見の要約のみに記載していることを示す。

第3編第2各論の記載箇所		指図書事項(結果及び意見)		基金の運用について	
		基金の廃止を検討すべき	意見		
		定額運用基金の預金については積立基金へ振り替えることを検討すべき	意見		
		基金の必要性を検討すべき	意見		
		積立基金の今後のあり方について改廃も含め検討すべき	意見		
		基金の統合を検討すべき	意見		
		「財源不足の場合の財源充当」を定める条項の乱用を避けるため、同条項の明確な運用ルールを策定すべき	意見		
		未償還の貸付金については、通常の債権と同様に管理することを検討すべき	意見		
		基金残高の確保について			
		積立基金の積立と取崩の計画を具体化すべき	意見		
		基金の返納財源を確保すべき	意見		
		基金を活用した事業の実施について			
		中長期的視点による基金の有効活用策を検討すべき	意見		
		基金充当事業の範囲の拡大を検討すべき	意見		
		基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき	意見		
		給付額の見直しについて検討すべき	意見		
		基金の運用について			
		資産運用を効率的に行うよう検討すべき	意見		
		水道局は行財政局との情報共有等により収益性を向上することが望ましい(水道局)	意見		
		一般担保付社債券の投資対象を財投機関債に限定することについて明文化することが望ましい	意見		
		債券における運用対象選定過程について明確にすることが望ましい(行財政局)	意見		
		繰替運用の事態に応じた処理を行うべき	意見		
		繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき	意見		
		運用要件に疑義のある外郭団体に対する繰替運用	結果		

(注)◎は、第3編第1総論【1】重要な監査の結果及び意見の要約及び、第2各論に記載していることを示す。ただし、※については第3編第1総論【1】重要な監査の結果及び意見の要約のみに記載していることを示す。
○は、第3編第2各論に記載していることを示す。なお、表の基金名は、「神戸市の記載を省略している。」

第3編第2各論の記載箇所		[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]	[19]	[20]	[21]	[22]	[23]	[24]	[25]	[26]	[27]	[28]	[29]	[30]	[31]	[32]	[33]	[34]	[35]			
基金の運用について																																							
	留學生支援等基金																																						
指摘事項(結果及び意見)																																							
	基金に属する土地について																																						
事業課による買戻しの遅れている土地について																																							
未利用土地の有効活用を検討すべき																																							
適切な事務処理について																																							
財産に関する購書の基金決算年度未現在高と実際残高の不一致(預金、有価証券)																																							
会計記録と残高証明書との照合を実施することが望ましい(預金、有価証券)																																							
預金証書の保管体制を強化することが望ましい																																							
公金管理委員会に外部専門家の出席を求め、意見を聞くことが望ましい																																							
業務マニュアルの作成を行うことが望ましい																																							
実質的回収不能債権の不納欠損処理について内報に基づいた会計処理を適時に行うべき																																							
基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違																																							
基金の取崩にかかわる振替決議にかかわる起案文の不備																																							
資金移動を遅滞無く行うべき																																							
基金台帳の未更新																																							
基金土地が公有財産土地にも二重計上されるリスクへの対応をすべき																																							
基金積立額システム登録についてダブルチェックを行うべき																																							

第2 各論

【1】基金の運用について

(1) 基金の運用事務の概要

1. 基金の運用方針について

① 基金に属する財産の状況

平成 24 年度末における基金に属する財産の状況は下記のとおりである。基金の財産の管理権は所管局長が有しており、基金をどの財産として保有するかは、所管局長により決定される。

基金で保有する預金及び有価証券については、地方公営企業法の全部適用により事業管理者を設置している企業会計（水道局、交通局）を除き、所管局長の依頼に基づき、行財政局長が一括して運用を行っている。

【基金に属する財産の状況】

(単位:千円)

第3編 第2各論 記載箇所	基金名	種類	平成24年度末 基金残高	基金残高の運用内訳				
				預金	有価証券	繰替運用	貸付金	土地
【2】	神戸市留学生支援等基金	積立	1,178,364	40,254	1,138,110	-	-	-
【3】	神戸市都市整備等基金	積立 定額運用	25,143,239	16,758,281	-	-	-	8,384,958
【4】	神戸市財政調整基金	積立	3,305,144	3,305,144	-	-	-	-
【5】	神戸市公債基金	積立	215,408,336	70,176,809	128,042,635	17,188,892	-	-
【6】	神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金	積立						
【7】	神戸市被災てん補基金	積立	285,127	165,221	119,906	-	-	-
【8】	神戸市しあわせの村運営等基金	積立	68,564	8,564	60,000	-	-	-
【9】	神戸市勤労者福祉事業基金	積立	871,163	171,142	700,021	-	-	-
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	積立 定額運用	920,855	165,220	747,695	-	7,940	-
【11】	神戸市消費者訴訟資金貸付基金	定額運用	10,000	10,000	-	-	-	-
【12】	神戸市市民文化振興基金	積立	129,089	129,089	-	-	-	-
【13】	神戸市同和更生資金貸付基金	定額運用	191,484	13	-	-	191,471	-
【14】	神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金	積立	75,968	36,065	39,903	-	-	-
【15】	神戸市市民福祉振興等基金	積立	2,324,759	239,111	-	2,085,649	-	-
【16】	神戸市長寿社会対策等基金	積立	32,179	32,179	-	-	-	-
【17】	神戸市国民健康保険財政安定化基金	積立	301,349	301,349	-	-	-	-
【18】	神戸市介護給付費等準備基金	積立	4,927,979	4,927,979	-	-	-	-
【19】	神戸市環境保全基金	積立	1,064,339	257,940	737,842	68,557	-	-
【20】	神戸市リサイクル基金	積立	42,366	42,366	-	-	-	-
【21】	神戸市農業共済事業基金	積立	105,112	25,207	79,905	-	-	-
【22】	神戸市土地改良等基金	積立	-	-	-	-	-	-
【23】	神戸市公園緑地事業等基金	積立	844,754	188,046	448,925	-	-	207,782
【25】	神戸市まちづくり等基金	積立	3,260,762	3,260,762	-	-	-	-
【26】	神戸市営住宅敷金等積立基金	積立	6,151,954	3,946,464	-	2,205,490	-	-
【27】	神戸市ハーバード運営等基金	積立	1,214,320	244,517	969,803	-	-	-
【32】	神戸市市民スポーツ振興等基金	積立	30,977	30,977	-	-	-	-
【33】	神戸市大学奨学金基金	積立	283,727	14,935	268,792	-	-	-
【34】	神戸市子ども交流支援基金	積立	480,111	80,269	399,842	-	-	-
【35】	神戸市置塩こども育成基金	積立	1,164,512	567,152	597,360	-	-	-
一般会計及び特別会計 小計			269,816,534	105,125,056	134,350,738	21,548,588	199,412	8,592,741
【24】	神戸市下水道事業基金	積立 定額運用	7,888,985	1,384,164	5,993,480	-	89,911	421,430
【28】	神戸市港湾事業基金	積立	47,921,408	43,503,740	-	4,417,668	-	-
【29】	神戸市新都市整備事業基金	積立						
【30】	神戸市水道事業基金	積立	21,890,669	4,824,163	17,066,506 (内、1,000,000千円は金銭信託)	-	-	-
【31】	神戸市交通事業基金	積立	3,561,463	148,855	-	3,412,608	-	-
企業会計 小計			81,262,525	49,860,921	23,059,986	7,830,277	89,911	421,430
合計			351,079,060	154,985,977	157,410,724	29,378,865	289,323	9,014,171

② 基金（水道局、交通局除く）の資金運用について

i) 資金運用の基本方針について

資金運用（注 1）の基本方針は「神戸市資金運用取扱基準」第 4 条において定められている。

第 4 条 資金（注 2）計画において余裕資金がある場合は、まず基金に属する現金について資金運用を図り、なお余裕資金がある場合は、歳計現金について資金運用を図るものとする。

2 行財政局長は、資金運用について、その期間、手段等を検討し、最も効率的な運用が出来るよう努めるものとする。

3 歳計現金は、原則として大口定期預金及び譲渡性預金等定期性商品による資金運用を行う。

4 基金に属する現金は、原則として国債、政府保証債及び地方債等元本償還が確実な債券による運用を行う。

5 大口定期預金および譲渡性預金等定期性商品による資金運用を行う場合は、預金の安全性を確保できる範囲で行い、運用先金融機関を選定する場合は、競争を原則とし、有利な条件の提示のあったものから順次、取引を行うものとする。

6 債券による資金運用は、別に定める神戸市債券運用取扱基準による。

（以下省略）

（注 1）神戸市資金運用取扱基準における「資金運用」とは、預金、有価証券等による金融機関又は証券会社を通じての余裕資金の運用をいう。

（注 2）同基準による「資金」とは、歳計現金及び基金に属する現金をいう。

このように、基金に属する現金について余裕資金がある場合は、原則として国債、政府保証債及び地方債等元本償還が確実な債券による資金運用を行い、なお歳計現金及び基金に属する現金について余裕資金のある場合は、預金の安全性を確保できる範囲内で大口定期預金および譲渡性預金等定期性商品による資金運用を行う旨が定められている。

ii) 債券による資金運用について

債券については、「神戸市債券運用取扱基準」において、地方自治法第 241 条第 2 項の定めるところにより、確実かつ効率的な運用に努めなければならない旨が定められている。同基準により、購入可能な債券の種類は、国債証券、地方債証券、政府保証債券、地方公社債券、地方公共団体金融機構債券及び一般担保付社債券（発行体が 1 以上の格付機関から AA 以上の格付を取得しており、かつ残存期間が 5 年以内に限る）と定められている。

なお、「神戸市のペイオフ対応方策について（2009年8月改定）」において、将来の資金需要に対応するため、償還日に偏りが生じないように、各種年限の債券を組み合わせて運用することとし、価格変動リスクへ対応するために、原則として購入した債券は満期まで保有することが定められている。

iii) 預金による資金運用について

余裕資金としての預金による資金運用については、基金に属する現金と歳計現金等と一体で、元本保証商品で3ヶ月を基準とした大口定期預金、譲渡性預金など定期性商品を中心に行っている。定期性預金での運用にあたっては、原則として、①預金債権と借入債務（銀行等引受債）との相殺による保全策、又は②金融機関が保有する国債、地方債等への質権設定による保全策がとられている金融機関の内、公金管理委員会（注3）において、一定の基準により健全性の確認ができた金融機関を対象として資金運用を行っている。但し、健全性が極めて高く破綻のおそれがない、と同委員会において判断した金融機関に対しては、上記の保全策の有無にかかわらず、資金運用ができることとしている（「神戸市のペイオフ対応方策について（2009年8月改定）」より要約）。

（注3）公金管理委員会とは、本市の公金の確実かつ適正な管理について総合的に調査、調整、確認及び提案を行うため設置された委員会で、会計室長、行財政局財政部長、産業振興局経済部長、みなと総局経営企画部長、水道局経営企画部長、交通局次長により構成されている。金融機関経営状況の把握に関する事、危機管理に関する事、ペイオフ対応方策の継続的な見直しに関する事等について、調査、調整等を行っている（神戸市公金管理委員会設置要綱より要約）。

iv) 支払準備金としての保有

支払準備金及び基金に属する現金で手許預金として流動性の高い預金として保有する資金については、全額保護をするために、指定金融機関の別段預金を無利子化することとしている。ただし、公金管理委員会により、指定金融機関の健全性が極めて高く、破綻の恐れがないと判断した場合には、有利子の別段預金として管理することができる（「神戸市のペイオフ対応方策について（2009年8月改定）」より要約）。

③ 水道局、交通局の資金運用方針について

水道局では、「資金運用要領」（平成20年5月14日 水道事業管理者決定）により、水道事業及び工業用水道事業会計の資金を預金その他の金融商品で運用する場合は、安全性、流動性及び収益性を十分考慮の上、資産

の健全性の確保に努めることを運用方針とすることを定めている。

同要領によると、大口定期預金、譲渡性預金、NCD 現先、為替先物予約付の外貨預金、国債等（注 4）の債券、債券現先、信託元本の償還が確実な金銭信託により資金運用を行うこととされている。

なお、交通局所管の基金は、流動性の高い手許現金として保有している預金と、繰替運用として保有しており、資金運用の対象となる余裕資金はない状態である。

（注 4）同要領には、国債等とは国債、地方債、政府保証債、財政機関債、電力債、NTT 債、銀行社債（対象は円貨建債券で償還元本が変動しないもの、取得時の格付が A 以上）と定められている。

2. 預金の管理事務について

① 平成 24 年度末預金の状況

平成 24 年度末の預金の状況は下記のとおり、神戸市勤労者福祉事業基金及び神戸市置塩こども育成基金は独自の普通預金及び定期預金で運用を行っているが、それ以外の基金は一般会計、特別会計、企業会計（水道局、交通局を除く）の資金及び歳入歳出外現金と一体で運用されている。

また、交通事業基金は独自の別段預金で運用を行っているが、水道事業基金は水道事業会計の預金と一体で運用されている。

（単位：千円）

	運用種別	金額	うち基金	うち歳計現金等
歳計現金等と一体で運用	指定金別段預金	145,742,657		
	大口定期預金	62,900,000		
	譲渡性預金	75,600,000		
	普通預金	338,458		
	計	284,581,115	149,327,305	135,253,810
基金独自で運用	大口定期預金	500,000	500,000	-
	普通預金（決済用預金）	185,655	185,655	-
	計	685,655	685,655	-
計（水道局、交通局を除く）		285,266,770	150,012,960	135,253,810
水道局	別段預金	9,902,328	924,163	8,978,165
	大口定期預金	11,500,000	3,900,000	7,600,000
	計	21,402,328	4,824,163	16,578,165
交通局	別段預金	148,855	148,855	-
	計	148,855	148,855	-
合計		306,817,952	154,985,977	151,831,975

（注）千円未満四捨五入

② 預金の管理事務について

i) 預金の管理事務の流れ（水道局、交通局を除く）

基金に属する現金の資金運用については、「神戸市資金運用取扱基準」に

基づき、基金の所管局長の依頼により、行財政局長は市として最も効率的な運用が出来るよう複数の金融機関に対する引合を行い、最終的には所管局長と行財政局長の協議のうえ、その運用を決定する。こうして作成される運用案に、決裁文書その他関係書類を添えて、会計管理者にその運用を依頼する。会計管理者は依頼を受けたときは、速やかに余裕資金の支出の手続を行う。

ii) 預金の預託及び解約事務（水道局、交通局を除く）

預金の預託及び解約手続は会計管理者が行う。預託の場合は、指定金融機関から送付される「指定金融機関出納日計表並びに一時借入金残高報告書」の預金・支払高欄と預託金額の照合により預託の事実を確認している。解約の場合は、同報告書の預金・受入高欄と解約金額の照合により、解約の事実の確認を行っている。

iii) 預金の実在性の確認事務（水道局、交通局を除く）

預金証書は会計管理者が金庫保管している。定期性預金は預託期間が3ヶ月以内のものが多く、長くても6ヶ月であることから、実在性の確認については、預託時に預託に関する決裁書類（金融機関への振込依頼書控え）と預金証書の照合により行っており、定期的に金融機関から残高証明書入手して残高証明書と預金残高を照合する作業は実施していない。

iv) 預金利息の配分事務について（水道局、交通局を除く）

預金利息については、行財政局が各会計及び各基金残高に応じて配分案を作成し、各基金の所管部局へ照会を行い、誤りのない旨確認をとった上で配分事務を行っている。

v) 水道局、交通局の預金管理事務について

水道局及び交通局の基金が保有する現金預金は、それぞれの「資金運用要領」にもとづき、各事業管理者が管理している。預金の預託にあたっては、行財政局財務課へ運用額を通知し、同課が歳計現金とまとめて引合を行い、その結果を事業管理者が決裁することで決定されている。

3. 有価証券の管理、運用事務について

① 平成24年度末有価証券の状況

平成24年度末の有価証券の状況は下記のとおりである。

(単位:千円)

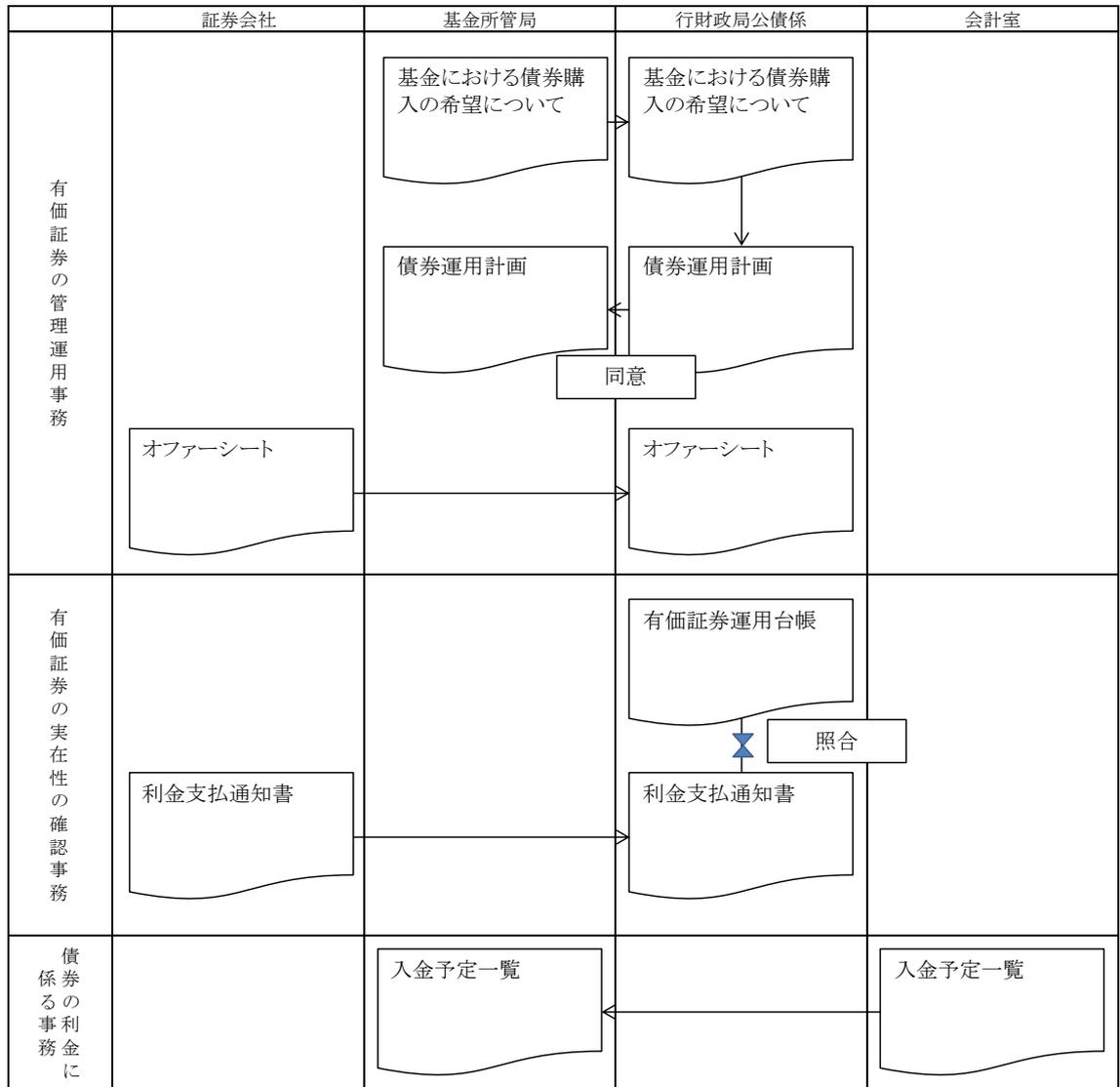
第3編 第2各論 記載箇所	基金名	債券	株式	金銭信託	合計
【2】	神戸市留学生支援等基金	1,138,110	-	-	1,138,110
【5】	神戸市公債基金	113,844,481	14,198,154	-	128,042,635
【7】	神戸市被災てん補基金	119,906	-	-	119,906
【8】	神戸市しあわせの村運営等基金	60,000	-	-	60,000
【9】	神戸市勤労者福祉事業基金	700,021	-	-	700,021
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	747,695	-	-	747,695
【14】	神戸市民間社会福祉事業従事 職員福利厚生基金	39,903	-	-	39,903
【19】	神戸市環境保全基金	737,842	-	-	737,842
【21】	神戸市農業共済事業基金	79,905	-	-	79,905
【23】	神戸市公園緑地事業等基金	448,925	-	-	448,925
【24】	神戸市下水道事業基金	5,993,480	-	-	5,993,480
【27】	神戸市ハーバーランド運営等基金	969,803	-	-	969,803
【30】	神戸市水道事業基金	16,066,506	-	1,000,000	17,066,506
【33】	神戸市大学奨学金基金	268,792	-	-	268,792
【34】	神戸市子ども交流支援基金	399,842	-	-	399,842
【35】	神戸市置塩こども育成基金	597,360	-	-	597,360
	合計	142,212,570	14,198,154	1,000,000	157,410,724

(注) 千円未満四捨五入

なお、公債基金においては、昭和 57 年 11 月 1 日施行の「神戸市資金運用取扱基準」第 4 条第 4 項「基金に属する現金は、原則として国債、政府保証債及び地方債等元本償還が確実な債券による資金運用を行う」の定め
の例外として、同基準の施行以前から関西電力株式会社、株式会社三井住友
フィナンシャルグループ及び株式会社三菱 UFJ フィナンシャルグループ
の株式を保有している。

② 有価証券の管理及び運用事務について

有価証券の管理及び運用事務の流れは下図のとおりである。



i) 有価証券の管理及び運用事務の流れ（水道局、交通局を除く）

基金に属する現金の有価証券による運用については、「神戸市資金運用取扱基準」及び「神戸市債券運用取扱基準」に基づき行われる。基金の所管局長は、所管する基金の資金計画に基づき、年次で行財政局長が各所管局へ照会する「基金における債券購入の希望について」を提出する。行財政局長はこの希望結果により、市として最も効率的な運用ができるよう配慮して債券運用計画を策定し、所管局長の同意により各基金の運用計画を決定する。所管する基金の資金計画の変更により、債券運用計画に変更が生じる場合には、所管局長は速やかに行財政局長に報告するものとしている。

既発債券の銘柄を選択するにあたっては、行財政局財務課が、毎日、証券会社からオファー・シート（証券会社が提示する債券の売買価格の目安）を取り寄せ、情報の収集を行っている。また、債券の購入にあたって

は、原則として神戸市公募公債の取扱会社で、債券運用への参加の意思を示している 18 社の証券会社に対する引合によるものとし、最も有利な条件を提示した証券会社から購入することとしている。

ii) 有価証券の実在性の確認事務（水道局、交通局を除く）

行財政局は、利金収納事務において有価証券台帳と利金支払通知書を確認（照合）することで、有価証券残高の実在性を確認している。証券会社より残高証明書を年次で入手はしているものの、有価証券台帳との照合は行っていない。

iii) 債券の利金に係る事務（水道局、交通局を除く）

債券の元利金入金については、会計室にてその入金予定一覧を所管部局へ配布している。

iv) 水道局の有価証券管理運用事務について

水道局の基金が保有する有価証券は、「資金運用要領」にもとづき、事業管理者が管理、運用している。現在、水道局では、資金需要の予測を行った上で、余裕資金を 5 年と 10 年の債券の購入によって運用している。

4. 繰替運用の管理、運用事務について

① 平成 24 年度末繰替運用の状況

平成 24 年度末の繰替運用の状況は下記のとおりである。

事業名	運用日	利率	貸付から償還期限までの期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利金等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要
【6】 公債基金								
欄神戸ワイン所有のフルーツフラワーパークのホテル研修館ほか建物等取得資金の貸付	平成14年10月21日	0.4%	5年間	満期一括償還	-	6,180,000		産業振興局長の償還期限延長依頼により、平成19年10月19日行財政局長決裁により未償還元金59億円について下記のとおり償還期限を延長している。
	償還期限延長							
	平成19年10月19日	1.3%	5年間	満期一括償還	-	5,900,000		産業振興局長の償還期限延長依頼により、平成24年10月18日行財政局長決裁により未償還元金2億4千万円について下記のとおり償還期限を延長している。
償還期限延長								
	平成24年10月19日	0.2%	5年間	元利均等償還	55,890	240,000	240,000	平成25年10月に240,000千円について期限前一括償還を受けている。
財源対策にかかる一般会計への繰替運用	平成12年3月31日	2.0%	20年間	5年据置後 元利均等償還	389,127	5,000,000	2,518,429	
同上	平成14年3月29日	1.9%	20年間	5年据置後 元利均等償還	1,158,667	15,000,000	9,502,607	
同上	平成15年3月31日	1.0%	20年間	5年据置後 元利均等償還	360,619	5,000,000	3,415,531	
同上	平成16年3月31日	1.6%	20年間	5年据置後 元利均等償還	151,032	2,000,000	1,512,325	
小 計							17,188,892	

事業名	運用日	利率	貸付から償還期限までの期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利金等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要	
【15】 市民福祉振興等基金									
サン舞子マンション事業 (貸付先:(財)こうべ市民 福祉振興協会)	昭和58年2月10日	5.75%	50日間	満期一括償還	-	845,000		当該貸付は昭和57年度にサン舞子マンション建設事業資金として(財)こうべ市民福祉振興協会に貸付られたものであるが、当該協会の財政状況を勘案し、その後10年間ずつ償還期限延長が行われており、一度も元本の返済は行われていない。	
	全額償還し、新たに貸付開始								
	昭和58年4月1日	6.0%	10年間	満期一括償還	-	845,000			
	償還期限延長								
	平成5年4月1日		10年間		-	845,000			
	償還期限延長								
	平成15年4月1日		10年間		-	845,000			
	利率の変更								
平成16年4月1日	1.5%				845,000				
利率の変更									
平成23年4月1日	1.0%				845,000				
償還期限延長									
平成25年4月1日		10年間			-	845,000	845,000		
サン舞子マンション事業 (貸付先:(財)こうべ市民 福祉振興協会)	平成17年7月1日	1.5%	10年間	満期一括償還	-	256,000		当初の契約では満期一括償還であったが、平成23年度に再契約を行い、貸付先の経営状況に応じて元本の返済が行われている。なお、平成23年度の返済額は81,000千円、平成24年度の返済額は80,000千円。近況の国債10年物の平均利回り及び貸付先の財政状況を勘案し、利率を決定している。	
	利率及び返済方法の変更								
平成23年4月1日	1.0%			貸付先の経営状況に応じて、貸付先が毎年申請する金額	-	256,000	95,000		
サン舞子マンション事業 (貸付先:(財)こうべ市民 福祉振興協会)	平成18年4月14日	1.5%	10年間	満期一括償還	-	1,100,000		近況の国債10年物の平均利回り及び貸付先の財政状況を勘案し、利率を決定している。	
	利率の変更								
平成23年4月1日	1.0%				-	1,100,000	1,100,000		
しあわせの村省エネルギー化改修事業(ESCO事業)	平成18年3月31日	1.5%	12年間	元利均等償還	10,187	108,347	45,649		
小 計							2,085,649		
【19】 環境保全基金									
市役所本庁舎の省エネルギー改修工事にかかる工事費(行財政局)	平成18年3月22日	1.4%	10年間	5年据置後元利均等償還	23,495	217,830	68,557		
【26】 市営住宅敷金等積立基金									
財源対策に係る特別会計への繰替運用	平成16年3月31日	1.6%	20年間	5年据置後元利均等償還	32,886	435,488	329,299		
同上	平成18年3月31日	1.8%	25年間	元金均等償還	29,309	732,725	527,562		
同上	平成21年3月31日	1.4%	14年間	元金均等償還	145,464	1,837,724	1,348,629		
小 計							2,205,490		
【28】 港湾事業基金(運用日付不明のため運用年度で記載)									
港湾事業会計(港湾管理事業)への繰替運用	平成5年度	4.3%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	234,891	3,993,148	148,879	基金借入金を財源として建てた建物等を撤去したことにより、その財源部分について繰上償還が行われている。そのため、実際の年次償還額とは異なる。	
同上	平成6年度	4.65%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	154,529	2,627,000	308,118		
同上	平成7年度	3.4%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	202,066	3,435,118	483,903		
同上	平成8年度	2.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	123,059	2,092,000	222,824		
同上	平成9年度	2.1%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	22,674	385,456	55,428		
同上	平成10年度	2.1%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	121,706	2,069,000	730,235		
同上	平成11年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	121,265	2,061,500	848,853		
同上	平成12年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	4,406	74,900	35,247		
同上	平成13年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	359	6,100	3,229		
同上	平成15年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	885	15,040	9,732		
同上	平成16年度	1.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	9,288	157,900	111,459		

事業名	運用日	利率	貸付から償還期限までの期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利金等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要
同上	平成17年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	13,529	230,000	175,882	
同上	平成18年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	224	3,800	3,129	
同上	平成19年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	13,232	224,950	198,485	
同上	平成20年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	21,168	359,861	338,693	
同上	平成21年度	1.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	11,306	192,200	192,200	
同上	平成22年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	1,765	30,000	30,000	
港湾事業会計 (港湾施設運営事業) への繰替運用	平成5年度	4.3%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	16,588	282,000	16,588	
同上	平成6年度	4.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	18,176	309,000	36,353	
同上	平成7年度	3.4%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	8,647	147,000	25,941	
同上	平成10年度	2.1%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	10,235	174,000	61,412	
同上	平成11年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	5,812	98,800	40,682	
同上	平成12年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	3,000	51,000	24,000	
同上	平成13年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,418	41,100	21,759	
同上	平成14年度	1.0%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,869	48,770	28,688	
同上	平成15年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	777	13,210	8,548	
同上	平成16年度	1.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,065	35,100	24,776	
同上	平成17年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	12	200	153	
同上	平成18年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,235	38,000	31,294	
同上	平成19年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	13,412	228,000	201,176	
小計							4,417,668	
【31】 交通事業基金								
自動車事業会計に 長期貸付	平成20年3月25日	1.1%	6年間	1年据置 6年償還	28,068	294,000	46,608	
高速鉄道事業 会計に長期貸付	平成20年3月25日	1.1%	6年間	1年据置 元利均等償還	28,003	137,000	27,400	
同上	平成21年3月31日	0.925%	5年間	元利均等償還	39,314	193,000	38,600	
高速鉄道事業 会計に一時貸付	平成24年9月14日	0.96%	1年間	満期一括償還	200,842	1,800,000	1,600,000	平成24年度に200,000千円の償還を受けている。
同上	平成24年10月19日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	200,000	200,000	
同上	平成24年12月13日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	300,000	300,000	
同上	平成24年12月27日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	300,000	300,000	
同上	平成25年1月31日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	300,000	300,000	
自動車事業会計に 一時貸付	平成25年2月20日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	600,000	600,000	
小計							3,412,608	
合計							29,378,865	

(注)千円未満四捨五入

② 繰替運用に関する総務省の方針

基金の繰替運用とは、会計年度を越えて基金から一般会計等が借入を行うことをいう。

平成 24 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（平成 24 年 1 月 25 日 総務省自治財政局財政課 事務連絡）には、繰替運用に関する留意事項として下記が記載されている。

第 3 予算編成の基本的考え方 10

- (2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。
- (3) 会計年度を越える繰替運用については「地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 16 条の 2 に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

③ 繰替運用に関する市の方向性

市によると、過去には、繰替運用は財源充当の対象となる事業の内容を精査のうえ、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、健全な財政運営と基金の保全、活用が図られるよう、運用の都度、個々の基金の設置目的などに照らして各基金所管部局が判断を行ってきたとのことである。しかし、総務省の方針もあり、現在では、所要額を該当年度に一括して取り崩して財源充当することが、会計年度独立の原則などの法の趣旨により適った対応であると考えており、一般会計における繰替運用は平成 18 年度の市民福祉振興等基金、特別会計では平成 20 年度の市営住宅敷金等積立基金を最後に実施しておらず、基金の活用としては、すべて基金取崩により対応している。なお、企業会計における繰替運用は港湾事業会計においては平成 22 年度を最後に行っていないが、交通事業会計においては繰替運用は現在も行われている。

④ 情報開示について

財産に関する調書において、市によると繰替運用は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて一般会計等に事実上の貸付を行なっているものであり、各会計から将来元利償還金の給付を受ける権利を有することからその他の長期貸付金と同様に債権として区分しているとのことである。

また公債基金から一般会計に対する繰替運用についてのみ、決算プレス

資料(市民等に開示している「平成 24 年度各会計決算」資料)の基金残高欄の欄外に、「平成 11 年度から平成 15 年度に臨時的な財源対策として公債基金から借入を行っており、平成 24 年度末の残高は 172 億円となっている。」との注書を行っている。

5. 基金に属する財産のその他の保有形態について

その他の保管形態としては、基金の所管局長の決定により、土地及び貸付金(繰替運用を除く。以下同じ。)として保有しているものもある。これらの管理は、各所管局において行われている。

① 平成 24 年度末の土地及び貸付金の保有状況

平成 24 年度末の土地及び貸付金の保有状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

第3編 第2各論 記載箇所	基金名	土地	貸付金
【3】	神戸市都市整備等基金	8,384,958	-
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	-	7,940
【13】	神戸市同和更生資金貸付基	-	191,471
【23】	神戸市公園緑地事業等基金	207,782	-
【24】	神戸市下水道事業基金	421,430	89,911
	合計	9,014,171	289,323

(注)千円未満四捨五入

(2) 監査の結果及び意見

1. 預金の管理事務について

① 財産に関する調書の基金決算年度末現在高と実際残高の不一致【結果】

財産に関する調書(一般会計及び特別会計の財産が対象であり、企業会計の財産は含んでいない)の基金決算年度末現在高の現金預金は 105,125,050 千円であるが、市の会計記録による基金現金預金残高は 105,125,055,959 円である。

財産に関する調書は、基金別内訳表(千円単位)の千円未満切捨値の集計値であるため、端数分について実際の預金残高より少なく記載されたものと思われるが、正確な集計値は 105,125,055 千円(注)である。

(注)市は、財産に関する調書上、端数処理は切り捨てにより記載していることから、千円未満の端数について切り捨てた数値を記載している。

② 会計記録と残高証明書との照合を実施することが望ましい【意見】

一般会計、特別会計(水道事業会計及び交通事業会計を除く)において

は、定期性預金は預託期間が 3 ヶ月以内のものが多く、長くても 6 ヶ月であることから、実在性の確認は、預託時に、預託に関する決裁書類（金融機関への振込依頼書控え）と預金証書との照合により行っており、定期的な金融機関への残高確認は実施していないとのことであった。

財産保全の観点から、少なくとも年に一度はすべての預金について会計記録と証拠力の高い金融機関発行の残高証明書との照合により、預金の実在性の確認を実施することが望ましい。

また、別段預金については会計記録と金融機関発行の「指定金融機関出納日計表並びに一時借入金残高報告書」との照合を日次で行っているが、その他の預金についても月に 1 度は、会計記録と通帳の照合を行うことが望ましい。

③ 預金証書の保管体制を強化することが望ましい【意見】

一般会計、特別会計（水道事業会計及び交通事業会計を除く）の預金について、預金証書は金庫に保管されている。金庫は、4 重の扉の中にはあるものの、建物自体は機械警備でなく 24 時間の有人警備である。また、ダイヤル式金庫のダイヤル番号は金庫が設置されてから、一度も変更されていない。金庫が保管されている部屋の鍵の保管場所は人数が限定されているとはいえ、複数人が鍵の保管場所を知っており、鍵の使用ログが残るしくみになっていない。

預金の保有金額の重要性と盗難や火災のリスクの観点から、銀行の貸金庫での保管等により、預金証書の保管体制の強化を検討することが望ましい。少なくとも、ダイヤル番号及び鍵の保管場所の不定期の変更、金庫室への入室や鍵の使用についての記録及び当該記録のモニターについては実施すべきである。

④ 公金管理委員会に外部専門家の出席を求め、意見を聞くことが望ましい【意見】

公金管理委員会は、会計室長、行財政局財政部長、産業振興局経済部長、みなと総局経営企画部長、水道局経営企画部長、交通局次長により構成されているが、外部メンバーはおらず、また金融商品について専門知識のある人材がいない。

公金の確実かつ効率的な運用を行うためには、適切な助言を得られるよう、神戸市公金管理委員会設置要綱第 5 条第 2 項「委員長が必要と認める場合は、委員以外のものの出席を求め意見をきくことができる」の規定に基づき、必要に応じてファンドマネージャー経験者や金融アナリスト等の

外部の専門家の出席を求め、意見を聞くことが望ましい。

⑤ 業務マニュアルの作成を行うことが望ましい【意見】

預金の預託及び解約事務について、その事務手続を明文化したマニュアルはないとのことである。適切かつ効率的な公金管理を行うためには、実務に即した業務マニュアルを作成することが望ましい。

2. 有価証券の管理、運用事務について

① 有価証券の台帳と残高証明書との照合を実施する事が望ましい【意見】

一般会計、特別会計（水道事業会計及び交通事業会計を除く）の債券については証券会社より残高証明を入手しているものの、利金収納事務において有価証券台帳と利金支払通知書を確認（照合）しているのみで、有価証券台帳と残高証明書との確認は行っていない。

株式については、担当者が招集通知の株数を目視で確認しているが、その証跡はなく、また、確認の結果を承認者へ報告の上承認を受けることはない。

今回の包括外部監査において、監査人が金融機関等への残高確認を行った結果、行財政局が作成した債券一覧においては、A証券に預けている公債 100 億分については、同証券会社から「該当なし」との回答であった。この点につき、市へ問い合わせたところ、A証券から購入したが、預け先をB銀行へ移行しており、システム上反映できていなかったことが判明した。その後、B銀行から入手した残高確認書において当該 100 億分について回答を得た。

財産保全の観点から、年度末に入手している金融機関発行の残高証明書と会計記録上の残高との照合を担当者は行い、照合結果について承認者の承認を受けることが望ましい。また、残高証明書との照合を実施することで上記のような保管先の記載誤りについても早期に発見することが可能となる。

② 財産に関する調書の基金決算年度末現在高と実際残高の不一致【結果】

財産に関する調書（一般会計及び特別会計の財産が対象であり、企業会計の財産は含んでいない）の基金決算年度末現在高の有価証券は 134,350,737 千円であるが、市の会計記録による基金が保有する有価証券の残高は 134,350,738,241 円である。

財産に関する調書は、基金別内訳表（千円単位）の千円未満切捨値の集計値であるため、端数分について実際の有価証券残高より少なく記載され

たものと思われるが、正確な集計値は 134,350,738 千円である。

3. 有価証券の運用手法について

① 長期の資金需要の予測を実施し、より収益性の高い運用を行うことが望ましい【意見】

現在は、行財政局では、長期運用が可能な余裕資金については、債券による運用を行っている。具体的には、各基金所管局から今後の資金需要の予測情報に基づく運用計画を集めた上で、毎年ほぼ均等に元本償還が生じるように債券を組み合わせて保有するという運用である、ラダー型運用を目指して債券を購入しているとのことである。

ただし、資金需要の予測について、公債基金については 10 年程度の予測をしているものの、行財政局以外の部局が所管局である基金については、中長期計画に基づき資金需要予測を行うという実務が定着しておらず、行財政局にて市全体での詳細な中長期での資金需要予測が困難な状況である。

一般に同じ発行体の債券であっても、残存期間が長いほど利回りは有利になることから、より収益性の高い運用を行うためには、各所管局が中長期的な資金需要予想をより厳密に行い、長期にわたり運用可能な資金については、残存期間の長い債券の購入を検討の対象とすることが望ましい。

② 一般担保付社債券の投資対象を財投機関債に限定することについて明文化することが望ましい【意見】

「神戸市債券運用取扱基準」においては、債券による運用対象は、国債証券、地方債証券、政府保証債証券、地方公社債券、地方公共団体金融機構債券及び一般担保付社債券（発行体が 1 以上の格付機関から AA 格以上の格付を取得しており、かつ残存期間が 5 年以内のものに限る）であると定められている。運用上は、行財政局から各基金所管局へ行う債券購入希望の照会書として記載されている一般担保付社債券は、特殊会社、政府関係機関などが発行する財投機関債のみとなっており、たとえば NTT 債や電力債等の民間事業会社の発行する一般担保付社債は市の積極的な運用の対象とはしていない。

元利償還の安全性を重視して、財投機関債のみを対象とすることは合理的である一方、投資対象を限定することで収益機会を失うというデメリットがあり、担当者が安全性と収益機会のどちらを重視するかにより一般担保付社債の範囲の解釈が異なってしまう可能性がある。

このように、担当者により購入債券の範囲が異なってしまうことのないよう、市は、元利償還の安全性を重視することを目的として一般担保付社

債券の投資対象は財投機関債に限定することを、神戸市債券運用取扱基準上明確に記載するか、もしくは年度毎の投資方針として明文化した上で、債券購入希望照会などの内部通達文書等を発行することが望ましい。

③ 債券における運用対象選定過程について明確にすることが望ましい【意見】

「神戸市債券運用取扱基準」第3条第2項では、「債券の買い入れにあたり、取得価格は原則として額面価格以下とする。ただし、満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合は、この限りではない」とされている。

平成24年度末基金保有債券一覧によると、簿価が額面を上回っている債券は以下のとおりである。日本政策金融公庫は神戸市勤労者福祉事業基金の財産であり、それ以外の神戸市債は神戸市公債基金の財産である。担当課によると、下記はすべて、「満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合」に該当するため「神戸市債券運用取扱基準」第3条第2項違反ではないとのことであった。

銘柄名	銘柄年度	回号	年債	簿価 (千円)	額面 (千円)
神戸市公募公債	H16	5	10	402,716	400,000
神戸市公募公債	H16	5	10	100,700	100,000
神戸市公募公債	H19	10	10	100,354	100,000
神戸市公募公債	H15	1	10	305,915	305,000
神戸市公募公債	H20	24	20	1,006,740	1,000,000
神戸市公募公債	H23	12	5	501,840	500,000
神戸市公債	H17	2	10	200,652	200,000
神戸市公債	H17	2	10	402,596	400,000
神戸市公債	H17	2	10	301,482	300,000
日本政策金融公庫		27	2	100,021	100,000

市が神戸市債を購入している理由は、市の担当課によると、時価（＝取得価額）が額面価格を下回る場合はもちろん、額面価格を取得価格が上回る場合であっても、神戸市債が流通市場において、ほかの地方債銘柄に比べ割安である場合があることから、市場での評価向上の観点も含めて、運用対象として積極的に購入しているとのことであった。

ほかの債券においても「満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合」はあり得ると考えられるが、取得価格が額面価格を超過している、つまり割高な債券を購入していると見られる可能性もあり、かつ保有債券のほとんどが自市発行の債券であることから、特に既発債を購入する場合は、常に、債券における運用対象選定過程を明確に

し、長期的に効率的運用を行っていることを合理的に説明できるような状態にしておくことが望ましい。

④ 水道局は行財政局との情報共有等により収益性を向上することが望ましい【意見】

現在水道局では、資金需要の予測を行った上で、余裕資金を局独自で債券によって長期運用している。銘柄の選択にあたっては、余裕資金運用の意思決定がなされた際に、証券会社から情報を入手して、有利な投資先を決定しており、より高い収益性を求めて、毎日債券の情報を確認するには至っていない。

今後、オファー・シートを入手している行財政局または証券会社と情報交換を行うことにより、適時適切に既発債の情報収集を行うことが望ましいと考える。

4. 繰替運用について

① 繰替運用の事実を積極的に開示すべき【意見】

繰替運用については、公債基金についてのみ、決算プレス資料の参考資料のひとつである基金残高表の欄外に、「平成 11 年度から平成 15 年度に臨時的な財源対策として公債基金から借入を行っており、平成 24 年度末の残高は 172 億円となっている。」という文章を記載することで開示を行っている。しかし、公債基金も含め、すべての繰替運用を行っている基金について、議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。

実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）、残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。

なお、繰替運用の償還期限延長の実施については、予算書に計上されず、所管局長決裁により実施可能であるため、情報開示すべきであると考え。

② 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】

基金においては、「地方自治法第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針を受け、市は、一般会計、特別会計（企業会計を除く）においては、財源補てんとしての繰替運用も、特定事業への充

当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしている。

現在、繰替運用を実施している各基金の設置条例では、必要に応じて繰替運用を実施できるとされており、基金条例に反するものではないものの、会計年度独立の原則などの法の趣旨に鑑みても、規律ある財政運営上好ましくない状態である。このため貸付先である一般会計等から基金へ償還を受け、繰替運用の状態を解消し、適正化を図る必要がある。

具体的には、総務省方針の発出以前に行われた繰替運用については、当初定められた償還条件にしたがって償還を受ける事で、適正化を図っていると理解できる。しかし、繰替運用の償還期限延長を実施している基金については、基金が一般会計等貸付先から償還を受ける適正化のための計画を早急に作成すべきである。また、その使用状況からは本来の基金設置目的に適うものと判断できる場合は、基金の目的取崩として処理すべきである。

5. 貸付金の管理について

① 実質的回収不能債権の不納欠損処理について【意見】

以下の基金には平成24年度現在では新規の貸付は行っておらず、過去に貸し付けた貸付金の回収事務を行っている。貸付金の回収状況は以下のとおりである。

第2各論記載箇所	基金名	結果及び意見	平成24年度末貸付金残高(千円)(注1)	回収状況等
【1】	基金の運用について	意見		
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	意見	7,940	6,346千円(注2)は平成5年度以前の調定の滞納債権であり、消滅時効期間が経過していることから、実質的に回収不能と判断しているとのことである。
【24】	神戸市下水道事業基金	意見	89,911	貸付金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付であり、うち納期限が未到来の金額1,839千円を除く残りの88,071千円が平成24年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成25年5月の市の集計によると、調定額87,858千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが77,321千円である。
	合計		97,851	

(注1) 千円未満四捨五入。

(注2) 基金貸付金残高7,940千円との差異1,544千円については、第3編第2各論【10】(2)

①基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違【結果】を参照。

上記の基金には回収見込みのない債権が存在する。債権の回収見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは、事務の滞留を招き債権管理の効率化の阻害要因になりかねない。

そこで、市の財産管理の効率化のためには、回収見込みのない債権、す

なわち実質的に回収不能と判断する債権については不納欠損処理を進めることが不可欠である。

具体的には、「①私債権について時効の援用があったときや、法的な手続^(注3)が完了したことにより、債権が消滅した場合」及び「②債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不能若しくは著しく困難であると認められる場合^(注4)」には不納欠損処理が必要であると考え。不納欠損処理の手続として、②においては債権放棄の議会の議決、免除・債権放棄の条例制定手続が必要である。

市は不納欠損処理すべき債権額を確定し、速やかに適切な手続を実施すべきである。そのために市は、実質的に回収不能と判断される債権について、機動的に不納欠損処理を行うための仕組みの整備を検討すべきと考える。

(注3) 法人の破産、民事再生、会社更生、特別清算等。ただし、市においては、例えば民事再生の場合は、再生計画に同意するかという局面において議会の議決は必要となり、①すべての場合において、議会の議決が不要とはいえない。

(注4) 破産免責を受けた債権、民法の消滅時効期間を経過した債権、債務者の財産状態が極端に悪く、事実上、徴収不能若しくは徴収困難な場合等

(参考文献：自治体のための債権管理マニュアル 東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム 編)

(3) 残高確認の結果要約

① 預金の残高確認結果要約

預金については、既述のとおり神戸市勤労者福祉事業基金及び神戸市置塩こども育成基金は基金独自の普通預金及び定期預金で運用を行っているが、それ以外の基金は一般会計、特別会計、企業会計（水道局、交通局を除く）の資金及び歳入歳出外現金と一体で運用している。

平成24年度末（平成25年3月31日）現在における、基金として保有する預金及び市が一般会計、特別会計、企業会計（水道、交通局を除く）の資金及び歳入歳出外現金と基金を一体で運用している預金ならびに企業会計（水道局、交通局）の預金（基金として保有している預金含む）全件について、監査人が今回の包括外部監査にあたり残高確認^(注)を実施した。その結果は次のとおり、すべての預金について会計上の数値と残高確認の結果は一致した。

(注) 残高確認とは、預金の実在性を確認するために、監査人が直接、残高確認書を送付し、監査対象の金融機関等の一定時点における取引残高等の記載を求め、監査対象が認識している取引残高と金融機関等の認識している取引残高の一致を確認する監査手続のひとつである。

(単位:円)

金融機関	名義	普通預金	定期預金	譲渡性預金	別段預金	結果
A銀行	神戸市 会計管理者	961,200	10,000,000,000	23,000,000,000	145,742,657,250	一致
B銀行		337,497,000	-	14,800,000,000	-	一致
C銀行		-	-	10,000,000,000	-	一致
D銀行		-	-	200,000,000	-	一致
E銀行		-	5,800,000,000	-	-	一致
F銀行		-	500,000,000	-	-	一致
G銀行		-	-	2,000,000,000	-	一致
H銀行		-	-	1,100,000,000	-	一致
I銀行		-	-	10,000,000,000	-	一致
J銀行		-	-	9,000,000,000	-	一致
K銀行		-	-	1,500,000,000	-	一致
L銀行		-	5,300,000,000	-	-	一致
M銀行		-	4,000,000,000	-	-	一致
N銀行		-	2,000,000,000	-	-	一致
O銀行		-	12,100,000,000	-	-	一致
P銀行		-	7,800,000,000	-	-	一致
Q銀行		-	1,000,000,000	-	-	一致
R銀行		185,654,685	-	4,000,000,000	-	一致
S銀行		-	10,700,000,000	-	-	一致
T銀行		-	4,200,000,000	-	-	一致
U銀行	神戸市 水道事業管理者	-	1,000,000,000	-	9,902,327,604	一致
V銀行		-	4,500,000,000	-	-	一致
W銀行		-	6,000,000,000	-	-	一致
X銀行	神戸市 交通事業基金管理者	-	-	-	148,854,605	一致
	合計	524,112,885	74,900,000,000	75,600,000,000	155,793,839,459	

② 有価証券の残高確認結果要約

基金で保有する有価証券の平成24年度末(平成25年3月31日)現在の残高について、監査人が今回の包括外部監査にあたり、保管証券会社への残高確認を実施した。その結果は以下のとおり全件一致した。

【債券】

(単位:円)

銘柄名	額面	残高確認	銘柄名	額面	残高確認
【2】 神戸市留学生支援等基金					
神戸市公募公債	200,000,000	一致	大阪市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	100,000,000	一致	大阪府公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	100,000,000	一致	大阪府公募公債	240,000,000	一致
札幌市公募公債	200,000,000	一致	北海道公募公債	100,000,000	一致
【5】 神戸市公債基金					
政府保証日本高速道路保有債務返済機構債	100,000,000	一致	北海道公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	100,000,000	一致	北海道公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	400,000,000	一致	北海道公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	100,000,000	一致	北九州市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	2,625,000,000	一致	北九州市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	100,000,000	一致	北九州市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	100,000,000	一致	北九州市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	305,000,000	一致	北九州市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	1,000,000,000	一致	北九州市公募公債	200,000,000	一致
神戸市公募公債	100,000,000	一致	名古屋市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	4,400,000,000	一致	名古屋市公募公債	100,000,000	一致
神戸市公募公債	500,000,000	一致	愛知県公募公債	200,000,000	一致
神戸市公債	200,000,000	一致	愛知県公募公債	100,000,000	一致
神戸市公債	400,000,000	一致	愛知県公募公債	100,000,000	一致
神戸市公債	300,000,000	一致	愛知県公募公債	100,000,000	一致
横浜市公募公債	100,000,000	一致	愛知県公募公債	100,000,000	一致
京都市公募公債	200,000,000	一致	静岡県公募公債	100,000,000	一致
京都市公募公債	100,000,000	一致	静岡県公募公債	100,000,000	一致
京都市公募公債	100,000,000	一致	千葉県公募公債	100,000,000	一致
広島市公募公債	110,000,000	一致	福島県公募公債	300,000,000	一致
広島市公募公債	300,000,000	一致	福島県公募公債	100,000,000	一致
広島市公募公債	100,000,000	一致	福島県公募公債	400,000,000	一致
札幌市公募公債	100,000,000	一致	福島県公募公債	200,000,000	一致
神奈川県公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
神奈川県公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	1,000,000,000	一致
川崎市公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	1,000,000,000	一致
大阪市公募公債	700,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	1,000,000,000	一致
大阪市公募公債	200,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	1,000,000,000	一致

(単位:円)

銘柄名	額面	残高確認	銘柄名	額面	残高確認
【5】神戸市公債基金					
大阪市公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	300,000,000	一致
大阪市公募公債	400,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪市公募公債	1,100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	300,000,000	一致
大阪市公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪市公募公債	2,500,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪市公募公債	500,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪市公募公債	1,000,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪市公募公債	200,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪市公募公債	400,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪市公募公債	700,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪市公募公債	600,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪市公募公債	400,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	300,000,000	一致
大阪市公募公債	500,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪市公募公債	200,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	300,000,000	一致
大阪市公募公債	300,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪市公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪市公募公債	200,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	300,000,000	一致
大阪市公募公債	150,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪市公募公債	180,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪市公募公債	300,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪府公募公債	2,100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪府公募公債	1,300,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪府公募公債	4,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪府公募公債	28,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪府公募公債	200,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	200,000,000	一致
大阪府公募公債	112,000,000	一致	地方公共団体金融機構債券	100,000,000	一致
大阪府公募公債	700,000,000	一致	堺市公募公債	200,000,000	一致
大阪府公募公債	104,000,000	一致	堺市公募公債	300,000,000	一致
大阪府公募公債	50,000,000	一致	堺市公募公債	100,000,000	一致
大阪府公募公債	70,000,000	一致	堺市公募公債	100,000,000	一致
大阪府公募公債	50,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	200,000,000	一致

(単位:円)

銘柄名	額面	残高確認	銘柄名	額面	残高確認
【5】神戸市公債基金					
大阪府公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	200,000,000	一致
大阪府公募公債	20,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	200,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	300,000,000	一致
大阪府公募公債	70,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
大阪府公募公債	300,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	200,000,000	一致
東京都公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	300,000,000	一致
東京都公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	300,000,000	一致
東京都公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	300,000,000	一致
福岡県公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
福岡県公募公債	200,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	300,000,000	一致
福岡県公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	200,000,000	一致
福岡県公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	200,000,000	一致
福岡県公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
福岡県公募公債	200,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
福岡県公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
福岡県公募公債	100,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	100,000,000	一致
福岡県公募公債	200,000,000	一致	共同発行市場公募地方債	200,000,000	一致
福岡市公募公債	100,000,000	一致	福井県公募公債	300,000,000	一致
兵庫県公募公債	100,000,000	一致	浜松市公募公債	200,000,000	一致
兵庫県公募公債	100,000,000	一致	浜松市公募公債	100,000,000	一致
兵庫県公募公債	2,000,000,000	一致	堺市公債(信託受益権)	1,145,669,288	一致
兵庫県公募公債	1,400,000,000	一致	堺市公債	100,000,000	一致
兵庫県公募公債	200,000,000	一致	大阪府公債	100,000,000	一致
兵庫県公募公債	300,000,000	一致	兵庫県公債(信託受益権)	5,000,000,000	一致
兵庫県公募公債	500,000,000	一致	兵庫県公債(信託社債)	10,000,000,000	一致
兵庫県公募公債	500,000,000	一致	兵庫県公債(信託受益権)	3,500,000,000	一致
兵庫県公募公債	1,800,000,000	一致	兵庫県公債(信託受益権)	5,750,000,000	一致
兵庫県公募公債	1,200,000,000	一致	秋田県公債	1,500,000,000	一致
兵庫県公募公債	300,000,000	一致	福岡北九州高速道路債	1,000,000,000	一致
兵庫県公募公債	200,000,000	一致	福岡北九州高速道路債	300,000,000	一致
兵庫県公募公債	1,000,000,000	一致	福岡北九州高速道路債	200,000,000	一致
兵庫県公募公債	200,000,000	一致	兵庫県土地開発公社債	1,000,000,000	一致

(単位:円)

銘柄名	額面	残高確認	銘柄名	額面	残高確認
【5】 神戸市公債基金					
兵庫県公募公債	1,000,000,000	一致	広島県・広島市折半保証 広島高速道路債	300,000,000	一致
兵庫県公募公債	1,100,000,000	一致	広島県・広島市折半保証 広島高速道路債	200,000,000	一致
兵庫県公募公債	300,000,000	一致	埼玉県公募公債	100,000,000	一致
兵庫県公募公債	400,000,000	一致	埼玉県公募公債	100,000,000	一致
兵庫県公募公債	200,000,000	一致	群馬県公募公債	100,000,000	一致
兵庫県公募公債	100,000,000	一致	群馬県公募公債	200,000,000	一致
兵庫県公募公債	100,000,000	一致	岡山県公募公債	200,000,000	一致
北海道公募公債	900,000,000	一致	島根県公募公債	100,000,000	一致
北海道公募公債	400,000,000	一致	新潟市公募公債	100,000,000	一致
北海道公募公債	2,100,000,000	一致	岡山市公募公債	100,000,000	一致
北海道公募公債	500,000,000	一致	千葉市公募公債	100,000,000	一致
北海道公募公債	600,000,000	一致	熊本市公募公債	100,000,000	一致
北海道公募公債	100,000,000	一致	新潟県公募公債	100,000,000	一致
北海道公募公債	790,000,000	一致	新潟県公募公債	100,000,000	一致
北海道公募公債	200,000,000	一致	利付国債(信託受益権)	5,000,000,000	一致
北海道公募公債	140,000,000	一致	利付国債(信託受益権)	5,000,000,000	一致
北海道公募公債	210,000,000	一致	利付国債(信託受益権)	5,000,000,000	一致
北海道公募公債	200,000,000	一致	愛知県・名古屋市折半保証 名古屋高速道路債	100,000,000	一致
北海道公募公債	80,000,000	一致	愛知県・名古屋市折半保証 名古屋高速道路債	100,000,000	一致
北海道公募公債	100,000,000	一致	愛知県・名古屋市折半保証 名古屋高速道路債	40,000,000	一致
北海道公募公債	200,000,000	一致	愛知県・名古屋市折半保証 名古屋高速道路債	100,000,000	一致
北海道公募公債	200,000,000	一致	愛知県・名古屋市折半保証 名古屋高速道路債	100,000,000	一致
【7】 神戸市被災てん補基金					
北海道公募公債	120,000,000	一致			
【8】 神戸市しあわせの村運営等基金					
愛知県・名古屋市折半保証 名古屋高速道路債	60,000,000	一致			
【9】 神戸市勤労者福祉事業基金					
日本学生支援債券	500,000,000	一致	日本政策金融公庫	100,000,000	一致
日本学生支援債券	100,000,000	一致			
【10】 神戸市勤労者福祉共済基金					
大阪府公募公債	400,000,000	一致	大阪府公募公債	50,000,000	一致
大阪府公募公債	300,000,000	一致			

(単位:円)

銘柄名	額面	残高確認	銘柄名	額面	残高確認
【14】神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金					
大阪府公債	40,000,000	一致			
【19】神戸市環境保全基金					
北海道公募公債	500,000,000	一致	宮城県公募公債	40,000,000	一致
福島県公募公債	200,000,000	一致			
【21】神戸市農業共済事業基金					
大阪府公募公債	50,000,000	一致	大阪府公募公債	30,000,000	一致
【23】神戸市公園緑地事業等基金					
神戸市公募公債	100,000,000	一致	北海道公募公債	60,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	北海道公募公債	90,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致			
【24】神戸市下水道事業基金					
大阪府公募公債	1,000,000,000	一致	兵庫県土地開発公社債	1,000,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	兵庫県土地開発公社債	1,000,000,000	一致
大阪府公募公債	600,000,000	一致	日本学生支援債券	400,000,000	一致
大阪府公募公債	100,000,000	一致	日本学生支援債券	300,000,000	一致
大阪府公募公債	200,000,000	一致	日本学生支援債券	300,000,000	一致
大阪府公債	1,000,000,000	一致			
【27】神戸市ハーバーランド運営等基金					
兵庫県公募公債	470,000,000	一致	兵庫県土地開発公社債	500,000,000	一致
【30】神戸市水道事業基金					
第53回大阪府公募公債	300,000,000	一致	平成20年度第10回 北海道公募公債	200,000,000	一致
大阪市平成22年度第4回 公募公債(5年)	300,000,000	一致	第566回東京電力株式会社 社債	100,000,000	一致
大阪市平成23年度第5回 公募公債	400,000,000	一致	平成23年度第3回 兵庫県公募公債	500,000,000	一致
北海道平成23年度第7回 公募公債	200,000,000	一致	第43回都市再生債権	100,000,000	一致
第336回大阪府 公募公債(10年)	300,000,000	一致	東京電力株式会社 第533回社債	200,000,000	一致
大阪市平成22年度第3回 公募公債	200,000,000	一致	北陸電力(株)第277回社債	100,000,000	一致
大阪市平成23年度第6回 公募公債	100,000,000	一致	第58回日本高速道路保有・ 債務返済機構債	200,000,000	一致
平成20年度第4回 兵庫県公募公債	100,000,000	一致	第20回都市再生債券	200,000,000	一致
平成20年度第11回 兵庫県公募公債	200,000,000	一致	第1回成田国際空港 株式会社社債	200,000,000	一致
第52回大阪府公募公債	300,000,000	一致	第13回首都高速道路債	100,000,000	一致
第53回大阪府公募公債	300,000,000	一致	平成20年度第10回 北海道公募公債	100,000,000	一致
第54回大阪府公募公債	300,000,000	一致	第351回大阪府公募公債	500,000,000	一致

(単位:円)

銘柄名	額面	残高確認	銘柄名	額面	残高確認
【30】 神戸市水道事業基金					
第517回東京電力㈱社債	100,000,000	一致	第20回 都市再生債券	100,000,000	一致
千葉県平成22年度第3回 公募公債	200,000,000	一致	第3回首都高速道路債	200,000,000	一致
第22回兵庫県民債	10,000,000	一致	第36回雇用・能力開発債権	100,000,000	一致
広島市平成23年度第1回 公募公債	100,000,000	一致	兵庫県公募公債 平成20年度第15回	200,000,000	一致
京都市平成23年度第3回 公募公債	100,000,000	一致	大阪市平成22年 第1回みおつくし債	100,000,000	一致
平成20年度第5回 兵庫県公募公債	300,000,000	一致	23年度第3回 神戸市公募公債	500,000,000	一致
平成20年度第12回 兵庫県公募公債	200,000,000	一致	第566回 東京電力株式会社社債	100,000,000	一致
大阪市平成21年度 第4回公募公債	300,000,000	一致	25回地方公共団体 金融機構債券	300,000,000	一致
第336回 大阪府公募公債(10年)	100,000,000	一致	東北電力株式会社 第444回社債	300,000,000	一致
平成20年度第11回 兵庫県公募公債	200,000,000	一致	第8回公営企業債券	100,000,000	一致
平成20年度第11回 兵庫県公募公債	100,000,000	一致	中日本高速道路株式会社 第1回社債	200,000,000	一致
第546回東京電力債	200,000,000	一致	第52回大阪府公募公債	100,000,000	一致
福岡県平成21年度 第6回公募公債	100,000,000	一致	秋田県平成21年度 第3回3号公債	300,000,000	一致
第75回大阪府公募公債	500,000,000	一致	第53回大阪府公募公債	200,000,000	一致
神奈川県第48回 5年公募公債	200,000,000	一致	第18回 国際協力銀行債券	100,000,000	一致
兵庫県平成20年度 第1回公募公債	300,000,000	一致	第15回公営企業債券	100,000,000	一致
平成20年度第5回 兵庫県公募公債	200,000,000	一致	一般担保第14回 住宅金融支援機構債	300,000,000	一致
関西国際空港株式会社 第20回社債	100,000,000	一致	中日本高速道路株式会社 第5回社債	300,000,000	一致
兵庫県平成21年度 第35回公募公債	300,000,000	一致	大阪市平成21年度 第4回公募公債	300,000,000	一致
大阪市平成22年度 第5回公募公債	100,000,000	一致	兵庫県平成21年度 第27回公募公債	100,000,000	一致
広島県平成22年度 第3回公募公債	100,000,000	一致	第333回 大阪府公募公債(10年)	200,000,000	一致
平成20年度第4回 兵庫県公募公債	100,000,000	一致	第334回 大阪府公募公債(10年)	100,000,000	一致
平成20年度第11回 兵庫県公募公債	200,000,000	一致	北海道公募公債 平成22年度第2回(5年)	290,000,000	一致
兵庫県公募公債 平成20年度第15回	100,000,000	一致	第59回日本高速道路 保有・債務返済機構債権	100,000,000	一致
第52回大阪府公募公債	300,000,000	一致	北海道平成22年度 第7回公募公債(5年)	100,000,000	一致
第518回東京電力㈱社債	100,000,000	一致	第342回大阪府公募公債	200,000,000	一致
第425回 東北電力株式会社社債 平成20年度 第4回北海道公募公債	100,000,000 300,000,000	一致 一致	第100回共同発行市場 公募地方債	600,000,000	一致
【33】 神戸市大学奨学金基金					
大阪府公募公債	90,000,000	一致	大阪府公募公債	180,000,000	一致
【34】 神戸市子ども交流支援基金					
北海道公募公債	200,000,000	一致	水資源債券	100,000,000	一致
独立行政法人 福祉医療機構債券	100,000,000	一致			
【35】 神戸市置塩こども育成基金					
兵庫県公募公債	600,000,000	一致			
合計	142,453,669,288				

【金銭信託】

金銭信託は、すべて水道事業会計の財産である。

(単位:円)

金銭信託	結果
2,000,000,000	一致

上記 20 億のうち、神戸市水道事業基金として組み込まれているのは 10 億円、残額は投資有価証券として 10 億円保有している。

【株式】

株式は、すべて公債基金の財産である。

株式銘柄	株式数(株)	簿価(千円)	時価(千円)	結果
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	194,921	472,570	735,827	一致
関西電力株式会社	27,351,175	13,675,588	25,381,890	一致
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	155,800	49,996	86,936	一致
計	27,701,896	14,198,154	26,204,654	

(注) 時価は平成 25 年 3 月 29 日現在の時価を記載している。

【2】神戸市留学生支援等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市留学生支援等基金	
所管部署	管理	運用
	市長室	行財政局
根拠例規	神戸市留学生支援等基金条例、 神戸市留学生支援等基金条例施行規則	
設置年月日	平成元年3月31日	
設置目的	① 「神戸市内の大学等において勉学し、又は研究する外国人留学生を支援し、もって諸外国との友好を促進する」 ② 「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てる」	
基金が充当される事業の概要	神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）…神戸市と開発途上国等の友好を促進し、同国の留学生を支援するために設置された奨学金制度へ充当される。毎年市内の大学で学ぶ開発途上国等の私費留学生の中から奨学生を選考し、月額80千円の奨学金を支給する。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	果実運用型
積立財源	① 寄附金 ② 一般会計からの繰入金	
予算計上会計	一般会計	
備考	平成元年に、個人からの寄附金10億円と同額の市の一般会計からの繰入金10億円を財源に当該基金は設置された。その後、阪神・淡路大震災復興財源に充当するため、平成8年度に10億円の取崩が行われ、以降、基金額は寄附金10億円に過去の運用益の剰余を加えた11.7億円へと半減している。 当該基金残高の減少等により、奨学金支給対象者数は年度により変動することもあったが、直近の10年間程度は30人と固定されている。なお、毎年度末の基金残高についても、平成15年度末から変動していない（下記、【基金残高の推移】参照）。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	① 当該基金条例の趣旨に賛同する篤志者から寄附があったときに基金に積立を行う。 ② 基金の運用から生じた収益を外国人留学生の奨学金その他の支援資金として支出し剰余を生じたとき、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、その額を基金に追加して積立をすることができる。
基金の取崩方針	平成15年度以降は、事業は基金の運用益と一般財源で実施しており、基金の取崩は行っていない。しかし、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	平成8年度に10億円の取崩が行われ、以降、基金額は半減した結果、昨今の低金利の状況下において、当該奨学金支給のための年間必要額（月額80千円、30人分）を運用益で賄えず、不足分には一般財源を充当している状況である。

その他	平成 8 年度に設置目的②に基づく理由により 10 億円の取崩が行われた際、今後毎年、上記「担当課の考える課題」に記載のとおり、不足額が見込まれる状況となったが、この不足額については、一般財源を充当するという方針になっている。
-----	---

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921
H21 年度	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921
H22 年度	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921
H23 年度	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921
H24 年度	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921	-	-	1, 178, 363, 921

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

なお、当該基金の運用益 20,049 千円については、一般会計へ当該基金を運用益として計上し、基金へ繰り入れることなく、全額事業へ充当されている（神戸市留学生支援等基金条例第 5 条）。平成 24 年度における運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
留学生奨学金事業	34, 167, 000	20, 049, 000	58. 7%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金 (注1)	40,253,921	0.02%	—

(注1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用
について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の 運用益 (単位:円)	満期日
平成20年度 神戸市3回公債	299,790,000	300,000,000	5,280,000	平成30年 7月23日
平成21年度 札幌市7回公債	200,000,000	200,000,000	4,160,000	平成41年 12月20日
第337回大阪府債	99,694,000	100,000,000	1,440,000	平成32年 4月28日
平成23年度 大阪府348回公債	238,776,000	240,000,000	3,168,000	平成33年 3月30日
平成21年度 大阪市10回公債	99,950,000	100,000,000	2,220,000	平成42年 1月25日
平成21年度 神戸市11回公債	100,000,000	100,000,000	2,233,000	平成42年 1月29日
平成21年度 北海道14回公債	99,900,000	100,000,000	1,520,000	平成32年 2月26日
計	1,138,110,000	1,140,000,000	20,021,000	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成24年度末現在における当該基金残高1,178,364千円の保有形態は、債券1,138,110千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金40,254千円である。

しかしながら、過去5年において元本の取崩は行っていないことから40,254千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。

市長室は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、市長室は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【3】神戸市都市整備等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市都市整備等基金	
所管部署	管理	運用
	行財政局	行財政局
根拠例規	神戸市都市整備等基金条例、 神戸市都市整備等基金条例施行規則	
設置年月日	平成10年4月1日(注1) (注1) 基金の統合について 当該基金は平成元年4月1日設置の市街地活性化事業等基金並びに昭和44年4月1日設置の土地開発基金及び昭和42年4月1日設置の西北神地域等開発基金を廃止・統合し、平成10年4月1日に名称を都市整備等基金に変更したものである。	
設置目的	① 公用もしくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、都市の円滑な整備に資すること ② 公共施設の整備に資すること ③ 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること	
基金が充当される事業の概要	① 積立基金：特定の公共施設の大規模改修や整備等に充当する。 ② 定額運用基金：将来の公共施設整備のための土地先行取得事業の経費等に充当する。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金と定額運用基金の混合型(注2) (注2) 当該基金は平成10年4月1日に、市街地活性化事業等基金(預金11,699,721千円)と土地開発基金(預金19,584,803千円、土地9,527,986千円)及び西北神地域等開発基金(預金14,009,787千円、土地6,232,428千円)から引き継いだ、土地、預金から開始し、以降、新事業での土地の取得(平成24年度解散の土地開発公社保有の土地の基金での買戻しを含む)や原課での買戻し等を経て現在に至っている。	
	① 積立基金(注3) (注3) 積立基金事業について平成24年度末において積立を行っている事業は、西神戸医療センター整備事業、有馬温泉整備事業、農政施設整備事業、神戸ファッションマート事業、学校整備事業、御影工業高校跡地周辺整備事業等である。	取崩型
	② 定額運用基金	—
積立財源	① 予算で定める一般会計からの積立金 ② 基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	公共施設の整備等に充当するため、次の収入等を基金へ積み立てている。 【積立基金】		
	事業名	事業局	基金へ積み立てる収入
	西神戸医療センター事業	保健福祉局	神戸市が保有する西神戸医療センターの土地、建物の賃料
	有馬温泉整備事業	産業振興局	入湯税の一部
	農政施設整備事業	産業振興局	旧農業公園や六甲山牧場の賃貸料や指定管理者からの納付金等
	神戸ファッションマーケット事業	産業振興局	土地建物の無償貸与先である株式会社神戸商工貿易センターからの納付金（大規模改修用積立金）
	学校整備事業	教育委員会	学校用地の売却代
御影高校跡地整備事業	教育委員会	御影工業高校跡地の土地利用事業者から受け入れた周辺整備費用	
基金の取崩方針	市の公共施設の整備や改修等へ充当する。		
基金の目標額	【積立基金】 上記設置目的に即した関係部局の要請に応じ、毎年度予算編成時に合わせて積立、取崩額を決定している。目標額は特段定めてはいない。 【定額運用基金】 特段定めてはいない。		
担当課の考える課題	基金を利用して先行取得した土地については、事業課の事業計画の進捗や国庫補助金の申請のタイミングとの兼ね合いがあり買戻しに時間を要するケースがある。		
その他	市の担当局によると、神戸市土地開発公社解散後においても、将来の公共施設整備を円滑かつ計画的に事業執行するためには土地の先行取得制度は必要であり、その財源として当該基金は必要と考えているとのことである。		

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	36,063,596,167	992,106,485	29,846,901	37,025,855,751	—	11,449,427	37,014,406,324
H21年度	37,014,406,324	757,193,043	175,618,309	37,595,981,058	1,113,000	1,542,530,005 (注4)	36,054,564,053
H22年度	36,054,564,053	1,464,155,922 (注5)	—	37,518,719,975	6,104,435	20,153,595	37,504,670,815
H23年度	37,504,670,815	675,604,844	5,387,489,273 (注6)	32,792,786,386	—	7,440,615	32,785,345,771
H24年度	32,785,345,771	6,774,945,731	14,417,052,834	25,143,238,668	—	58,422,086	25,084,816,582

(注 4) 平成 21 年度の主な減少内容は教育施設の整備、改修等への充当 1,500,000 千円である。

(注 5) 平成 22 年度の主な増加内容は次のとおりである。

- ・旧神戸西高等学校の売却代金 680,236 千円を須磨翔風高校の買戻し財源として積立。
- ・西神戸医療センターの賃料相当額 530,000 千円を積立。
- ・入湯税の一部 30,000 千円を積立。
- ・土地運用益 186,400 千円を積立。

(注 6) 平成 23 年度の主な減少内容は次のとおりである。

- ・神戸マリンホテルズ㈱への貸付財源 2,600,000 千円
- ・神戸市住宅供給公社への貸付財源 2,784,103 千円

*1：平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額（単位：円）	
	決算額	当初予算額
【積立基金】		
西神戸医療センター事業の積立（賃料相当額）	583,000,000	583,000,000
有馬温泉整備事業の積立（入湯税の一部）	30,000,000	30,000,000
農政施設整備事業の積立（賃賃料及び納付金）	27,254,761	32,492,000
学校整備事業の積立（須磨高校跡地売却代金）	2,507,777,777	2,507,778,000 (当初予算 0.6 月 補正)
預金運用益の積立 (*a)	3,003,000	4,614,000
小計	3,151,035,538	3,157,884,000
【定額運用基金】		
舞子ビラ建物売却代金の積立 (*b)	2,400,000,000	2,400,000,000 (当初予算 0.2 月 補正)
神戸市住宅供給公社貸付金配当金の積立 (*c)	892,389,025	797,000,000 (当初予算 0.9 月 補正)
土地運用益の積立 (*d)	318,712,168	321,695,000
預金運用益の積立 (*a)	12,809,000	17,574,000
小計	3,623,910,193	3,536,269,000
合計	6,774,945,731	6,694,153,000

(*a) 当該基金の運用益については、一般会計へ当該基金を運用益として計上し、その全額を基金へ積み立てている（神戸市都市整備等基金条例第 2 条第 2 項）。

(*b) 平成 24 年度に当該基金を財源とし、舞子ビラ事業の土地信託契約解消に係る損失補償等を行った（下記*2 参照）ため、舞子ビラ事業に係る建物売却代金を当該基金へ積立している。

(*c) 平成 23 年度の市から神戸市住宅供給公社に対する短期貸付金については、公社が民事再生手続の申立てを行う予定としているなか、市に対して貸付金の返済猶予の依頼がなされた。市においては、公社に対する貸付金債権について民事再生手続のなかで整理することとした一方で、本来平成 23 年度末に収入する予定であった貸付金返還金について歳入欠陥を生じることとなるため、都市整備等基金を取り崩して財源補てんしたものである。

(*d) 基金で保有している土地を、一般会計が買い戻した際の保有期間に応じた利息である。

*2：平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外 使用の 有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
【積立基金】			
〈出納整理期間中〉		〈58,422,086〉	〈69,767,000〉
有馬温泉整備事業への充当	無	24,444,015	28,171,000
西神戸医療センター整備事業への充当		33,978,071	41,596,000
計		〈58,422,086〉	〈69,767,000〉
【定額運用基金】			
舞子ピラ事業土地信託契約解消に係る 損失補償等へ充当 (*e)	無	10,134,052,834	10,209,000,000 (当初予算0.9月補正)
㈱神戸ワインの市の短期貸付金の返済 ができないことによる歳入欠陥を補て んするため充当	無	3,000,000,000	3,000,000,000 (当初予算0.3月補正)
神戸市住宅供給公社解散にともない、 事業継承に係る資金を、神戸市都市整 備公社へ貸付するために充当	無	1,283,000,000	1,325,000,000
計		14,417,052,834	14,534,000,000
合計		14,417,052,834 〈58,422,086〉	14,534,000,000 〈69,767,000〉

(*e) 舞子ピラ事業は、A 信託銀行を代表とするグループに市保有の土地を信託し、事業運営は市の外郭団
体である神戸マリンホテルズ㈱が行う方式で実施していた。

しかし、当該信託事業は社会、経済環境の変化により、賃料設定を含めた当初の事業計画から乖離
が生じ、信託スキームの見直しを行っている中、地方自治体が絡む同様の信託事業の債務弁済につい
ての最高裁判決において地方自治体の弁済義務が明らかにされた。

そして、市は舞子ピラ事業あり方検討委員会からの提言及び、市会の附帯決議を受け、市民の将来
負担及びリスクの最小化を図るため、土地信託契約解消のための損失補償等を実行し、信託スキーム
を解消したものである。

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合 (B/A×100)
【積立基金】			
〈出納整理期間中〉	〈58,422,086〉	〈58,422,086〉	100%
有馬温泉整備事業への充当	24,444,015	24,444,015	100%
西神戸医療センター整備事業 への充当	33,978,071	33,978,071	
【定額運用基金】			
舞子ピラ事業土地信託契約解 消に係る損失補償等へ充当	10,134,052,834	10,134,052,834	100%

（株）神戸ワイン貸付金の歳入欠陥の補填	3,000,000,000	3,000,000,000	100%
神戸市都市整備公社貸付財源	5,130,000,000	1,283,000,000	25%
計	18,264,052,834 <58,422,086>	14,417,052,834 <58,422,086>	

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注7)	16,758,280,574	0.02%	—

(注7) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
土地(注8)	8,384,958,094	(台帳:管財課、管理:事業課)

(注8) 基金で保有する土地は次のとおりである。

	事業名(用途)	事業局	購入年度	平成24年度末現在		固定資産 税評価相 当額(注9) <千円>	現在の利用状況	事業課による買戻し等の 今後の見通し
				面積 (㎡)	簿価 (取得金額) (金利額) <千円>			
1	新長田駅南地区市街地再開発事業	都市計画総局	H11	4,491	2,148,073 (1,925,509) (222,564)	—	国庫補助対象事業である為、基金を利用した先行取得を実施。現況は、敷地整備(旧建物の基礎撤去など)を行いながら、地域イベントの駐車場や工事ヤードとして使用。	平成25年度買戻し済みの土地を除く残余の土地についても、特定建築者制度の活用による売却を推進し、買戻す予定。
2	阪神沿北側線 他	都市計画総局	H3~5	3,763	602,514 (446,991) (155,523)	26,735	未利用。	26年度買戻し完了予定。
3	代替地(道路事業)白川台	建設局	H16	5,367	348,717 (348,717) (-)	420,199	未利用。	26年度買戻し完了予定。
4	神戸三田線	建設局 都市計画総局	H13	7,092	396,660 (385,831) (10,829)	436,193	未利用。 原則、フェンスで囲い、事業予定地として管理。一部、道路工事完了まで通路として使用させている。	事業進捗により、平成25年度は約1億円の買戻しを行う予定。残余の土地についても事業化を進め、順次買戻しを行っていく予定。
5	布引公園用地	建設局	S62	8,420	165,505 (99,428) (66,077)	9,621	公園(自然林)。	平成27年度から10年分割で買戻し予定。
6	東灘区民センター用地	市民参画推進局 保険福祉局	H17	464	52,618 (52,618) (-)	—	区民センターとして使用。	20年分割で買戻し中。
7	垂水消防署用地	消防局	H17	908	127,087 (127,087) (-)	—	消防署として使用。	10年分割で買戻し中
8	有野福祉地区整備事業	保健福祉局	H5	3,120	153,565 (137,938) (15,628)	137,259	未利用。 現況は山林の状態。福祉施設計画は凍結中。	10年分割で買戻し中

事業名(用途)	事業局	購入年度	平成24年度末現在		固定資産税評価額相当額(注9) <千円>	現在の利用状況	事業課による買戻し等の今後の見通し	
			面積 (㎡)	簿価 (取得金額) (金利額) <千円>				
9	塩屋舞子線	都市計画総局	H6	198	94,554 (75,421) (19,134)	18,153	未利用。	25年度買戻し完了予定。
10	商大線	都市計画総局	H7	236	102,828 (88,273) (14,554)	18,851	未利用。	25年度買戻し完了予定。
11	代替地 (街路事業) 白川台	都市計画総局	H17	6,064	403,282 (403,282) (-)	465,139	未利用。	26年度買戻し完了予定。
12	有野藤原線	建設局	H17	853	46,095 (46,095) (-)	6,221	未利用。 高架橋横の拉幅用地で、無断に 進入することが難しいため、現況(竹 林、田)のまま管理している。	25年度決算を見ながら、年度をま たがる買戻しを含めて事業化後に 買戻し予定。
13	明石木見線	建設局	H17	453	49,159 (49,159) (-)	25,774	未利用。 原則、フェンスで囲い、事業予定地 として管理している。一部、道路工事 完了まで通路として使用させている。	26年度買戻し完了予定。
14	中央市場本場 再整備	産業振興局	H16	3,830	1,177,961 (1,163,048) (14,914)	-	未利用。 (但し、一部土地は民間に売却。土 地活性化に向け整備予定。)	土地については、25年度買戻し完 了予定。移転補償については、本 場西側跡地Ⅱ期処分時に償還予 定。
15	東灘事業所	環境局	H5	434	185,222 (156,768) (28,454)	-	事業所として使用。	30年分割で買戻し中。
16	新長田南側線	都市計画総局	H19	45	4,957 (4,957) (-)	4,469	未利用。	25年度買戻し完了予定。
17	垂水妙法寺線 (禅昌寺)	建設局	H19	4,578	1,142,992 (1,142,992) (-)	1,136,193	未利用。 原則、フェンスで囲い、事業予定地 として管理している。一部、道路工事 完了まで通路として使用させている。	27年度買戻し完了予定。
18	環境保健研究所の 所属換	保健福祉局	H20	2,011	379,553 (379,553) (-)	-	環境保健研究所として使用。	20年分割で買戻し中。
19	鈴蘭台幹線	都市計画総局	H21	753	145,873 (145,873) (-)	-	幹線(街路)事業用地は、買戻し済 である。再開発ビル敷地について は、現在、暫定的に工事車両用地と して利用している。(H26年度にビル 着工予定)	再開発ビルの区役所部分の敷地 持分を市民参画推進局に有償移 管する際に買戻し。 (平成27年度予定)
20	児童福祉施設	こども家庭局	H21	2,186	280,220 (280,220) (-)	-	【須磨区行幸町1丁目46番地1】 平成24年度から村雨保育園敷地と して利用。 【北区緑町2丁目7番21ほか】 平成26年度に山のまち保育園として 開園するために、建築工事中。	10年分割で買戻し中。
21	防災公園	建設局	H21	1,960	369,987 (369,987) (-)	346,950	未利用。(更地)	26年度買戻し完了予定。
22	国道428号	建設局	H24	80	6,565 (6,565) (-)	-	今秋より工事着工予定。	26年度買戻し完了予定。
23	山手幹線	建設局	H24	0	970 (970) (-)	-	24年度末の基金利用額は土地取得 に係る補償額である。	26年度買戻し完了予定。
	合計			57,305	8,384,958 (7,837,282) (547,676)			

(注9) 固定資産税評価相当額(未利用地についてのみ記載)は、地価公示価格の7割を目安とする路線価図の近隣の路線価又は標準宅地価格等で積算している。

(注10) 千円未満四捨五入。

(2) 監査の結果及び意見

① 事業課による買戻しの遅れている土地について【意見】

市では、従来、外郭団体である神戸市土地開発公社と当該基金を利用し、公共用地等の先行取得を行ってきた。神戸市土地開発公社は、市に代わり

高度成長期以降、宅地開発等急激な土地需要に対処するための公共事業用地の先行取得に大きく貢献したが、社会情勢の変化により、その存在意義が薄れたため平成 24 年 12 月 31 日付で解散に至った。土地開発公社の解散時に、土地開発公社において先行取得したものの、事業が具体化できない等の理由により一般会計で買戻しができていない土地について、簿価に比して、固定資産税評価相当額が相当低いものが散見される。

しかし、「基金運用状況報告書」上、基金に含まれる土地の簿価総額が記載されるのみであり、基金の土地の利用計画が未定であることや、買戻し完了時期が明確でない土地が存在するという情報は市民や議会へは開示されていない。

基金を活用して土地の先行取得を行った場合は、少なくとも買戻し計画を適切に作成するとともに、地方自治法第 241 条でいう確実な運用を行う観点からは、買戻しの期限を設けるべきである。さらに、取得後一定期間経過した土地については、その情報を議会に開示し、土地を利用して行う事業計画、買戻し計画、市の財政負担について十分議論するべきであると考える。

② 未利用土地の有効活用を検討すべき【意見】

上表に記載されているように、先行取得した土地について現在未利用となっているものが 12 事業分ある。

市が保有する公有財産は市民全体の貴重な資産であり、積極的な有効活用が図られなければならない。

具体的に利用計画のない土地は売却する、すぐに売却できない土地についてはたとえば駐車場による利用など、活用可能な土地については、その有効活用に向けた検討をすべきである。

③ 基金土地が公有財産土地にも二重計上されるリスクへの対応をすべき【意見】

平成 22 年度の包括外部監査にて、基金に計上されている土地が土地台帳と神戸市公有財産表に普通財産として誤って二重計上されていたという指摘がなされている。この二重計上を防ぐため、市では、各課へ配布する、「先行取得資金（要望）に係る方針について」や、公有財産事業課担当者宛に配布する「土地異動処理に係る土地記録調書等の提出について（お願い）」に、二重計上防止のための注意喚起文書を記載して配布しているとのことである。

しかし、注意喚起文書を配布するのみでは、誤って二重に計上されてし

まった場合、土地台帳と基金台帳の担当課が異なることもあり、それを事後に発見することは困難である。

今後は土地の二重計上を防ぐために、たとえば、年に1度、基金土地が公有財産土地台帳に記載されていないことを地番のチェックにより確認するといった手続を行うことが望ましいと考える。

④ 基金のあり方について

i) 「財源不足の場合の財源充当」を定める条項の乱用を避けるため、同条項の明確な運用ルールを策定すべき【意見】

平成24年度では、定額運用基金を取り崩し、舞子ビラ事業損失補償等10,134,053千円、(株)神戸ワイン貸付金の歳入欠陥の補填3,000,000千円、神戸市都市整備公社貸付財源1,283,000千円に充当している。これは都市整備等基金の目的である、「公用もしくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、都市の円滑な整備に資すること」、「公共施設の整備に資すること」とは異なり、当該基金のもうひとつの目的である「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること」による取崩である。

市には、財政の健全化を目的とした基金には財政調整基金があるため、今後は財源不足の場合の補てん目的のためには財政調整基金を充実させ活用していくべきである。神戸市都市整備等基金条例第1条第3項の「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること」という条項については、例えば、「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合」はどのような場合かを明記した運用規程を策定する等により、当該条項の乱用を避けるべく運用ルールを明確にすべきと考える。

ii) 積立基金の積立と取崩の計画を具体化すべき【意見】

積立基金は特定の目的のための財産の維持及び必要資金の積立のために設置されるものであるが、都市整備等基金については、基金の目的別残高管理はされているもの、積立や取崩の計画が作成されていない。

中長期にわたる公共施設の整備という当該基金の趣旨から考えるに、年毎の基金積立額については、毎年度予算編成の中で検討する必要があるが、積立基金の目的である事業について漠然と積立を行うのではなく積立目標額とその期限を明確にして積立を行うべきである。

【4】神戸市財政調整基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市財政調整基金	
所管部署	管理	運用
	行財政局	行財政局
根拠例規	神戸市財政調整基金条例、神戸市財政調整基金条例施行規則	
設置年月日	昭和41年12月20日	
設置目的	将来にわたる財政の健全な運営に資するため。	
基金が充当される事業の概要	① 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合に充当する。 ② 災害により生じた経費の財源に充当する。 ③ 緊急に実施する必要がある大規模な土木その他の建設事業の経費に充当する。 ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等の経費に充当する。 ⑤ 市債の償還に要する財源に充当する。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 一般会計歳計剰余金（歳入から歳出及び繰越財源所要額を差し引いた実質収支）の2分の1以上の金額 ② 基金の運用から生ずる収益の全額 ③ その他予算で定める額	
予算計上会計	一般会計	
備考	昭和41年に、灘埠頭の開発事業などの売却益を積み立てていた神戸市港湾等開発事業基金を引き継いでいる。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	余剰が発生した資金を、将来の事業への財源へと活用するためなど財源の有効活用に資すること、及び年度間の財源の不均衡を調整するため積立を行う。
基金の取崩方針	経済事情の変動等により著しく財源が不足するなど、財政の健全な運営に資すると判断された場合に取崩を行う。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	507,128,994	360,375,122	52,946,000	814,558,116	-	-	814,558,116
H21年度	814,558,116	603,052,011 (注1)	204,416,136	1,213,193,991	-	-	1,213,193,991
H22年度	1,213,193,991	88,274,803	992,915,341 (注2)	308,553,453	-	-	308,553,453
H23年度	308,553,453	460,637,000	342,809,453	426,381,000	-	-	426,381,000
H24年度	426,381,000	3,586,171,231	707,408,000	3,305,144,231	-	-	3,305,144,231

(注 1) 平成 21 年度の主な増加内容は次のとおりである。

国庫補助事業である東クリーンセンター築炉及び付帯設備工事（環境局）について、談合事件が生じ、平成 18 年度に独占禁止法違反の判決がおりた。市は工事業者から損害金の返還を受けたが、そのうち、国庫補助金として国から受領した部分を返還するため、520,970 千円を積み立てている。

(注 2) 平成 22 年度の主な減少内容は次のとおりである。

上記の国庫補助金 520,970 千円を国庫へ返還するために取り崩している。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
平成 24 年度に解散した神戸市土地開発公社の残余財産の積立	988,988,231	1,089,105,000
平成 23 年度歳計剰余金(注 3)の積立	2,205,993,000	-
平成 24 年度預金運用益の積立(注 4)	288,000	-
神戸市パートナーシップ推進活動寄附金の積立	280,000	-
予算リサイクル制度(注 5)による積立	390,622,000	-
計	3,586,171,231	1,089,105,000

(注 3) 平成 23 年度決算において、最終予算から地方譲与税交付金が 4 億円減少したものの、市税収入が 30 億円、地方交付税が 11 億円増加したほか、時間外勤務手当や退職手当の減などにより人件費が減少したことなどから、22 億円の実質収支の黒字を確保したものである。

(注 4) 当該基金の運用益については、一般会計で当該基金の運用益を計上し、その全額を一般会計から基金へ積み立てている（神戸市財政調整基金条例第 2 条第 2 項）。

(注 5) 予算リサイクル制度とは、事務事業の実施方法の工夫による経費削減や歳入確保策により捻出した財源を基金に積み立て、後年度の予算編成において、財源を積み立てた部署が基金を取り崩して活用する制度である。最近 5 年間の使用状況は次のとおりである。

年度	使用状況
平成 20 年度	(取崩) 17,000,000 円
平成 21 年度	(取崩) 19,000,000 円
平成 22 年度	-
平成 23 年度	(積立) 133,499,000 円
平成 24 年度(注 6)	(積立) 390,622,000 円

(注 6) 平成 24 年度の積立額の主な内容は、行財政局所管の市有土地売却代金 1,865,182 千円について、局の予算見込額 1,500,000 千円を超えた額のうち、300,000 千円を積み立てたものである。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
製造業投資促進助成事業への充当	無	162,408,000	300,000,000
まやケーブル・ロープウェー運行等支援事業への充当	無	545,000,000	545,000,000
計		707,408,000	845,000,000

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
製造業投資促進助成事業	140,440,000	162,408,000	115.6% (注7)
まやケーブル・ロープウェー運行等支援事業	545,771,289	545,000,000	99.9%

(注7) 平成24年度に製造業投資促進助成金の交付決定後に、申請どおりの投資を行わなかった事により交付決定取消されたものがあるため、基金充当決算額が事業費等決算総額を上回り、充当割合が100%超になっている。ただし、所管課によると、基金に積み立てた範囲で複数年度にわたり事業を行っており、今後の事業実施に支障はないとのことである。

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注8)(注9)	3,305,144,231	0.02%	—

(注8) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

(注9) 当該基金は、財政調整を行うための基金であり、財源に余裕がある場合には積み立て、不足する場合には取り崩すこととなり、基金が保有する財産に流動性が必要であることから、債券での長期運用はそぐわないと判断し、全額預金として保有しているとのことである。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【5】神戸市公債基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市公債基金	
所管部署	管理	運用
	行財政局	行財政局
根拠例規	神戸市公債基金条例、神戸市公債基金条例施行規則	
設置年月日	昭和54年1月10日	
設置目的	神戸市公債の償還財源の確保及び適正な管理により、将来にわたる財政の健全な運営に資するため。	
基金が充当される事業の概要	公債の償還財源に充当する。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 予算で定める一般会計等からの積立金 ② 基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	一般会計、公債費特別会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	公債費負担の平準化を図るため、「6・3・3%ルール」(注1)に基づき毎年度一定額の積立を行う。
基金の取崩方針	【元金償還分】 積み立てた公債の償還期限到来に伴って当該年度の公債の償還財源として取崩を行う。 【利子諸費償還分】 当該年度の公債の利子諸費償還分として取崩を行う。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

(注1) 6・3・3%ルール

地方債には、公的機関から借り入れた資金と民間から調達する資金がある。

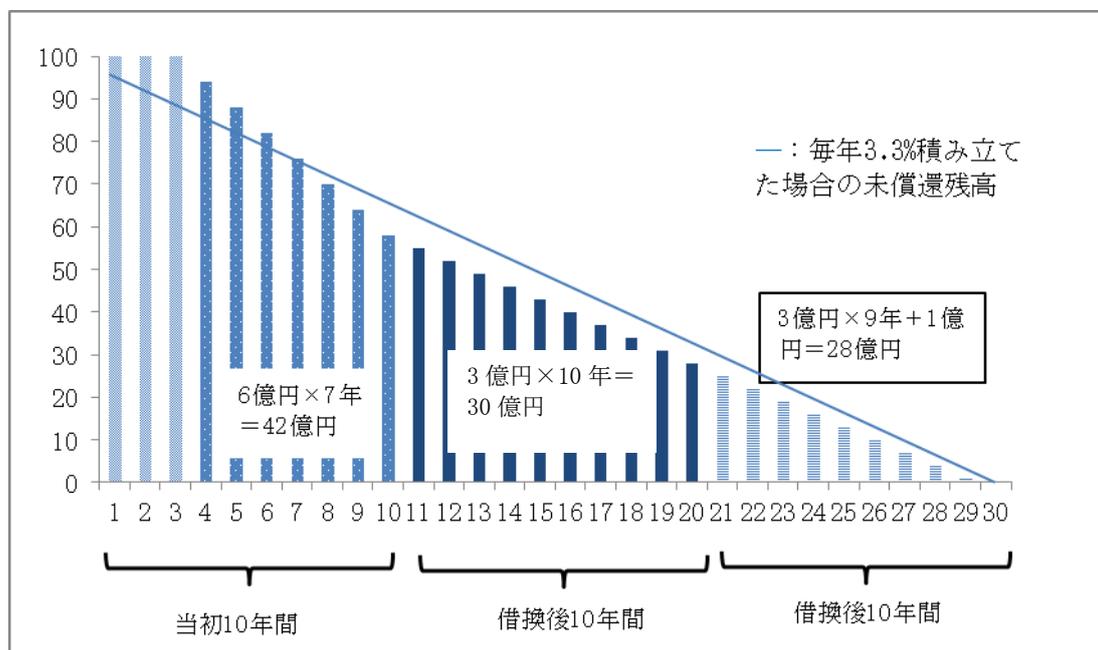
公的機関から借り入れた資金は、元利均等償還により毎年度償還するが、民間から調達した資金は、基本的には満期一括償還となっている。

満期一括償還債について、各年度の負担を平準化するために、自治省地方債課長内かん通知(昭和61年6月19日 各都道府県総務部長・各指定都市財務局長あて)により、自治体は自主的に公債基金へ積立を行うこととなっている。

神戸市では、10年満期の満期一括償還の場合、当初3年間の据置期間の後、7年間は毎年度借入額の6%を公債基金へ積立を行う。そして満期(10年後)時に42%分については、それまでに積み立てた基金を取り崩して償還にあて、残り58%については公債費特別会計において借換債を発行し、100%を償還する。借換債については、10年間は毎年度当初借入額の3%を公債基金へ積立を行い、20年後の2回目の借換債発行後の9年間も毎年度3%を積立し、最終年度に端数1%の積立により、市債償還が完了するという方式をとっており、これを「6・3・3%ルール」という。

【満期一括償還債財源未積立額のイメージ】

借入額 100 億円の場合



(注2) 「地方債の総合的な管理について（通知）」（総財地第 115 号 平成 21 年 4 月 14 日総務省自治財政局地方債課長）には「満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立については、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の 30 分の 1 (3.3%) として設定していることをふまえ、適切に対応されたい」とある。「6・3・3%ルール」は発行後 3 年間の据置期間中は基金への積立がないため、年度によっては、30 分の 1 の積立累計額との比較で過不足となるが、積立ベースが異なるだけであり、「6・3・3%ルール」においても 30 年間で計画的に元金償還額の積立を行うことができる。

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	204,100,986,425	54,015,365,673	49,490,589,506	208,625,762,592	-	-	208,625,762,592
H21 年度	208,625,762,592	55,595,875,137	60,760,841,059	203,460,796,670	-	-	203,460,796,670
H22 年度	203,460,796,670	54,760,587,446	54,702,131,033	203,519,253,083	-	-	203,519,253,083
H23 年度	203,519,253,083	56,859,538,006	54,947,887,281	205,430,903,808	-	-	205,430,903,808
H24 年度	205,430,903,808	60,641,744,487	50,664,311,924	215,408,336,371	-	-	215,408,336,371

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
6・3・3%ルールによる満期一括償還分の積立	49,775,800,000	49,775,800,000
繰上償還分(注3)の積立	8,328,512,559	6,218,706,000
基金運用益の積立(注4)	2,537,431,928	3,308,931,000
計	60,641,744,487	59,303,437,000

(注3) 当該年度に對外償還はできないが、借り入れた資金により取得した資産の処分、貸付金の返還などによって償還財源が確保できた事業についての積立分であり、満期償還まで基金にて財源を留保するものである。

平成 24 年度繰上げ償還分積立の主な内容は下記のとおりである。

事業	基金積立額(円)
災害援護資金返還分(災害援護資金の對外償還が翌年度以降になるので一時的に基金に積み立てているもの)	367,201,572
予算決算乖離額の範囲内での臨時財政対策債の積立	2,100,000,000
舞子海岸東地区整備土地売却分	3,263,217,000
元利金債(建設改良費に充当した地方債の元金償還金などの財源に充てるために起こす地方債)について企業会計より積立を行ったもの	2,588,200,000
その他	9,893,987
計	8,328,512,559

(注4) 当該基金の運用益については、一般会計で当該基金の運用益を計上し、その全額を基金へ積み立てている(神戸市公債基金条例第2条第2項)。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
満期一括償還分の償還に係る取崩	無	39,675,702,502	40,073,103,000
繰上償還分の償還に係る取崩	無	9,351,762,789	8,878,551,000
過去の運用益積立分を利子諸費支払のため取崩(注5)	無	1,636,846,633	3,029,519,000
計		50,664,311,924	51,981,173,000

(注5) 元金以外の利子諸費支払については、過去に積み立てた運用益により充当している。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
元金償還	245,417,371,599	49,027,465,291	20.0%
利子諸費償還	39,321,927,660	1,636,846,633	4.2%

(注6) 事業費等決算総額(A)には、満期一括償還分の積立の対象ではない企業会計債、定時償還債などの元金償還額が含まれ、満期一括償還債においても借換債を財源として元金償還する部分もあることから充当率は100%にならない。

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注7)(注8)	70,176,809,490	0.02%	—

(注7) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

(注8) 担当課によると、全市的な資金状況を鑑みつつ、一定の流動性を確保するため、預金残高を確保しているとのことである。

ウ) 有価証券(注9)

種類	購入金額 (単位:円)	額面又は株数	運用益 (単位:円)	満期日
債券	113,844,480,799	114,033,669,288円	1,198,402,172	平成25年4月～ 平成49年11月
株式	14,198,154,060	27,701,896株	841,896,950	
計	128,042,634,859			

(注9) 有価証券の銘柄等詳細については「【1】基金の運用について」を参照。

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
繰替運用(注10)	17,188,892,022	—

(注10) 一般会計への繰替運用の内訳は次のとおりである。

事業名	運用日	利率	貸付から 償還期限 までの 期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元金等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要	
【5】公債基金									
關神戸ワイン所有のフルーツフラワーパークのホテル研修館ほか建物等取得資金の貸付	平成14年10月21日	0.4%	5年間	満期一括償還	-	6,180,000		産業振興局長の償還期限延長依頼により、平成19年10月19日行財政局長決裁により未償還元金59億円について下記のとおり償還期限を延長している。	
	償還期限延長								
	平成19年10月19日	1.3%	5年間	満期一括償還	-	5,900,000		産業振興局長の償還期限延長依頼により、平成24年10月18日行財政局長決裁により未償還元金2億4千万円について下記のとおり償還期限を延長している。	
償還期限延長									
	平成24年10月19日	0.2%	5年間	元利均等償還	55,890	240,000	240,000	平成25年10月に240,000千円について期限前一括償還を受けている。	
財源対策にかかわる一般会計への繰替運用	平成12年3月31日	2.0%	20年間	5年据置後元利均等償還	389,127	5,000,000	2,518,429		
同上	平成14年3月29日	1.9%	20年間	5年据置後元利均等償還	1,158,667	15,000,000	9,502,607		
同上	平成15年3月31日	1.0%	20年間	5年据置後元利均等償還	360,619	5,000,000	3,415,531		
同上	平成16年3月31日	1.6%	20年間	5年据置後元利均等償還	151,032	2,000,000	1,512,325		
小計							17,188,892		

(注) 千円未満四捨五入

(2) 監査の結果及び意見

① 繰替運用の事実を積極的に開示すべき【意見】

当該繰替運用については、決算プレス資料の参考資料のひとつである基金残高表の欄外に、「平成 11 年度から平成 15 年度に臨時的な財源対策として公債基金から借入を行っており、平成 24 年度末の残高は 172 億円となっている。」という文章を記載することで開示を行っている。しかし、議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。

当該基金のうち 16,948,892 千円が一般会計への 20 年間を期限とする繰替運用となっていることや、240,000 千円が産業振興局へフルーツフラワーパーク施設購入のための貸付資金として 5 年間を期限とする繰替運用となっているが 2 度の償還期限延長を繰り返しているという事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考えます。

実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）、残高等の情報を積極的に開示すべきと考えます。

② 基金積立額システム登録についてダブルチェックを行うべき【意見】

満期一括償還債については、年度ごとの公債費の平準化をはかるために、基本的に 6・3・3%ルールに基づいて公債基金へ積み立てられている。市債別の償還及び借換の予定や公債基金への積立状況は、システムにより管理されている。

平成 24 年度末における満期一括償還債のための基金残高 1,175 件 175,749,700 千円（注 11）を母集団として、監査人が任意に 45 件のサンプルを抽出し、6・3・3%ルールに基づく積立額理論値と、システムへの積立額登録値とを比較した。その結果、下記のとおり、6・3・3%ルールに基づく理論値に対して、システム登録値である積立金額が不足している事例が 2 件発見された。

（平成 24 年度末積立累計額）

起債番号	事業番号	6・3・3% ルールに基づく 理論値（千円） ①	システム 登録値 （千円） ②	不足額 （千円） ①－②
6920	1	495,000	465,000	30,000
6952	3	136,800	130,800	6,000

公債費の予算額は当該システムに基づき決定されており、システムへの基金積立額を誤って登録すると、基金への積立期間にわたり予算額も誤って計算される。

所管課によると、入力担当者がシステムへの入力を行うのみで、ほかの者によるダブルチェックは行っていないとのことである。

市の方針である 6・3・3%ルールに基づき基金への積立額を正確にシステムへ登録するために、入力担当者以外の職員によるダブルチェックを実施すべきと考える。

(注 11) 平成 24 年度末現在の基金残高の種類別内訳は下記のとおりである。

内 訳	金額 (千円)
満期一括償還分 (1,175 件)	175,749,700
繰上償還分	27,479,749
運用益	12,178,887
合 計	215,408,336

【6】神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金	
所管部署	管理	運用
	行財政局	—
根拠例規	神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例	
設置年月日	平成 21 年 7 月 14 日	
設置目的	経済危機対策における公共事業及び施設費の追加に伴う財政負担につきその軽減を図り、国の施策と歩調を合わせ、公共投資を円滑に実施するため。	
基金が充当される事業の概要	「国の地域活性化・公共投資臨時交付金事業（注1）」として、平成 22 年 3 月 31 日に基金を設置した事業	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 地域活性化・公共投資臨時交付金 ② 基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の廃止の議決により、平成 24 年 9 月 24 日付で基金は廃止された。	

(注1) 国の地域活性化・公共投資臨時交付金事業は平成 21 年度から平成 23 年度（3 ヶ年）の期限が定められている事業である。

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	公共投資事業の財源とするため、積立を行う。
基金の取崩方針	計画された事業の実施に伴い、財源充当を行う。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	-	-	-	-	-	-	-
H21 年度	-	11,017,076,000	-	11,017,076,000	-	-	11,017,076,000
H22 年度	11,017,076,000	7,689,000	8,680,427,000	2,344,338,000	-	-	2,344,338,000
H23 年度	2,344,338,000	2,554,000	2,121,638,882	225,253,118	-	-	225,253,118
H24 年度	225,253,118	- (注2)	225,253,118	-	-	-	-

(注2) 24 年度運用益 138,239 円は基金に積み立てず、直接国庫返還している。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
国庫返還(注3)	無	225,253,118	-

(注 3) 須磨区庁舎移転整備事業、さざんか療護園移転整備事業の交付額と実績額との差額、及び平成 23 年度末までの運用益を国庫へ返還したものである。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
国庫返還	225,391,357	225,253,118	99%(注4)

(注 4) 平成 24 年度の運用益 138 千円は一般会計の歳入として計上し、基金に積み立てず基金の残額とともに国庫返還しているため、充当割合は 99%となっている。

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
該当なし			

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金の取崩に係る振替決議に係る起案文の不備【結果】

平成 22 年度の本基金取崩に係る起案文について、行財政局の合議の押印が漏れていた。また平成 23 年度の本基金取り崩しに係る起案文については決裁日の記入が漏れていた。市の担当課によると、電子決裁システム上の決裁日は入力されているが、書類に不備があったとのことである。

起案文については、合議の押印や決裁日の記入を漏れなく行う必要があった。

【7】神戸市被災てん補基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市被災てん補基金	
所管部署	管理	運用
	行財政局	行財政局
根拠例規	神戸市被災てん補基金条例、 神戸市被災てん補基金条例施行規則	
設置年月日	昭和39年3月23日	
設置目的	市有財産の火災その他の災害による損害のてん補に充てるため。	
基金が充当される事業の概要	指定する建物、工作物、自動車、船舶、航空機及びガラスの損害てん補を行う。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 予算で定める一般会計からの積立金 ② 基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	神戸市有財産に関する保険の制度としては、自家保険としての「神戸市被災てん補基金」、全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」、その他の民間保険会社による保険がある。原則は当該基金制度が適用されるが、教育委員会所管の学校施設等、所管局による判断等により個別に基金以外の保険制度で対応する場合がある。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	神戸市被災てん補基金条例及び同施行規則に基づいた保険料積立は平成15年度以降実施できておらず、基金の運用から生ずる収益のみの積立を行っている。
基金の取崩方針	神戸市被災てん補基金条例及び施行規則に基づき決定された損害てん補額について取崩を行う。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	277,659,641	1,795,000	-	279,454,641	-	-	279,454,641
H21年度	279,454,641	1,560,000	-	281,014,641	-	-	281,014,641
H22年度	281,014,641	2,717,400	-	283,732,041	-	-	283,732,041
H23年度	283,732,041	643,206	-	284,375,247	-	-	284,375,247
H24年度	284,375,247	752,000	-	285,127,247	-	-	285,127,247

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
債券運用益の積立(注1)	636,000	636,000
預金運用益の積立(注1)	116,000	67,000
計	752,000	703,000

(注1) 当該基金の運用益については、一般会計で当該基金の運用益を計上し、その全額を基金へ積み立てている(神戸市被災てん補基金条例第2条第2項)。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注2)(注3)	165,220,847	0.02%	—

(注2) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

(注3) 当該基金は、災害による損害の補てんに当てるための基金であり、緊急の補てんに必要と考えられる資金を流動性の高い預金としているとのことである。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の運用益 (単位:円)	満期日
北海道 平成 23 年度 第 2 回公募公債	119,906,400	120,000,000	636,000	平成 28 年 5 月 31 日

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金の統合を検討すべき【意見】

市は、市有建物（財産区、水道局、交通局分のぞく）8,258 棟のうち、6,827 棟については、建物総合損害共済に加入することなく、火災や地震等の災害による損害が生じた場合は、当該基金で積み立てた財源を活用することを想定している。

当該基金は、阪神・淡路大震災前の平成 6 年度末には 4,526,915 千円であったが、平成 7 年度の震災の損害てん補にあてるため、同額の取崩を行い、平成 7 年度末には残高がゼロになった。その後平成 8 年度から平成 14 年度頃までは毎年 12,000 千円から 52,000 千円程度の積立を行っているものの、その後は運用益以外の積立はなく、平成 17 年度に台風被害に対する海釣り公園等の損失補てん 26,563 千円に充当したのを最後に基金は活用されていない。担当課によると、平成 18 年度以降は、基金により対応可能な損害は発生したが、当該基金の利用はなかったとのことである。

このように、基金の充当実績が 7 年間なく、現在の基金残高 285,127 千円という規模では、今後対応できる事例は限られてくる。万が一、甚大な火災や地震等による災害が発生した場合には、当該建物の必要性を検討し、真に必要な施設であれば、その復旧経費は国からの補助金につかない部分については一般財源、市債でまかなわざるをえない状況であるといえよう。

以上より、災害が生じた場合の施設の復旧に要する経費に充当可能な財源の充実を図り、効率的な基金管理、運用を行うため、当該基金について、災害により生じた経費の財源に充当することも定めている財政調整基金へ統合することが考えられる。

【8】神戸市しあわせの村運営等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市しあわせの村運営等基金	
所管部署	管理	運用
	行財政局	行財政局
根拠例規	神戸市しあわせの村運営等基金条例、 神戸市しあわせの村運営等基金条例施行規則	
設置年月日	昭和 63 年 3 月 31 日	
設置目的	① 神戸市しあわせの村内に位置する公の施設の将来にわたる安定した運営を図り、市民の福祉の向上に資すること。 ② 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること。	
基金が充当される事業の概要	しあわせの村内に位置する公の施設の将来にわたる安定した運営を図るための事業	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	昭和 63 年 に公債基金として保有していた関西電力(株)株式を売却し、その売却益をもとに、しあわせの村の施設の安定した運営を図るために必要な経費に充当することを目的として、設置された基金である。その後、取崩はなかったが、平成 7 年の阪神・淡路大震災後の財政危機に対応するために、設置目的に「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること」を追加し、平成 11 年に 82 億円、平成 12 年に 93 億円の取崩を行い、68 百万円の残高となり現在に至っている。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	平成 4 年度以降積立を行っていない。
基金の取崩方針	平成 13 年度以降取崩を行っていない。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	68,563,541	-	-	68,563,541	-	-	68,563,541
H21 年度	68,563,541	-	-	68,563,541	-	-	68,563,541
H22 年度	68,563,541	-	-	68,563,541	-	-	68,563,541
H23 年度	68,563,541	-	-	68,563,541	-	-	68,563,541
H24 年度	68,563,541	-	-	68,563,541	-	-	68,563,541

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

なお、当該基金の運用益 205 千円については、一般会計へ当該基金の運用益として計上し、基金へ繰り入れることなく、全額、事業へ充当されている（神戸市しあわせの村運営等基金条例第 5 条第 1 項）。平成 24 年度における運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
有料公園等管理事業 (しあわせの村管理費(注1))	437,270,263	205,229	0.05%

(注 1) しあわせの村の管理費は、上記運用益のほか、使用料 41,558 千円、一般財源 395,506 千円の財源により充当されている。

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注2)	8,563,541	0.02%	—

(注 2) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
第 110 回愛知県・名古屋 市折半保証名古屋 高速道路債	60,000,000	60,000,000	196,229	平成 28 年 12 月 20 日

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金の廃止を検討すべき【意見】

平成 11 年度及び 12 年度に阪神・淡路大震災後の財政危機に対応するため、当該基金を取り崩した後は残高 68,564 千円で推移している。運用益は年 205 千円程度と僅少であり、しあわせの村に係る管理事業費（建設局分）437,270 千円に対して、効果的な事業を行える規模ではない。必要な経費であれば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により事業を実施する必要性はなく基金の廃止を検討すべきである。

【9】神戸市勤労者福祉事業基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市勤労者福祉事業基金																																																
所管部署	管理	運用																																															
	市民参画推進局	行財政局																																															
根拠例規	神戸市勤労者福祉事業基金条例																																																
設置年月日	昭和46年4月1日																																																
設置目的	神戸市内勤労者に対する福祉事業の充実強化を図るに必要な資金に充てるため																																																
基金が充当される事業の概要	<p>神戸市勤労会館（神戸市内の勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図り、市民の体育の振興に資するために建設）及び勤労市民センター（勤労市民の福祉増進及び余暇の活用を図るため、行政区の拠点施設として設置）の建設費の財源の一部としたほか、財団法人神戸勤労福祉振興財団（注1）、財団法人神戸市シルバー人材センター（注1）への出捐金、助成金等に充当されていたが、平成12年度以降は、ほぼ上述の勤労者福祉施設（注2、3）の改修等に充当されている。</p> <p>（注1）財団法人神戸勤労福祉振興財団は財団法人神戸市シルバー人材センターと統合し、平成20年4月に、財団法人神戸いきいき勤労財団（現公益財団法人神戸いきいき勤労財団）へ名称変更している。</p> <p>（注2）勤労者福祉施設の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>開設</th> <th>設置場所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤労会館</td> <td>昭和55年</td> <td>中央区</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上10階建のうち2～4階、7～9階（全館神戸市が所有）</td> </tr> <tr> <td>六甲道勤労市民センター</td> <td>昭和49年</td> <td>灘区</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造5階建のうち4～5階を区分所有</td> </tr> <tr> <td>兵庫勤労市民センター</td> <td>昭和48年</td> <td>兵庫区</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上20階建のうち2～3階を区分所有</td> </tr> <tr> <td>新長田勤労市民センター(本館)</td> <td>昭和52年</td> <td>長田区</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階、地上25階建のうち3～4階を区分所有</td> </tr> <tr> <td>新長田勤労市民センター(別館)</td> <td>平成10年</td> <td>長田区</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上27階建のうち3階を区分所有</td> </tr> <tr> <td>垂水勤労市民センター</td> <td>平成3年</td> <td>垂水区</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上13階建のうち3～4階を区分所有</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注3）平成24年度の勤労会館・勤労市民センターの利用者数、利用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>利用者数 (千人)</th> <th>利用率(%) (注4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤労会館</td> <td>466</td> <td>68.2</td> </tr> <tr> <td>六甲道勤労市民センター</td> <td>239</td> <td>61.6</td> </tr> <tr> <td>兵庫勤労市民センター</td> <td>193</td> <td>48.4</td> </tr> <tr> <td>新長田勤労市民センター</td> <td>413</td> <td>46.2</td> </tr> <tr> <td>垂水勤労市民センター</td> <td>309</td> <td>60.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注4）利用率は、実利用率（利用件数／供用件数）により計算している。</p>			施設名称	開設	設置場所	摘要	勤労会館	昭和55年	中央区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上10階建のうち2～4階、7～9階（全館神戸市が所有）	六甲道勤労市民センター	昭和49年	灘区	鉄骨鉄筋コンクリート造5階建のうち4～5階を区分所有	兵庫勤労市民センター	昭和48年	兵庫区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上20階建のうち2～3階を区分所有	新長田勤労市民センター(本館)	昭和52年	長田区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階、地上25階建のうち3～4階を区分所有	新長田勤労市民センター(別館)	平成10年	長田区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上27階建のうち3階を区分所有	垂水勤労市民センター	平成3年	垂水区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上13階建のうち3～4階を区分所有	施設名称	利用者数 (千人)	利用率(%) (注4)	勤労会館	466	68.2	六甲道勤労市民センター	239	61.6	兵庫勤労市民センター	193	48.4	新長田勤労市民センター	413	46.2	垂水勤労市民センター	309	60.5
	施設名称	開設	設置場所	摘要																																													
	勤労会館	昭和55年	中央区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上10階建のうち2～4階、7～9階（全館神戸市が所有）																																													
	六甲道勤労市民センター	昭和49年	灘区	鉄骨鉄筋コンクリート造5階建のうち4～5階を区分所有																																													
	兵庫勤労市民センター	昭和48年	兵庫区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上20階建のうち2～3階を区分所有																																													
	新長田勤労市民センター(本館)	昭和52年	長田区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階、地上25階建のうち3～4階を区分所有																																													
	新長田勤労市民センター(別館)	平成10年	長田区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上27階建のうち3階を区分所有																																													
	垂水勤労市民センター	平成3年	垂水区	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階、地上13階建のうち3～4階を区分所有																																													
	施設名称	利用者数 (千人)	利用率(%) (注4)																																														
	勤労会館	466	68.2																																														
六甲道勤労市民センター	239	61.6																																															
兵庫勤労市民センター	193	48.4																																															
新長田勤労市民センター	413	46.2																																															
垂水勤労市民センター	309	60.5																																															
基金の種別	積立形態	使用形態																																															
	積立基金	取崩型																																															

積立財源	① 一般会計予算からの繰入金（注5） ② 基金の運用から生ずる収益 （注5）平成7年以降、一般会計予算からの繰入実績はない。
予算計上会計	一般会計
備考	戦後、円滑な税収確保対策の一つとして、市民税の特別徴収義務者に対して、納税額の一定割合を「特別徴収報償金」として交付していた。しかし、報償金の交付は、法律上、不適法な行為であるとして、自治省から再三にわたり廃止するよう通達が出され、神戸市では、昭和45年度をもって報償金の交付を廃止することとなった。 このため神戸市では、報償金の交付廃止に伴い、当時の社会情勢を考慮し、勤労者福祉事業の充実強化に充てるべく、交付金相当額を財源とする基金を設けることとし、昭和46年度から積立を開始し、平成6年度まで積立を継続してきたが、平成7年の阪神・淡路大震災以降は市の財政状況が悪化したため、新規の積立を見送り、運用利息のみを積み立てている。

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	基金の運用益収入を積み立てる。
基金の取崩方針	① 勤労者福祉施設の建設、管理又は運営に必要な経費に充てる時 ② その他勤労者に対する福祉事業に必要な経費に充てる時
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	これまで、勤労者福祉施設の維持管理のための改修費用に当該基金を活用してきたが、施設の老朽化に伴い改修費用は増加している一方、景気の悪化により基金の運用益収入は減少しており、基金の維持が厳しくなっている。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	1,095,792,061	35,365,028	93,529,510	1,037,627,579	-	-	1,037,627,579
H21年度	1,037,627,579	3,407,978	76,603,747	964,431,810	-	-	964,431,810
H22年度	964,431,810	3,681,520	39,205,189	928,908,141	-	-	928,908,141
H23年度	928,908,141	2,234,093	45,487,549	885,654,685	-	-	885,654,685
H24年度	885,654,685	1,610,160	16,101,382	871,163,463	-	-	871,163,463

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金運用益	1,610,160	1,681,000

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
勤労会館の改修費	無	14,904,082	22,065,000
勤労市民センターの改修費	無	1,197,300	1,056,000
計		16,101,382	23,121,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
勤労会館の改修費	14,904,082	14,904,082	100%
勤労市民センターの改修費	2,394,600	1,197,300	50%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
普通預金無利息型 (決済用預金)	171,142,463	0%	—

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の 運用益 (単位:円)	満期日
第 19 回日本学生 支援債券	(100,000,000)	(100,000,000)	125,500	平成 24 年 7 月 20 日
第 20 回日本学生 支援債券	(100,000,000)	(100,000,000)	115,500	平成 24 年 9 月 20 日
第 23 回日本学生 支援債券	500,000,000	500,000,000	1,200,000	平成 25 年 7 月 19 日
第 27 回日本学生 支援債券	100,000,000	100,000,000	93,318	平成 26 年 7 月 18 日
日本政策金融 公庫第 27 回社債	100,021,000	100,000,000	75,842	平成 26 年 9 月 12 日
合計	700,021,000	700,000,000	1,610,160	

(注 6) カッコ内は平成 24 年度中に償還された有価証券であり、購入金額、額面の合計金額に含まれていない。

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 資金移動を遅滞無く行うべき【結果】

勤労者福祉事業基金はほかの基金と異なり、同基金単独の普通預金（決済用預金）として保有している。基金の取り崩しについては基金所管部局からの支出命令により会計室が支払うが、会計室は支出については別段預金からの支払としており、当該基金に関しては、別途基金所管部局からの払い出し依頼により会計室が基金の特定口座（普通預金（決済用預金））から別段預金へ資金移動を行う必要がある。

平成 24 年度は、基金の管理帳簿と普通預金（決済用預金）の残高との照合ができておらず、別段預金への資金移動に係る基金所管部局からの払い出し依頼が平成 25 年 9 月になってしまったため、資金移動は同月に行われた。

そのため、平成 24 年度末において、勤労者福祉事業基金の特定口座である普通預金（決済用預金）残高は 185,654,685 円となり、基金としてあるべき金額 171,142,463 円と不一致が生じている。

基金は、会計年度概念が希薄になりがちであると考えられるが、その管理については、各種の帳票類の照合を行い、基金の管理帳簿と財産の残高の一致を厳密に確認するべきである。

② 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 871,163 千円の保有形態は、債券 700,021 千円、普通預金（決済用預金）171,142 千円である。

しかしながら、過去 5 年における元本の取崩は最大で 93,530 千円であり 171,142 千円を普通預金（決済用預金）として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。

市民参画推進局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討するべきである。そのためには、市民参画推進局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【10】神戸市勤労者福祉共済基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市勤労者福祉共済基金	
所管部署	管理	運用
	市民参画推進局	行財政局
根拠例規	神戸市勤労者福祉共済基金条例	
設置年月日	昭和47年11月1日	
設置目的	<p>神戸市勤労者福祉共済制度条例に定める給付事業及び貸付事業（注1）を円滑かつ効率的に運営するため</p> <p>（注1）平成23年6月以降、商品あっせんの方法を、貸付（基金立替方式）から、基金を使用しない業者直接支払方式に見直ししており、現在は貸付事業を実施していない。</p>	
基金が充当される事業の概要	<p>神戸市勤労者福祉共済制度条例第10条第1項第6号に規定する永年勤続褒賞金の給付（注2、注3）</p> <p>（注2）神戸市勤労者福祉共済制度（ハッピーバック） 市内中小企業勤労者の福祉増進を図り、併せて中小企業の振興に寄与することを目的として行う民間企業に対する福利厚生事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入資格 神戸市内に主たる事務所を持つ従業員300人以下又は、資本金の額が1億円以下の企業 ・加入数 2,763社、44,984人（平成25年9月1日現在） ・掛金 1人500円/月（事業主負担） ・事業内容 給付事業（結婚、出産、永年勤続褒賞記念品などの支給） 購買事業（特定商品の割引斡旋/指定店制度） 健康、相談、保険事業（人間ドック、法律相談等） 余暇事業、その他の事業等（保養施設の割引あっせん利用補助等） <p>（注3）平成25年4月に条例を改正し、永年勤続褒賞金の給付以外に、「共済制度に係る電子情報処理組織の整備に要する経費等」への基金の充当が可能となるように神戸市勤労者福祉共済基金条例基金条例の改正を行った。</p>	
基金の種別	積立形態	使用形態
	定額運用基金 積立基金	— 取崩型
積立財源	<p>① 神戸市勤労者福祉共済事業（主に会員から徴収した共済掛金収入を財源として実施）の剰余金</p> <p>② 基金の運用から生ずる収益</p>	
予算計上会計	特別会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	神戸市勤労者福祉共済事業（主に会員から徴収した共済掛金収入を財源として実施）の剰余金及び基金の運用収益を翌年度以降の財源として積み立てる。
基金の取崩方針	支給済みの永年勤続褒賞金給付（記念品調達価格）と同額を取崩す。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。

その他	—
-----	---

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中(当該年度分)		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	941,216,629	5,303,000	19,230,703	927,288,926	2,591,382	-	929,880,308
H21年度	929,880,308	4,935,000	17,942,174	916,873,134	18,366,569	-	935,239,703
H22年度	935,239,703	4,632,238	26,156,707	913,715,234	23,945,935	-	937,661,169
H23年度	937,661,169	2,792,825	19,990,052	920,463,942	24,171,678	-	944,635,620
H24年度	944,635,620	2,946,574	26,727,069	920,855,125	17,884,237	△267,812 (注4)	939,007,174

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
平成24年度共済事業の剰余金の積立	17,884,237	-
債券利息収入	2,755,000	4,750,000
預金利息収入(大口定期)	102,574	-
預金利息収入	89,000	-
計	20,830,811	4,750,000

*2:平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
平成24年度永年勤続褒賞給付	無	26,459,257	43,765,000

(注4) 出納整理期間中の減少(△267,812円)は、取崩金額誤りに係る戻入れであり、実際は、出納整理期間中の基金の追加の積立として決裁されているが、減少額の合計を永年勤続褒賞に係る事業費(26,459,257円)と一致させるために減少のマイナスとして記載している。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
平成24年度永年勤続褒賞金給付	26,459,257	26,459,257	100%

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金 (注5)	165,219,934	0.02%	—

(注5) 平成24年9月から平成25年2月までは、大口預金等(1億円)により運用し、それ以外の預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度 の運用益 (単位:円)	満期日
第66回大阪府 公募公債	398,824,000	400,000,000	2,450,000	平成27年 10月28日
第66回大阪府 公募公債	298,971,000	300,000,000		平成27年 10月28日
第72回大阪府 公募公債	49,900,000	50,000,000	305,000	平成28年 4月27日
計	747,695,000	750,000,000	2,755,000	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
貸付金(特別購買資金貸付) (注6)	7,940,191	—

(注6) 貸付金の内容は商品あつせん等に係る貸付金である。残高はすべて平成5年度以前の調定の滞納債権である。

(2) 監査の結果及び意見

① 基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違【結果】

基金の貸付金残高と貸付金台帳(注7)を照合した結果、基金残高7,940千円に対して貸付金台帳6,346千円と1,594千円の差異が生じていた。

市の担当課によると、差異が生じた原因は過去の貸付金の回収時に一部の貸付金について、貸付金台帳の残高は減少させたが、基金の貸付金残高を減少させる処理をしていないという会計処理の誤りだったと認識しているが、差異金額の内容(貸付先、金額等)は特定できていない。

当該問題は、毎年度、基金の貸付金残高と貸付金台帳を照合し、差異の内容を調査し、適切に会計処理を実施していれば生じなかったものと考えられる。

基金残高の管理については、基金残高と残高の管理簿の照合を適切に実施すべきである。

(注7) 貸付金台帳の名称は「共済掛金等管理表」である。貸付金の個人別の残高を集計したものであり、調定年度別の残高が記載されている。

② 不納欠損処理を進めるため、速やかに適切な手続を実施すべき

【意見】

基金が保有する貸付金 6,346 千円は、昭和 52 年度から平成 5 年度までの調定分であり、平成 24 年度末現在でその全額について消滅時効期間が経過し、回収可能性はないと判断しているとの事である。

これらの貸付金については債権放棄し、不納欠損処理を行うべきである。

③ 基金充当事業の範囲の拡大を検討すべき **【意見】**

【基金残高の推移】を見ると、基金の増加と減少はほぼ同じレベルで推移しており、基金残高も 939,007 千円と勤労者福祉共済事業の年間の事業規模 373,548 千円（平成 24 年度の同事業に係る歳出額）の約 2.5 倍の残高を保有している。一方、平成 24 年度においては、同事業のために一般会計から 19,023 千円の繰入金が発生している。

基金を管理する市民参画推進局は、基金の共済事業全般への有効活用を目的として平成 25 年 4 月に永年勤続褒賞金の給付以外に「共済制度に係る電子情報処理組織の整備に要する経費等」にも処分が可能となるよう基金条例を改正した。具体的には共済組合員の管理のためのシステム開発に利用する予定であるが、利用後も基金残高の大半は残る見込であることから、一般会計からの繰入は、当面、必要性が低く、より一層の基金の有効活用のため、今後は基金充当事業の範囲の拡大を検討すべきである。

【11】神戸市消費者訴訟資金貸付基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市消費者訴訟資金貸付基金	
所管部署	管理	運用
	市民参画推進局	行財政局
根拠例規	神戸市消費者訴訟資金貸付基金条例 神戸市消費者訴訟資金貸付基金条例施行規則	
設置年月日	昭和49年4月16日	
設置目的	神戸市民のくらしをまもる条例（昭和49年5月31日制定）第34条に規定された消費生活上の被害を受けた消費者が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴え（以下、消費者訴訟という）に要する費用の貸付を円滑かつ効率的に運営するため	
基金が充当される事業の概要	消費者訴訟に関する裁判手続費用、弁護士費用その他消費者訴訟に要する費用の貸付	
基金の種別	積立形態	使用形態
	定額運用基金	—
積立財源	予算からの繰入金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	10,000千円を維持（神戸市消費者訴訟資金貸付基金条例第2条に基金の額が定められている）
基金の取崩方針	神戸市消費者苦情処理審議会が消費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると認めた場合において、裁判費用、弁護士費用等に充当する。
基金の目標額	10,000千円
担当課の考える課題	消費者被害を受けた消費者個人が事業者に対して提訴する場合もあり、継続する必要があるが、利用実績はない。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	10,000,000	-	-	10,000,000	-	-	10,000,000
H21年度	10,000,000	-	-	10,000,000	-	-	10,000,000
H22年度	10,000,000	-	-	10,000,000	-	-	10,000,000
H23年度	10,000,000	-	-	10,000,000	-	-	10,000,000
H24年度	10,000,000	-	-	10,000,000	-	-	10,000,000

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

なお、当該基金の運用益 7,000 円については、一般会計へ当該基金の運用益として計上し、基金へ繰り入れることなく、全額、事業へ充当されている（神戸市消費者訴訟資金貸付基金条例第 5 条）。平成 24 年度における運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
神戸市民のくらしを まもる条例に基づく 消費対策事業	1,339,871	7,000	0.5%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注1)	10,000,000	0.02%	—

(注 1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金の廃止を検討すべき【意見】

神戸市生活情報センターで受けた相談のうち法的な対応を紹介した事例

はあるものの（注2）、基金が設置された昭和49年以降平成24年度まで基金の利用実績はない。当該状況を勘案すれば、基金で一定金額の財産を保有する必要性はなく、基金の設置目的である消費者訴訟に要する費用の貸付が必要ならば、一般会計において予算を確保して実施すべきである。

（注2）神戸市生活情報センターにおいて法的な対応を紹介した事例は、平成23年度が44件、24年度が24件である。

【12】神戸市市民文化振興基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市市民文化振興基金																			
所管部署	管理	運用																		
	市民参画推進局	行財政局																		
根拠例規	神戸市市民文化振興基金条例 神戸市市民文化振興基金条例施行規則																			
設置年月日	平成18年4月1日																			
設置目的	神戸市民の文化の向上を目的とする事業を推進するため																			
基金が充当される事業の概要	<p>① 神戸国際フルーツコンクール(注1)など国際的なコンペティション事業</p> <p>② 姉妹都市、友好都市など海外との文化交流に関する事業</p> <p>③ 神戸ビエンナーレ(総合芸術祭)事業(注2)</p> <p>④ 伝統的建造物群の保存修理及び伝統的建造物以外の旧ハッサム住宅、旧ハンター住宅の保存修理その他特に認める文化財の緊急保存修理事業</p> <p>⑤ 芸術文化活動助成など市民の芸術文化活動の支援に関する事業</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、市民の文化の向上に資する事業として特に市が認めるもの</p> <p>(注1) 第8回神戸国際フルーツコンクール(平成25年3月～4月/神戸文化ホール)の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>主催</td> <td>神戸国際フルーツコンクール運営委員会/神戸市/公益社団法人日本演奏連盟/公益財団法人神戸市民文化振興財団</td> </tr> <tr> <td>後援</td> <td>外務省/文化庁/兵庫県/NHK/日本フルーツ協会/アジア・フルーツ連盟</td> </tr> <tr> <td>目的趣旨</td> <td>有望な若きフルーティストを世界の楽壇に飛翔させるとともに、文化の香り豊かな神戸のまちづくりを推進し、「音楽のまち神戸」を世界に発信することを目的として、1985年(昭和60年)から4年ごとに開催しており、2013年(平成25年)で8回目の開催となった。 本コンクールは、回を重ねるごとに国際的な評価も高くなってきており、現在では世界4大フルーツコンクール(神戸、ミュンヘン、ジュネーブ、ランパル[フランス])の一つとして、「音楽のまち神戸」の世界への発信や、文化の香り豊かな神戸のまちづくりにも大きく貢献している。</td> </tr> <tr> <td>応募者 出場者</td> <td>34カ国 1地域 229人(うち日本人55人) 20カ国 1地域 57人(うち日本人12人)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>第1～3次予選を経て、予選通過者6名により本選を実施。 第1位～第6位入賞者及び特別賞(奨励賞、オーディエンス賞等)を決定する。</td> </tr> <tr> <td>入場者数</td> <td>3,172人</td> </tr> </table> <p>(注2) 神戸ビエンナーレ2011(平成23年10月～11月)の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>主催</td> <td>神戸ビエンナーレ組織委員会 神戸市</td> </tr> <tr> <td>後援</td> <td>文化庁 兵庫県教育委員会 神戸市教育委員会 朝日新聞社 朝日放送 NHK 神戸放送局 関西テレビ放送 Kiss FM KOBE 神戸新聞社 産経新聞神戸総局 サンテレビジョン 日本経済新聞社 毎日新聞社 毎日放送 読売新聞神戸総局 読売テレビ ラジオ関西(五十音順)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>【神戸ハーバーランド】商業施設である「ファミリオ」をメイン会場とし、「アートインコンテナ国際展」「ゲートアート」「現代陶芸展」「フォトコンテスト」「こども絵画コンクール」「いけばな未来展」「書道展」といったコンペティションによる展示を行ったほ</td> </tr> </table>		主催	神戸国際フルーツコンクール運営委員会/神戸市/公益社団法人日本演奏連盟/公益財団法人神戸市民文化振興財団	後援	外務省/文化庁/兵庫県/NHK/日本フルーツ協会/アジア・フルーツ連盟	目的趣旨	有望な若きフルーティストを世界の楽壇に飛翔させるとともに、文化の香り豊かな神戸のまちづくりを推進し、「音楽のまち神戸」を世界に発信することを目的として、1985年(昭和60年)から4年ごとに開催しており、2013年(平成25年)で8回目の開催となった。 本コンクールは、回を重ねるごとに国際的な評価も高くなってきており、現在では世界4大フルーツコンクール(神戸、ミュンヘン、ジュネーブ、ランパル[フランス])の一つとして、「音楽のまち神戸」の世界への発信や、文化の香り豊かな神戸のまちづくりにも大きく貢献している。	応募者 出場者	34カ国 1地域 229人(うち日本人55人) 20カ国 1地域 57人(うち日本人12人)	内容	第1～3次予選を経て、予選通過者6名により本選を実施。 第1位～第6位入賞者及び特別賞(奨励賞、オーディエンス賞等)を決定する。	入場者数	3,172人	主催	神戸ビエンナーレ組織委員会 神戸市	後援	文化庁 兵庫県教育委員会 神戸市教育委員会 朝日新聞社 朝日放送 NHK 神戸放送局 関西テレビ放送 Kiss FM KOBE 神戸新聞社 産経新聞神戸総局 サンテレビジョン 日本経済新聞社 毎日新聞社 毎日放送 読売新聞神戸総局 読売テレビ ラジオ関西(五十音順)	内容	【神戸ハーバーランド】商業施設である「ファミリオ」をメイン会場とし、「アートインコンテナ国際展」「ゲートアート」「現代陶芸展」「フォトコンテスト」「こども絵画コンクール」「いけばな未来展」「書道展」といったコンペティションによる展示を行ったほ
	主催	神戸国際フルーツコンクール運営委員会/神戸市/公益社団法人日本演奏連盟/公益財団法人神戸市民文化振興財団																		
	後援	外務省/文化庁/兵庫県/NHK/日本フルーツ協会/アジア・フルーツ連盟																		
	目的趣旨	有望な若きフルーティストを世界の楽壇に飛翔させるとともに、文化の香り豊かな神戸のまちづくりを推進し、「音楽のまち神戸」を世界に発信することを目的として、1985年(昭和60年)から4年ごとに開催しており、2013年(平成25年)で8回目の開催となった。 本コンクールは、回を重ねるごとに国際的な評価も高くなってきており、現在では世界4大フルーツコンクール(神戸、ミュンヘン、ジュネーブ、ランパル[フランス])の一つとして、「音楽のまち神戸」の世界への発信や、文化の香り豊かな神戸のまちづくりにも大きく貢献している。																		
	応募者 出場者	34カ国 1地域 229人(うち日本人55人) 20カ国 1地域 57人(うち日本人12人)																		
	内容	第1～3次予選を経て、予選通過者6名により本選を実施。 第1位～第6位入賞者及び特別賞(奨励賞、オーディエンス賞等)を決定する。																		
	入場者数	3,172人																		
	主催	神戸ビエンナーレ組織委員会 神戸市																		
	後援	文化庁 兵庫県教育委員会 神戸市教育委員会 朝日新聞社 朝日放送 NHK 神戸放送局 関西テレビ放送 Kiss FM KOBE 神戸新聞社 産経新聞神戸総局 サンテレビジョン 日本経済新聞社 毎日新聞社 毎日放送 読売新聞神戸総局 読売テレビ ラジオ関西(五十音順)																		
	内容	【神戸ハーバーランド】商業施設である「ファミリオ」をメイン会場とし、「アートインコンテナ国際展」「ゲートアート」「現代陶芸展」「フォトコンテスト」「こども絵画コンクール」「いけばな未来展」「書道展」といったコンペティションによる展示を行ったほ																		

	<p>か、工芸、日本画、海外（中国：天津、韓国：光州）の作家、障がい者による作品、文化庁が実施する芸術祭の受賞作品、東日本大震災の写真展、真珠や工芸菓子など、幅広い展示を実施した。また、ファミリオ会場以外でも、キャナルガーデンでは植物を使った展示、デュオドームでは大道芸などを実施。</p> <p>【ポーアイしおさい公園】神戸の海、山、まちを見渡せる絶好のロケーションを活かしたコンペティション「しつらいアート国際展」を実施したほか、招待作家によるいけばなの野外展示、太陽光発電オブジェの展示を実施。</p> <p>【兵庫県立美術館】日独交流 150 周年を記念し、両国の現代美術作家の作品を紹介。</p> <p>【元町高架下】空き店舗を活用したコンペティション「高架下アートプロジェクト」を実施。</p> <p>その他、まちなかの様々な施設を活用し、コンサートなどの各種企画、展示を実施。</p>	
	入場者数 242,766 人	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 市民又は事業者からの寄附金 ② 基金の運用から生ずる収益 ③ その他、予算からの繰入金（一般財源）	
予算計上会計	一般会計	
備考	市と市民が協力して資金を積み立て、その収益で文化振興施策をより一層推し進めていくとともに、安定的に文化振興施策を実施するという目的で「神戸市市民文化振興基金」を設置した。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	<p>【文化振興関係】 市民又は事業者からの寄附金とともに、その同額を市から拋出し、合わせて積み立てる（マッチングファンド方式）。</p> <p>【文化財関係】 平成 23 年度より風見鶏の館の入館料値上げに伴い、入館料値上げ相当分について積み立てる。</p>
基金の取崩方針	<p>【文化振興関係】 予算の定めるところにより、神戸ビエンナーレ事業などの文化振興に資する事業に充当している。</p> <p>【文化財関係】 国、市補助対象及び市補助対象伝統的建造物の神戸市の保存修理助成分等について充当している。</p>
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	寄附金の減少に伴う積立額の減少。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	50,157,945	79,532,634	12,338,000	117,352,579	-	-	117,352,579
H21 年度	117,352,579	56,080,170	124,272,000	49,160,749	-	-	49,160,749
H22 年度	49,160,749	63,723,180	553,000	112,330,929	-	-	112,330,929
H23 年度	112,330,929	112,011,894	127,034,000	97,308,823	-	-	97,308,823
H24 年度	97,308,823	86,625,200	54,844,867	129,089,156	-	-	129,089,156

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
文化振興に関する寄附金及びマッチングファンド 方式による市拠出金	48,548,200	60,000,000
風見鶏の館の入館料値上げ相当分	38,000,000	45,465,000
基金運用益	77,000	-
計	86,625,200	105,465,000

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使 用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
第 8 回神戸国際フルーツコンクール事業	無	5,000,000	5,000,000
伝統的建造物保存事業	無	5,453,867	22,565,000
伝統的建造物保存事業 (繰越分)	無	44,391,000	-
計		54,844,867	27,565,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
第 8 回神戸国際フルーツ コンクール事業	27,800,000	5,000,000	18.0%
伝統的建造物保存事業	10,766,367	5,453,867	50.7%
伝統的建造物保存事業 (繰越分)	88,782,000	44,391,000	50.0%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金 (注3)	129,089,156	0.02%	—

(注3) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【13】神戸市同和更生資金貸付基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市同和更生資金貸付基金	
所管部署	管理	運用
	保健福祉局	—
根拠例規	<p>神戸市同和更生資金貸付基金条例 神戸市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例 (昭和62年4月1日施行) 神戸市同和更生資金貸付基金条例施行規則 神戸市同和更生資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則 (昭和62年4月1日施行)</p> <p>神戸市同和更生資金貸付基金条例は廃止済であるが、神戸市同和更生資金貸付基金条例の廃止条例及び同廃止規則において経過措置として、施行日以後も貸付基金への償還については、廃止前の条例及び規則が効力を有する旨定められているため、滞納債権である貸付金が基金残高に含まれていることとなり、神戸市の基金の一つとして位置づけられている。</p> <p>滞納債権について、市は神戸市債権管理対策基本方針に準じて、管理回収に努めているとのことであるが、制度廃止後20年以上経っていることもあり、回収状況は良いとはいえない。</p>	
設置年月日	昭和43年4月1日 ただし、昭和62年4月1日に廃止（一部、経過措置あり）	
設置目的	同和地区住民の生活を改善するために必要な資金の貸付を行う。	
基金が充当される事業の概要	同和地区住民に対する生活改善資金貸付	
基金の種別	積立形態	使用形態
	定額運用基金	—
積立財源	—	
予算計上会計	一般会計	
備考	<p>昭和44年に同和対策事業特別措置法が設置されたが、神戸市では、その一年前の昭和43年に、同和地区住民の生活改善資金を貸し付けるため当該基金が設置された。昭和62年4月1日に神戸市同和更生資金貸付基金条例が廃止されるまで、総額約17億円の貸し付けが行われた。平成24年度末までに償還された金額は約14億円、「不納欠損処理」（「不納欠損処理」については、(2)監査の結果及び意見①を参照）された金額は約1億円となっており、平成24年度末現在で約2億円が未回収となっている。</p>	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	—
基金の取崩方針	—
基金の設定額	なし。
担当課の考える課題	貸付金の回収。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	207,530,199	-	3,738,829 (注1)	203,791,370	-	-	203,791,370
H21年度	203,791,370	-	10,014,648 (注2)	193,776,722	-	-	193,776,722
H22年度	193,776,722	-	828,116	192,948,606	-	-	192,948,606
H23年度	192,948,606	-	631,497	192,317,109	-	-	192,317,109
H24年度	192,317,109	-	833,096	191,484,013	-	-	191,484,013

(注1)「不納欠損処理」金額 3,232,926 円が含まれる(「不納欠損処理」については、(2) 監査の結果及び意見①を参照)。

(注2)「不納欠損処理」金額 9,193,605 円が含まれる(「不納欠損処理」については、(2) 監査の結果及び意見①を参照)。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金条例は廃止されており、該当なし	-	-

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
貸付金償還により、基金から一般会計へ繰り出し	無	833,096	-

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

なお、神戸市同和更生資金貸付基金条例は、貸付基金への償還についてのみ効力を有していることから、当該基金の運用益 33 千円(償還を受けた貸付金の利息部分)については、基金の対象とはならないため、一般会計において利息収入として計上される。

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金	12,703 円 (注3)(注4)	0.02%	—

(注3)当該基金の性格上、原則的には、償還された貸付金は基金を構成しないので、一般会計に繰り入れられるが、会計室での事務処理上、平成 25 年 3 月 21 日より後に償還された金額については、翌年度(平成 25 年度)に繰入処理され

るため、年度末に基金が一部預金として保有するという状態になる。

(注 4) 会計室における当該基金に対する預金の割当額は 12,894 円となっており、記載金額と 191 円の差額が発生している。

この差額は、平成 25 年 3 月 21 日より後に償還を受けた貸付金に係る利息部分である。当該利息部分については、条例廃止により、基金の残高を構成しないという位置づけとなっていることから基金残高から除いて把握しなければならないが、会計室では、当該利息部分が少額であることもあり、これを含めて内部上の管理を行っているため発生しているものである。

なお、同和更生基金の帳簿上の預金残高は、12,703 円 であるが、同基金の財産に関する調書の預金残高は 12,894 円 であり、帳簿と財産に関する調書についても差異が生じている。所管課によると、当該差額も、平成 25 年 3 月 21 日より後に償還を受けた貸付金に係る利息部分であり、基金の残高を構成しないにも関わらず、これを含めて「財産に関する調書」を作成してしまったためとのことである。ただし、「財産に関する調書」は千円単位の記載のため、表記上は 12 千円で記載の誤りとはなっていない。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
貸付金	191,471,310	—

(2) 監査の結果及び意見

① 内規に基づいた会計処理を適時に行うべき【結果】

当該基金においては、国の規則に基づいて策定した「同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針」(注 5)にもとづき、債権を消滅させずに、貸付金から除外する会計処理を行っている。当該貸付金を除外する会計処理を、**【13】** 神戸市同和更生資金貸付基金の項においてのみ、「不納欠損処理」という。

当該基金については、上記のとおり、「不納欠損処理」の方針として、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針を作成しており、年 1 回の「不納欠損処理」を行うこととしているが、平成 22 年度以降、「不納欠損処理」を実施していない。市によると、平成 24 年度末現在において、貸付金の回収が困難と考えられる死亡者、居所不明者、生活困窮者等への貸付金は 56,851 千円となっており、この中には、下記方針の対象者に合致し、「不納欠損処理」すべき金額も含まれているものもあるとのことである。

下記、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針の要件を満たしているものについては、その金額を確定した上で、直ちに「不納欠損処理」を行うべきである。

(注 5) 同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針より要約。「不納欠損処理」の括弧は監査人が

追記している。

趣旨	私法上の債権のみなし消滅（「国の債権管理事務取扱規則第 30 条」）の考え方により、「不納欠損処理」を行い、債権回収及び管理に必要な事務、経費の効率化を図る。
基準	私法上の債権については、10 年の消滅時効の満了によって絶対的に消滅するものではないため、基本的には時効の援用が必要となる。しかし、時効の援用がなくても、「国の債権管理事務取扱規則第 30 条」債権のみなし消滅の考え方により、 ① 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあること ② 破産法等により債務者が当該債権につきその責任を免れたこと 等に該当する場合は、「不納欠損処理」を行い得ると考えられ、この考え方に基づき、「不納欠損処理」を行う。
対象者	① 破産者 ② 死亡後 10 年以上 ③ 時効の援用をした者
その他	① 「不納欠損処理」は年 1 回行う。 ② 「不納欠損処理」を行うには、対象者であることを証明する書類が備わっていること。 ③ 「不納欠損処理」は会計上の処理であり、債権自体は消滅しない。

（参考：債権管理事務取扱規則（昭和 31 年 12 月 29 日大蔵省令第 86 号）第 30 条）

（債権を消滅したものとみなして整理する場合）

第 30 条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したもののについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべきほかの者があり、その者について第 1 号から第 4 号までに掲げる事由がない場合を除く）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）第 204 条第 1 項 その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがないものと決定したこと。

② 未償還の貸付金については、通常の債権と同様に管理することを検討すべき【意見】

神戸市同和更生資金貸付基金において、現在、市は新たな貸付を行って

おらず、未償還の貸付金の回収業務のみ行っている。貸付制度が終了した現在、地方自治法 241 条の定額運用基金の目的は存在しておらず、当該未償還の貸付金を基金と認識して管理、回収していく必要性は希薄である。今後は基金としてではなく、通常の債権と同様に管理、回収していくことを検討すべきである。

【14】神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金	
所管部署	管理	運用
	保健福祉局	行財政局
根拠例規	神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例	
設置年月日	昭和49年3月30日	
設置目的	神戸市における民間社会福祉事業従事職員の福利厚生の実、強化を図るため設置	
基金が充当される事業の概要	① 民間社会福祉施設職員激励会に係る費用 ② 社会福祉大会に係る費用 ③ 神戸市社会福祉協議会が実施する民間社会福祉事業従事職員福利厚生事業に対する助成	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	当該基金は、昭和48年に松下電器産業株式会社より、厚生労働省を通じ、民間社会福祉事業の従事者の福利厚生の実進のために寄付された74,000千円（全国で50億円）に市の一般財源26,000千円を加えて、設置された基金である。 当時の厚生事務次官通知等によると、当該寄附金の目的、留意事項は次のとおりである。 i) 寄附金の使途は寄付者の意向に沿い、とくに民間の福祉施設の整備充実向上および社会福祉施設に従事する職員の福利厚生に充てること。 ii) 寄附金については、速やかに予算への計上手続きをとり、たとえば、基金を設置して永続性のある事業を実施するよう配慮することが望ましい。 iii) とくに寄附の趣旨、社会福祉施設の現状等にかんがみ、ねたきり老人、重度の心身障がい者(児童)等の民間施設の環境整備、職員の福利厚生の実進等の事業に重点をおくことが望ましく、通常の施設整備費、措置等の補助金、負担金等本来公費をもって充てるべき費用に充当することは厳に避けられたい。なお、職員の士気高揚に資する顕彰、訓練等の事業費に充てることはさしつかえない。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	基金の運用から生ずる収益を積み立てる。
基金の取崩方針	民間社会福祉施設職員の福利厚生の実、強化を図るための事業へ充当している。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	低金利による運用益収入の減少。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	107,727,669	-	6,060,854	101,666,815	-	-	101,666,815
H21 年度	101,666,815	-	6,800,516	94,866,299	-	-	94,866,299
H22 年度	94,866,299	-	6,549,483	88,316,816	-	-	88,316,816
H23 年度	88,316,816	-	6,126,420	82,190,396	-	-	82,190,396
H24 年度	82,190,396	-	6,222,488	75,967,908	-	-	75,967,908

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
民間社会福祉施設職員激励会費用への充当	無	4,322,643	4,407,000
社会福祉大会費用への充当	無	1,551,690	1,850,000
民間社会福祉事業従事職員福利厚生事業に対する助成	無	348,155	297,000
計		6,222,488	6,554,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
民間社会福祉施設職員激励会	4,322,643	4,323,643	100%
社会福祉大会	1,551,690	1,551,690	100%
民間社会福祉事業従事職員福利厚生事業に対する助成	1,258,000	348,155	28%

なお、当該基金の運用益 909,845 円については、一般会計へ当該基金の運用益として計上し、基金へ繰り入れることなく全額、民間社会福祉事業従事職員福利厚生事業に対する助成へ充当されている（神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例第 5 条）。平成 24 年度における運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額 (A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
民間社会福祉事業従事職員福利厚生事業に対する助成	1,258,000	909,845	72%

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(単位:円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注1)	36,065,157	0.02%	—

(注1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の運用益 (単位:円)	満期日
第25回大阪府公募公債	39,902,751	40,000,000	892,845	平成29年9月27日

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成24年度末現在における当該基金残高75,968千円の保有形態は、債券39,903千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金36,065千円である。

しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で6,801千円であることから36,065千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。

保健福祉局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、保健福祉局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【15】神戸市市民福祉振興等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市市民福祉振興等基金	
所管部署	管理	運用
	保健福祉局	行財政局
根拠例規	神戸市市民福祉振興等基金条例	
設置年月日	昭和52年9月24日	
設置目的	① 市民福祉の向上を目的とする事業を推進する。 ② 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てる。	
基金が充当される事業の概要	市民福祉の向上を目的とする様々な事業に充当している。平成24年度は、以下の事業に充当している。 ① 一般財団法人小児救急医療事業団への貸付（神戸こども初期急病センターの事業運営費） ② しあわせの村老朽改修費用 ③ 自殺対策事業（自殺予防週間に係る費用、高齢者虐待防止対策費用等） ④ 犯罪被害者等支援業務 ⑤ 視覚障がい者の福祉向上に関する事業（視覚障がい者トータルサポート事業、盲導犬派遣事業、UD映画祭、視覚障がい者に優しいまちづくり活動）	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 基金の運用から生ずる収益 ② 一般会計からの繰入金 ③ 寄付金	
予算計上会計	一般会計	
備考	当該基金は、昭和52年1月25日に施行された「神戸市民の福祉をまもる条例第53条」により、市民福祉の向上を目的とする事業を推進するために設置された。 平成24年度末における、当該基金残高約23億円のうち、約20億円は保健福祉局を通じて、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（注1）への貸付金となっている。なお、同協会への当該基金からの貸付等の状況は【基金の積立・取崩方針及び課題等】その他に記載のとおりである。	

（注1）財団法人こうべ市民福祉振興協会（現公益財団法人こうべ市民福祉振興協会）は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念実現を目的として、昭和56年6月1日に設立された団体である。要介護認定調査事業、しあわせの村の指定管理者として、しあわせの村の運営事業等を行っている。神戸市の平成24年度末現在における出えん総額は4.1億円、出えん比率は100%である。

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	寄付金を積み立てる。
基金の取崩方針	市民福祉の向上に係る事業等に充当する。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	財団法人こうべ市民福祉振興協会（現公益財団法人こうべ市民福祉振興協

会)への当該基金からの繰替運用による貸付は、全てサン舞子マンション事業に関するものである。サン舞子マンション事業は、有料老人ホームの運営事業で、昭和58年から開始された同協会が主体となった事業であり、有料老人ホームは昭和59年に開設された。建設資金総額約30億円の内訳は次のとおりであり、市は、同協会の民間金融機関からの借入金及びその利息について損失補償契約を行った。

なお、同協会は、平成23年度にサン舞子マンションに関する事業資産等を民間社会福祉法人へ463,000千円で売却し、同協会は当該事業から完全に撤退した。

入居金	462,910千円
市からの借入金	845,000千円
民間金融機関からの借入	1,300,000千円
自己資金	120,400千円
その他融資制度等	247,200千円
合計	2,975,510千円

当該事業の開始から終息までの間に市が実施した基金の繰替運用等による同協会への財政支援の状況は次のとおりである。なお、市は繰替運用による貸付について担保は取っていない。

昭和58年	同協会の健康型有料老人ホームサン舞子マンションの建設事業資金として845,000千円を貸付。一度満額償還されているが、同時にほぼ同条件で同額の貸付がされており、その後3回の償還期限延長を繰り返し、全く償還されていない。
平成16年 平成17年	介護保険制度の開始等により、介護機能がないことから入居戸数が減少し、恒常的な赤字経営に陥ったサン舞子マンション事業の赤字補填のため平成16年度に78,000千円、平成17年度に256,000千円を貸付。平成23年度に、サン舞子マンションの売却収入を原資に、平成16年度貸付分は全額、期限前償還済みである。平成17年度の貸付分については、平成23年度に81,000千円、平成24年度に80,000千円の期限前償還を受けている。
平成18年	同協会の民間金融機関からの借入金の利息軽減を目的とする借入金返済の財源補てんのため1,100,000千円を貸付けた。10年間を償還期限とする満期一括償還のため、返済期限未到来であり、償還はまだ受けていない。
平成23年	同協会に当該基金を取崩し、300,000千円を追加出えん(下記、【基金残高の推移】(注5)参照)。

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加 (*1)	減少 (*2)	
H20 年度	3,244,201,420	43,318,238	46,076,000	3,241,443,658	-	-	3,241,443,658
H21 年度	3,241,443,658	101,294,720 (注2)	209,756,780 (注3)	3,132,981,598	-	-	3,132,981,598
H22 年度	3,132,981,598	71,319,548	132,274,255 (注4)	3,071,026,891	-	-	3,071,026,891
H23 年度	3,071,026,891	70,482,830	674,685,110 (注5)	2,466,824,611	-	-	2,466,824,611
H24 年度	2,466,824,611	24,294,311 (注6)	166,359,536	2,324,759,386	-	-	2,324,759,386

(注2) 寄附金が約1億円となっている。

(注3) 主な取崩要因は、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金 69,790 千円、看護大学ホールの建設費 50,000 千円、福祉施設の老朽改修費 44,434 千円となっている。

(注4) 主な取崩要因は、環境保健研究所への熱源改修工事 120,000 千円となっている。

(注5) こうべ市民福祉振興協会への出えん金として3億円を取り崩したほか、主な取崩要因として、八幡桜ヶ丘保育所の用地取得費 2.13 億円となっている。

(注6) 寄附金が 24,192 千円となっている。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
寄付金	24,192,484	100,000,000
基金の運用から生じる収益	101,827	-
計	24,294,311	100,000,000

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
神戸こども初期急病センターへの貸付財源としての取崩(注7)	無	60,000,000	60,000,000
しあわせの村施設老朽に伴う改修事業	無	71,400,000	80,000,000
自殺対策事業	無	23,261,536	18,275,000
犯罪被害者等への支援事業	無	2,590,000	2,590,000
視覚障がい者トータルサポート事業	無	6,500,000	6,500,000
盲導犬派遣事業	無	1,500,000	1,500,000
UD 映画祭事業	無	908,000	1,500,000
視覚障がい者に優しいまちづくり活動事業	無	200,000	6,250,000
計		166,359,536	176,615,000

(注7) 当該 60,000 千円以外に神戸市から神戸こども初期急病センターへの貸付はない。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
神戸こども初期急病センターへの貸付財源としての取崩	60,000,000	60,000,000	100%
しあわせの村施設老朽に伴う改修事業	73,701,100	71,400,000	96.8%
自殺対策事業	30,161,679	23,261,536	77.1%
犯罪被害者等への支援	2,592,620	2,590,000	99.9%
視覚障がい者トータルサポート事業	6,500,000	6,500,000	100%
盲導犬派遣事業	1,500,000	1,500,000	100%
UD映画祭	914,265	908,000	99.3%
視覚障がい者に優しいまちづくり活動	200,000	200,000	100%

なお、当該基金の運用益 22,146 千円のうち 102 千円については、基金へ積立しており、残額 22,044 千円は一般会計へ当該基金の運用益として計上し、基金へ繰り入れることなく、事業へ充当されている（神戸市市民福祉振興等基金条例第 6 条第 1 項第 2 項）。

平成 24 年度における運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
公益財団法人こうべ市民福祉振興協会補助事業	80,124,000	22,024,826	27.5%
自殺対策事業	30,161,679	19,558	0.06%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額 (単位:円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金 (注 8)	239,110,794	0.02%	—

(注 8) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度 の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
繰替運用(注9)	45,648,592	—
繰替運用(注10)	2,040,000,000	—

(注9) 一般会計への繰替運用の内容は次のとおりである。

事業名	運用日	利率	貸付から 償還期限 までの 期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利息等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要
しあわせの村省エネルギー化改修事業(ESCO事業)	平成18年3月31日	1.5%	12年間	元利均等償還	10,187	108,347	45,649	

(注) 千円未満四捨五入

(注10) 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会へ貸付けのための繰替運用である。内訳は次のとおりである。

事業名	運用日	利率	貸付から 償還期限 までの 期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利息等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要	
【15】 市民福祉振興等基金									
サン舞子マンション事業 (貸付先:(財)こうべ市民 福祉振興協会)	昭和58年2月10日	5.75%	50日間	満期一括償還	-	845,000		当該貸付は昭和57年度にサン舞子マンション建設事業資金として(財)こうべ市民福祉振興協会に貸付られたものであるが、当該協会の財政状況を勘案し、その後10年間ずつ償還期限延長が行われており、一度も元本の返済は行われていない。	
	全額償還し、新たに貸付開始								
	昭和58年4月1日	6.0%	10年間	満期一括償還	-	845,000			
	償還期限延長								
	平成5年4月1日		10年間		-	845,000			
	償還期限延長								
	平成15年4月1日		10年間		-	845,000			
	利率の変更								
	平成16年4月1日	1.5%				845,000			
利率の変更									
平成23年4月1日	1.0%				-	845,000			
償還期限延長									
平成25年4月1日		10年間			-	845,000	845,000		
サン舞子マンション事業 (貸付先:(財)こうべ市民 福祉振興協会)	平成17年7月1日	1.5%	10年間	満期一括償還	-	256,000		当初の契約では満期一括償還であったが、平成23年度に再契約を行い、貸付先の経営状況に応じて元本の返済が行われている。なお、平成23年度の返済額は81,000千円、平成24年度の返済額は80,000千円。近況の国債10年物の平均利回り及び貸付先の財政状況を勘案し、利率を決定している。	
	利率及び返済方法の変更								
平成23年4月1日	1.0%			貸付先の経営状況に応じて、貸付先が毎年申請する金額	-	256,000	95,000		
サン舞子マンション事業 (貸付先:(財)こうべ市民 福祉振興協会)	平成18年4月14日	1.5%	10年間	満期一括償還	-	1,100,000		近況の国債10年物の平均利回り及び貸付先の財政状況を勘案し、利率を決定している。	
	利率の変更								
平成23年4月1日	1.0%				-	1,100,000	1,100,000		
小計								2,085,649	

(注) 千円未満四捨五入

(2) 監査の結果及び意見

① 適用要件に疑義のある外郭団体に対する繰替運用【結果】

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会(以下、「市民福祉振興協会」という)が実施していたサン舞子マンション事業は、平成15年度には恒常的な

赤字運営に陥っていたため、市は、市民福祉振興協会をサン舞子マンション事業から撤退させると同時に、同マンションの土地建物（昭和 58 年当時の建設価額 2,975,510 千円）を売却させ、売却収入を市の貸付金 2,201,000 千円への返済財源とさせる予定であったとのことであるが、当時、サン舞子マンション売却収入金額の見積もりはしていなかったとの説明を受けた。

その後、平成 23 年度にサン舞子マンション売却収入額が、市民福祉振興協会への貸付額 2,201,000 千円を大幅に下回る 463,000 千円であったことから、市は、平成 23 年度から平成 47 年度までの 25 年間にわたる償還計画（注 11）を作成させ「繰替運用の確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めた」とのことであるが、当該償還計画の根拠となる市民福祉振興協会の将来の事業計画及び資金計画は作成されていない。貸付金の回収財源となるべきサン舞子マンション事業は既に売却されており、現在の市民福祉振興協会の主要な事業であるしあわせの村指定管理者事業は公募によっていることから、次回選定年度である平成 30 年度あるいはそれ以降に、引き続き同施設の指定管理者に選定される保証はなく、当該償還計画の裏付けは乏しいものと言わざるをえない（なお、市民福祉振興協会への資金の貸し付け（昭和 58 年 845,000 千円、平成 17 年 256,000 千円、平成 18 年 1,100,000 千円）については、同協会の経営状況をその都度説明の上、当時の議会の承認はとっていたとのことである）。

サン舞子マンション事業が恒常的赤字運営に陥っていた状況、昭和 58 年に購入した土地建物の価格がバブル崩壊後は大暴落している状況、サン舞子マンション事業が売却された状況、裏付けとなる根拠に乏しい資金償還計画の状況等を総合的に判断して、償還計画の実行可能性には懸念がある。このことから、平成 17 年の 256,000 千円、平成 18 年の 1,100,000 千円の繰替運用の実施及び平成 15 年及び平成 25 年 4 月の 845,000 千円の繰替運用の償還期限延長については、神戸市市民福祉振興等基金条例第 4 条（「市長は、基金設置目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる」）の要件、すなわち、「確実な繰戻しの方法」という点に疑義がある状態となっている。早期に「確実な繰戻しの方法」に疑義がある状態を解消する必要がある。

(注11)【貸付金の償還計画】

(財)こうべ市民福祉振興協会

サン舞子マンション借入金償還計画

(単位: 千円)

		① 845,000	② 78,000	③ 256,000	④ 1,100,000	当期返済	期末残債	支払利息
22年度	H23.3.31	0	0	0	0	0	2,279,000	34,185
1 23年度	H23.4.30	0	78,000	22,000	0	100,000	2,179,000	311
	H24.2.29	0		59,000	0	59,000	2,120,000	21,853
2 24年度	H25.3.31	0		80,000	0	80,000	2,040,000	21,200
3 25年度	H26.3.31	0		85,000	0	85,000	1,955,000	20,400
4 26年度	H27.3.31	85,000		10,000	0	95,000	1,860,000	19,550
5 27年度	H28.3.31	95,000			0	95,000	1,765,000	18,600
6 28年度	H29.3.31	95,000			0	95,000	1,670,000	17,650
7 29年度	H30.3.31	95,000			0	95,000	1,575,000	16,700
8 30年度	H31.3.31	95,000			0	95,000	1,480,000	15,750
9 31年度	H32.3.31	95,000			0	95,000	1,385,000	14,800
10 32年度	H33.3.31	95,000			0	95,000	1,290,000	13,850
11 33年度	H34.3.31	95,000			0	95,000	1,195,000	12,900
12 34年度	H35.3.31	95,000			0	95,000	1,100,000	11,950
13 35年度	H36.3.31				90,000	90,000	1,010,000	11,000
14 36年度	H37.3.31				90,000	90,000	920,000	10,100
15 37年度	H38.3.31				90,000	90,000	830,000	9,200
16 38年度	H39.3.31				90,000	90,000	740,000	8,300
17 39年度	H40.3.31				90,000	90,000	650,000	7,400
18 40年度	H41.3.31				90,000	90,000	560,000	6,500
19 41年度	H42.3.31				80,000	80,000	480,000	5,600
20 42年度	H43.3.31				80,000	80,000	400,000	4,800
21 43年度	H44.3.31				80,000	80,000	320,000	4,000
22 44年度	H45.3.31				80,000	80,000	240,000	3,200
23 45年度	H46.3.31				80,000	80,000	160,000	2,400
24 46年度	H47.3.31				80,000	80,000	80,000	1,600
25 47年度	H48.3.31				80,000	80,000	0	800

(出典：市より提供を受けた資料。)

【参考】市民福祉振興協会の平成24年度収支計算書

2 事業別収支計算書

(1) 総括表

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	しあわせの村 特 別 会 計
I 収入の部			
基本財産運用収入	2,469,598	2,469,598	-
事業収入	246,382,640	72,439,263	173,943,377
受託等収入	1,229,665,410	342,155,456	887,509,954
繰入金収入	50,000,000	50,000,000	-
寄附金収入	25,010	25,010	-
負担金収入	10,320,173	10,320,173	-
雑収入	16,882,947	10,169,825	6,713,122
特定資産取崩収入	50,000,000	50,000,000	-
当期収入合計	1,605,745,778 (50,000,000)	537,579,325	1,068,166,453
前期繰越収支差額	296,675,908	78,674,829	218,001,079
収入合計	1,902,421,686 (50,000,000)	616,254,154	1,286,167,532
II 支出の部			
事業費	1,331,483,624	350,386,995	981,096,629
管理費	66,293,199	66,293,199	-
繰入金支出	50,000,000	-	50,000,000
借入金返済支出	90,666,000	90,666,000	-
特定資産取得支出	16,691,795	6,641,412	10,050,383
有価証券取得支出	25,222,477	25,222,477	-
当期支出合計	1,580,357,095 (50,000,000)	539,210,083	1,041,147,012
当期収支差額	25,388,683	△ 1,630,758	27,019,441
次期繰越収支差額	322,064,591	77,044,071	245,020,520

(注)カッコ内の金額は、内部取引額である。

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 80,124千円
- (2) 委託料 1,131,724千円

(出典：外郭団体に関する特別委員会資料より抜粋。)

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/h25/img/gaitoku251213-7.pdf>

② ESCO 事業に対する繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】

平成 24 年度末の当該基金のうち 45,648 千円は、保健福祉局「しあわせの村省エネルギー改修工事（ESCO 事業）」への繰替運用である。

議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。

当該基金のうち 45,648 千円が、保健福祉局「しあわせの村省エネルギー改修工事（ESCO 事業）」への貸付期間を 12 年間とする繰替運用となっている事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考ええる。

実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）、残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。

【16】神戸市長寿社会対策等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市長寿社会対策等基金	
所管部署	管理	運用
	保健福祉局	行財政局
根拠例規	神戸市長寿社会対策等基金条例	
設置年月日	平成元年4月1日	
設置目的	① 来るべき長寿社会において、高齢者が住み慣れた地域や家庭のふれあいの中で生活が送れるように在宅福祉、地域福祉事業を推進し、市民福祉の向上を図る。 ② 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てる。	
基金が充当される事業の概要	—	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	一般会計からの繰入金	
予算計上会計	一般会計	
備考	一般会計等からの繰入金 50 億円を財源に設置された基金である。その後、一般会計等からの繰入金を積み立て、基金残高としては約 197 億程度まで増加したが、平成 7 年度に発生した阪神・淡路大震災により厳しい財政状況となった一般財源を補填するために、平成 8 年度から 12 年度の間に約 154 億円が取り崩されている。 なお、平成 12 年度末に 34 億円が取り崩されて以降、13 年間基金残高は変動していない。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	なし。
基金の取崩方針	なし。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	32,179,048	-	-	32,179,048	-	-	32,179,048
H21 年度	32,179,048	-	-	32,179,048	-	-	32,179,048
H22 年度	32,179,048	-	-	32,179,048	-	-	32,179,048
H23 年度	32,179,048	-	-	32,179,048	-	-	32,179,048
H24 年度	32,179,048	-	-	32,179,048	-	-	32,179,048

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

なお、当該基金の運用益 22 千円については、一般会計へ当該基金の運用益として計上し、基金へ繰り入れることなく、全額、事業へ充当されている（神戸市長寿社会対策等基金条例第 5 条第 1 項第 2 項）。平成 24 年度における運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
市立施設老朽改修	140,871,931	22,000	0.02%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(単位:円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注1)	32,179,048	0.02%	—

(注 1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 管理台帳の未更新【結果】

当該基金台帳の更新は平成 16 年度以降行われていない。基金残高が一定であるとしても、基金台帳を更新し、毎年度の基金残高を適切に管理した上で報告がなされるべきであり、今後は台帳の更新を実施しなければならない。

② 基金の廃止を検討すべき【意見】

当該基金は、平成 12 年度末以降、増減がなく一定額で維持されている。基金の多くを阪神・淡路大震災からの復興財源に充当してしまったことから、基金残高の規模が小さくなってしまった結果、効果的な事業を行える規模の基金残高がなく、市としても今後基金を充当して事業をする計画がない。必要な事業であれば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により実施する必要はない。また、運用益 20 千円のために基金管理事務を行うことも非効率である。以上より、当該基金の廃止を検討すべきである。

【17】神戸市国民健康保険財政安定化基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市国民健康保険財政安定化基金	
所管部署	管理	運用
	保健福祉局	行財政局
根拠例規	神戸市国民健康保険財政安定化基金条例	
設置年月日	平成9年3月31日	
設置目的	経済情勢の急激な変動等により市の国民健康保険事業に要する費用の財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てる。	
基金が充当される事業の概要	平成24年度から26年度にかけて神戸市国民健康保険システム（以下、国保システムという。）の再構築費用へ充当する予定である。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 会計年度において神戸市国民健康保険事業費の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち2分の1を下らない金額 ② 基金の運用から生ずる収益の額	
予算計上会計	特別会計（国民健康保険事業費）	
備考	<p>当該基金は平成7年度に生じた阪神・淡路大震災の影響により、国民健康保険の財政が長期にわたり大幅な保険料減収等による赤字が見込まれるため、国から財政補填された分の剰余金（約14億円）により平成8年度に設置された。</p> <p>これまでの主な基金の取崩内容は国保システムの改修費用、保健事業費用（医療費のお知らせの通知、国民健康保険ミニニ大百科の作成等）及び、負担増緩和施策費用（平成17年度の高齢者個人住民税の非課税措置の廃止に伴う負担増を緩和するための施策）である。</p> <p>平成24年度末現在の基金残高のうち、2億円については、平成26年度にかけて行われる神戸市国民健康保険システム再構築費用に充当する予定であり、その結果、基金残高は数百万円になる予定である。</p>	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	運用益収入を積み立てる。
基金の取崩方針	平成24年度から26年度は国保システム再構築費用に充当。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	<p>基金の積立については従来から、過去3ヵ年間ににおける保険給付費の平均額の5%(22から24年度決算ベースだと約54億円)以上に相当する額を積み立てるよう、国による指導が行われているところであるが、24年度末現在の基金残高は約2億円である。しかし、基金積立金確保のために、毎年増加する医療費により上がる保険料をさらに引き上げることは不可能であり、また、本市の厳しい財政状況の中で、国民健康保険加入者以外の市民負担となる一般会計からの繰入による対応も困難である。</p> <p>そのため、上記のとおり、基金を使用した後は、数百万円の残高を残して基金自体は維持する予定である（基金を設置しているかどうか、国からの特別調整交付金の評価対象となるため政策的な観点から当該基金は残す予定）。</p>

その他	—
-----	---

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	327,799,549	-	-	327,799,549	1,119,000	2,940,000	325,978,549
H21年度	325,978,549	-	-	325,978,549	489,000	10,431,671	316,035,878
H22年度	316,035,878	-	-	316,035,878	267,000	8,116,499	308,186,379
H23年度	308,186,379	-	-	308,186,379	209,000	7,045,895	301,349,484
H24年度	301,349,484	-	-	301,349,484	215,000	100,000,000	201,564,484

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金運用益	215,000	1,000

*2:平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
神戸市国民健康保険システム再構築費用への充当	無	100,000,000	100,967,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
神戸市国民健康保険システム再構築	213,012,641	100,000,000	47.0%

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(単位:円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注1)	301,349,484	0.02%	—

(注1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【18】神戸市介護給付費等準備基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市介護給付費等準備基金	
所管部署	管理	運用
	保健福祉局	行財政局
根拠例規	神戸市介護給付費等準備基金条例、 神戸市介護給付費等準備基金条例施行規則	
設置年月日	平成12年3月30日	
設置目的	介護保険事業の健全かつ円滑な運営に資する。	
基金が充当される事業の概要	介護保険事業の保険給付	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	介護保険事業会計における剰余金	
予算計上会計	介護保険事業会計	
備考	<p>市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっている。介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用している。介護給付費が総じて増加傾向にあるなか計画期間中の保険料を同一とするため、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることを想定しており、2年目以降はその剰余金を活用することで保険料の均衡を図っている。この初年度に生じる剰余金等を管理するために市町村は介護給付費準備基金（以下「準備基金」という）を設けることができるとされている（平成24年度～平成26年度までが第5期計画期間となっている）。</p> <p>そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩すことで想定外の給付費の変動に対応している。また、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことで、次期保険料を軽減することが基本的な考え方となっている。</p> <p>神戸市においても条例設置後、平成13年3月30日に平成12年度の剰余金14億円を原資として当該基金への積立を行って基金の運用を開始した。</p>	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	介護保険事業会計における剰余金を積み立てる。
基金の取崩方針	① 介護保険事業計画に定める取崩額 ② 前年度に概算払いにより受入れた国庫、県費、支払基金負担金の受入超過分の返還のための取崩。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加 (*1)	減少 (*2)	
H20 年度	2,414,542,956	2,244,786,911 (注1)	12,597,691	4,646,732,176	-	-	4,646,732,176
H21 年度	4,646,732,176	2,714,357,340 (注2)	890,692,152	6,470,397,364	-	-	6,470,397,364
H22 年度	6,470,397,364	144,509,519	1,067,309,057	5,547,597,826	-	-	5,547,597,826
H23 年度	5,547,597,826	771,553,511	2,725,984,229 (注3)	3,593,167,108	-	-	3,593,167,108
H24 年度	3,593,167,108	1,506,193,229 (注2)	171,381,206	4,927,979,131	-	-	4,927,979,131

(注1) 平成18年に行われた国の制度改革により、給付額が計画で推計した見込み額を下回ったため積立が大きくなっている。

(注2) それぞれ、第4期及び第5期介護保険の計画期間初年度であるため、制度の仕組み上、剰余金の積立が大きくなっている。

(注3) うち、約26億円を保険料の軽減と均衡を図るため、基金から取り崩している(保険給付費の事業費総額は約975億円)。

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
介護保険事業会計における剰余金の積立	1,506,193,229	-

*2:平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
平成23年度介護給付費、地域支援事業費の国庫、県費、支払基金負担金の受入超過分の返還のため	無	171,381,206	-

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
諸支出金(注4)	227,170,437	171,381,206	75.4%

(注4) 平成24年度においては、通常想定される保険給付費に充当する目的で当該基金の取崩は行われておらず、国庫等からの資金受入超過分の返済に充当するための取崩が行われているのみである。

なお、当該基金の平成24年度の運用益2,775千円については、特別会計において当該基金の諸収入に含めて計上している(神戸市介護給付費等準備基金条例第5条)。

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注5)	4,927,979,131	0.02%	—

(注 5) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:千円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 4,927,979 千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 4,927,979 千円である。

しかしながら、計画期間初年度は、過去においても基金残高が大きくなる傾向にあることから、4,927,979 千円全額を別段預金として保有する必要性はなく、仮に大口定期預金等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。

保健福祉局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて大口定期預金等による運用を検討すべきである。そのためには、保健福祉局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【19】神戸市環境保全基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市環境保全基金	
所管部署	管理	運用
	環境局	行財政局
根拠例規	神戸市環境保全基金条例、神戸市環境保全基金条例施行規則	
設置年月日	平成2年3月30日	
設置目的	環境の保全及び快適な環境に資する。	
基金が充当される事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもたちに環境に配慮したくらし方を習慣として身につけてもらうことを目的とする環境学習教材「くらしのエコチェック」の作成 ② 高速自動車国道等の周辺地域の環境管理、調査を目的とする自動車騒音常時監視事業 ③ 再生可能エネルギー普及促進を目的とする住宅用太陽システム設置補助事業（補正予算分） ④ 地球温暖化対策の推進等 	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型 (事業①は元本維持運用型)
積立財源	<ul style="list-style-type: none"> ① 基金の運用から生ずる収益 ② 予算で定める一般会計からの繰入金 ③ 寄付金 	
予算計上会計	一般会計	
備考	<p>【基金の経緯について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成元年に環境庁の地球環境保全対策費補助金 2 億円及び一般財源（100%地方交付税交付金）2 億円の計 4 億円を元本にして設置された基金である。当該補助については運用益によって事業を実施することが前提となっており、4 億円の元本は維持している。4 億円の元本の運用益で実施しているのが「くらしのエコチェック事業」である。 ② また、高速自動車国道等の周辺地域の環境管理、調査に係る経費の財源として、本州四国連絡橋公団、日本道路公団、阪神高速道路公団から平成9年度に242,117千円、平成10年に24,560千円を負担金として受け入れ、基金に積み立てている。これまでに、自動車騒音常時監視事業として、本四連絡橋環境監視事業等に140,479千円充当している。 ③ さらに、平成21年度に東クリーンセンター焼却炉談合事件に係る損害賠償金625,068千円等の計704,046千円を積み立て、住宅用太陽光システム設置補助事業の補正予算分に95,572千円等、計169,292千円を取り崩している。 ④ 上記のほか、平成21年度に295,000千円をグリーンニューディール事業補助金として国から受け入れ、平成21年度から平成23年度の3ヵ年において事業実施した際にもこの基金を利用した。なお、平成21年度に受け入れたグリーンニューディール事業補助金については、平成23年度に事業は終了している。 	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	なし。
基金の取崩方針	<p>基金の財源別の取崩方針については下記のとおりである。</p> <p>① 国庫補助交付金：地域環境保全のための基金を設置する目的で交付された補助金等4億円の元本は維持し、その運用益により地域に根ざした環境保全活動を強力かつ広範に展開していくことを目的とする。</p> <p>② 道路公団等負担金：高速自動車国道等の周辺地域の環境管理、調査に係る経費のための財源として、本州四国連絡橋公団、日本道路公団、阪神高速道路公団から受け入れ、高速道路等の周辺地域の環境管理、調査を目的とする事業へ充当する</p> <p>③ 損害賠償金等：住宅用太陽光システム設置補助事業の補正予算分へ充当している。</p> <p>④ 寄付金等：環境保全基金の目的である環境の保全及び快適な環境に資することを目的とする。</p> <p>⑤ グリーンニューディール(GND)基金：国庫補助による地球温暖化対策の推進等(平成21年度受け入れ分については平成23年度に事業終了し、平成24年度末現在の基金残高はない)。</p>
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	中長期的な視点に立った総合的な環境施策への基金活用が現状困難である。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	529,584,707	-	-	529,584,707	-	-	529,584,707
H21年度	529,584,707	920,067,921 (注1)	11,733,315	1,437,919,313	-	-	1,437,919,313
H22年度	1,437,919,313	-	198,067,551 (注2)	1,239,851,762	-	-	1,239,851,762
H23年度	1,239,851,762	-	249,991,699 (注3)	989,860,063	-	-	989,860,063
H24年度	989,860,063	78,978,741	4,500,000	1,064,338,804	-	-	1,064,338,804

(注1) 平成21年度の主な増加内容は、東クリーンセンター焼却炉談合事件に係る損害賠償金625,068千円、国補助金によるグリーンニューディール基金積立295,000千円である。

(注2) 平成22年度の主な減少内容は、グリーンニューディール事業への充当64,787千円、住宅用太陽光システム設置補助事業の補正予算分への充当59,560千円、東クリーンセンター焼却炉談合事件に係る弁護士報酬の支払73,721千円(遅延損害金3,721千円含む)である。

(注3) 平成23年度の主な減少内容は、グリーンニューディール事業への充当221,438千円、住宅用太陽光システム設置補助事業の補正予算分への充当28,553千円である。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
東クリーンセンター談合事件弁護士報酬費用相当額(遅延損害金 8,953 千円含む)を住民訴訟の原因となった請負業者に請求、納付されたため積立	78,953,073	-
GND 基金事業への過去の充当額の積立	25,668	-
計	78,978,741	-

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
住宅用太陽光発電システム設置補助事業の補正予算へ充当	無	4,500,000	-

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
住宅用太陽光発電システム設置補助	76,352,960	4,500,000	5.9%

なお、当該基金の運用益 6,961 千円については、平成 2 年度の基金への積立 12,742 千円（平成 8 年度に全額震災復興財源対策へ充当）を除き、一般会計へ当該基金の運用益として計上し、基金へ繰り入れることなく、全額事業へ充当している（環境保全基金条例第 5 条第 2 項）。平成 24 年度における運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
くらしのエコチェック事業	1,717,845	1,717,845	100%
自動車騒音常時監視事業	2,257,815	2,257,815	100%
環境監視体制の整備事業	36,756,888	2,985,614	8%
計	40,732,548	6,961,274	17%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(単位:円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間

別段預金 (注4)	257,939,928	0.02%	—
-----------	-------------	-------	---

(注4) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用
について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度 の運用益 (単位:円)	満期日
福島県 平成20年度 第2回公募公債	199,618,000	200,000,000	1,880,000	平成26年 3月24日
北海道 平成23年度 第2回公募公債	498,300,000	500,000,000	2,650,000	平成28年 5月31日
宮城県 平成20年度第4回 1号公募公債	39,923,600	40,000,000	376,000	平成26年 3月27日
福岡県 平成19年度 第5回公募公債	—	—	669,000	平成24年 10月31日
計	737,841,600	790,000,000	5,575,000	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
繰替運用 (注5)	68,557,276	—

(注5) 一般会計への繰替運用の内訳は次のとおりである。

事業名	運用日	利率	貸付から 償還期限 までの 期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元金等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要
市役所本庁舎の省エネ ルギー改修工事にかか る工事費(行財政局)	平成18年3月22日	1.4%	10年間	5年据置後 元利均等償還	23,495	217,830	68,557	

(注) 千円未満四捨五入

(2) 監査の結果及び意見

① 中長期的視点による基金の有効活用策を検討すべき【意見】

市は、当該積立基金のうち、東クリーンセンター焼却炉談合事件に係る事業者側からの損害賠償金 625,068 千円等を積立財源とする部分については、平成22年度以降、住宅用太陽光システム設置補助事業の補正予算の財源として取り崩している。

「環境の保全及び快適な環境に資する」という設置目的からは、当該基金は中長期的視点で実施する事業に充当するものと考えられる。補正予算の財源という当初予算不足分に充てている部分については、中長期的視点で実施する事業の計画を策定した上で財源として活用するか、すでに中長期的視点をもって実施している事業への充当を検討するなど、基金の有効活用策を検討することが望まれる。

② 基金の統合を検討すべき【意見】

同じ環境局の所管するリサイクル基金の設置目的である「資源のリサイクル活動の推進及び普及」と、当該基金の設置目的である「環境の保全及び快適な環境」は類似している。このことから、当該基金とリサイクル基金を統合することにより、基金管理事務の効率化及び、規模の拡大により中長期的ビジョンを持って基金を有効活用する可能性を広げることが期待できるため、リサイクル基金について当該環境保全基金との統合について検討されたい。

③ 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】

「【1】基金の運用について」において既述のとおり、基金においては、「地方自治法第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針を受け、市は、現在は財源補てんとしての繰替運用も、特定事業への充当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしている。

当該基金の繰替運用は、「環境の保全及び快適な環境に資する」という、基金条例の趣旨に合致している特定事業への充当目的の繰替運用である。このため繰替運用ではなく、基金の目的取崩として処理すべきであったと考える。

④ 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 1,064,339 千円の保有形態は、債券 737,842 千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 257,940 千円、繰替運用 68,557 千円である。

当該基金は平成 2 年度に設置しているが、年 1 億円以上の基金取崩をした年度は、国庫補助によるグリーンニューディール事業（平成等 23 年度に終了）へ充当している平成 22 年度及び平成 23 年度のほかはない。このことから、257,940 千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券等による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となってしまう。

環境局は、効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、環境局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【20】神戸市リサイクル基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市リサイクル基金	
所管部署	管理	運用
	環境局	行財政局
根拠例規	神戸市リサイクル基金条例、神戸市リサイクル基金条例施行規則	
設置年月日	平成3年3月30日	
設置目的	市が回収する再生資源の売却利益の効率的運用を図り、資源のリサイクル活動の推進及び普及に資する。	
基金が充当される事業の概要	クリーンステーション看板の設置	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益 ③ 寄付金	
予算計上会計	一般会計	
備考	当該基金は、平成3年度に、クリーンセンターに不法投棄された古紙の売却益4,797千円及び空缶売却益335千円、事業者からの寄付金3,000千円、一般会計からの繰入金1,868千円の合計10,000千円を元本とする基金である。その後、平成4年度から平成7年度の間一般会計からの繰入金29,300千円を積立したほか古紙、空缶の売却益、寄付金により積立を続けて現在に至っている。 平成23年度以前に基金を取り崩したのは、平成15年度にリサイクル工房寄付BOXの購入79,333千円のみである。平成24年度以降はクリーンステーション看板設置事業へ充当する方針としている。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	リサイクル工房(注1)売却益(ごみとして排出された家具、自転車等の再生品の売却益)を積み立てる。
基金の取崩方針	平成25年度から平成30年度まではクリーンステーション看板設置事業(注2)へ充当する。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	基金を環境施策へ有効活用できていない。
その他	—

(注1) リサイクル工房とは、ごみの3R(リデュース、リユース、リサイクル)について市民に関心をもってもらうための体験型啓発施設であり、大型ごみで収集した自転車家具の再生品の展示提供も行っている施設である。

(注2) クリーンステーション看板設置事業とは、ごみの分別等がよくできているクリーンステーションへ、ごみの収集日等を告知する看板を設置する事業である。

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	28,625,562	11,182,492 (注3)	-	39,808,054	-	-	39,808,054
H21年度	39,808,054	987,668	-	40,795,722	-	-	40,795,722
H22年度	40,795,722	729,520	-	41,525,242	-	-	41,525,242
H23年度	41,525,242	771,411	-	42,296,653	-	-	42,296,653
H24年度	42,296,653	813,733	743,999	42,366,387	-	-	42,366,387

(注3) 平成20年度の主な増加内容は、リサイクル工場の家具、自転車等の売却益10,649千円である。

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
リサイクル工房古紙売却益の積立	263,233	-
リサイクル工房家具、自転車売却益の積立	521,500	-
預金運用益の積立(注4)	29,000	-
計	813,733	-

(注4) 当該基金の運用益については、一般会計へ当該基金を運用益として計上し、その全額を基金へ積み立てている(神戸市リサイクル基金条例第2条第2項)。

*2:平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
クリーンステーション看板の設置	無	743,999	720,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
クリーンステーション看板の設置	743,999	743,999	100%

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(単位:円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注5)	42,366,387	0.02%	—

(注5) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金の統合を検討すべき【意見】

リサイクル基金残高は、平成 24 年度末現在 42,366 千円と規模が小さく、施策を打ちにくいとの理由から、基金設置時から平成 23 年度までは、リサイクル工房寄付BOXのために 79,333 千円の取り崩しを行ったほかは、基金を取り崩して事業へ充当していない。平成 24 年度以降は、当面、クリーンステーション看板の設置事業に充当する方針とのことであるが当該事業の規模は年 700 千円程度で、基金を利用せずとも一般財源で十分実施できる規模の事業である。

同じ環境局の所管する、環境の保全を設置目的とし環境学習教材「くらしのエコチェック」の作成費用等に利用している環境保全基金と、当該基金の「資源のリサイクル活動の推進及び普及」は類似している。このことから、当該基金と 10 億円超の規模の環境保全基金を統合することにより、事務の効率化及び、規模の拡大により、中長期的ビジョンを持って基金の有効活用の可能性を広げることが期待できるため、本基金について環境保全基金との統合について検討されたい。

② 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 42,366 千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 42,366 千円である。

しかしながら、過去 5 年における元本の取崩は平成 24 年度の 744 千円のみであることから 43,266 千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。

環境局は効率的な資金運用を行うために、①で述べたとおり、神戸市環境保全基金との統合を検討の上、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、環境局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【21】神戸市農業共済事業基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市農業共済事業基金	
所管部署	管理	運用
	産業振興局	行財政局
根拠例規	神戸市農業共済事業基金条例	
設置年月日	昭和43年4月1日	
設置目的	農業共済事業の円滑な運用と適正な執行を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>戦後の農地改革により、創設された自作農など（小規模農家）の災害による損失救済と経営安定を図るため、昭和22年に農業災害補償法が制定され、組合等、農業共済組合連合会、国の三段階制で運営される農業災害補償制度が発足している。</p> <p>この制度は農家と国が予め共済掛金を出し合って、農業共済事業基金を積立しておき、災害があった時に、農業共済事業基金から被災農家に共済金を支払うという、農家の自主的相互扶助を基本とした、国の農業災害対策として実施される公的な保険制度である。国は共済掛金の約半分（国庫補助金）を法律により負担している。なお、市では神戸市農業共済組合から昭和43年に業務の委譲を受け、農業共済事業基金の管理を行うこととなった。</p> <p>農業共済事業基金は農業共済事業において、それぞれの勘定（農作物、家畜、園芸施設共済）ごとに、毎会計年度の剰余金を積み立てたもので、不足金てん補準備金と特別積立金からなる。</p> <p>【不足金てん補準備金】</p> <p>① 不足金てん補準備金とは、将来の事業不足金のでん補に備えるため、毎会計年度の剰余金から一定の金額を積み立てるべき積立金である（農業災害補償法第101条）。</p> <p>② 不足金てん補準備金の使途は、以下のことに限られている。</p> <p>i) 期間中に取り崩して共済金の支払に充てる場合</p> <p>ii) 共済金の支払により不足金を生じた場合のでん補に充てられる場合（農業災害補償法施行規則第22条）</p> <p>【特別積立金】</p> <p>① 特別積立金とは、それぞれの勘定（農作物、家畜、園芸施設共済）ごとに、毎会計年度の剰余金のうちから、不足金てん補準備金を差引いた額を積み立てるものをいう（農業災害補償法施行規則第23条）。</p> <p>② 特別積立金の取崩は、以下の事項に関して取崩が認められる（農業災害補償法施行規則第23条の2）。</p> <p>i) 共済金の支払に不足を生じる場合であって、不足金てん補準備金をその支払に充ててなお不足を生じる場合</p> <p>ii) 不足金てん補準備金を不足金の補てんに充て、なお不足金を生じる場合</p> <p>iii) 損害防止事業の費用に充てる場合</p> <p>iv) 無事戻金の支払に充てる場合</p> <p>v) その他共済事業に関し必要な費用の支払に充てる場合</p>	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	農業共済事業の各勘定（農作物、家畜、園芸施設共済）の剰余金	
予算計上会計	特別会計	

備考	農業共済への加入資格 農産物：水稲、麦（注1） 家畜：牛（養畜の業務を営むもの）任意加入 園芸施設：任意加入 なお、当然加入の農家が加入を拒否する場合があるが、農業災害補償法、神戸市農業共済条例等の法令に基づき、最終的には職権引受及び滞納処分を実施しているため未加入の農家はなく、掛け金の滞納もない。
----	--

（注1）水稲、麦農家の加入資格は下記のとおりである。

水稲	当然加入	① 市街化調整区域の水稲作付面積が25アール以上
		② 市街化区域の水稲作付面積が40アール以上
		③ 市街化調整区域と市街化区域の両方で水稲を作付けしている場合 $\left[\begin{array}{l} \text{市街化調整区域} \\ \text{の水稲作付面積} \end{array} + \frac{25\text{アール}}{40\text{アール}} \times \begin{array}{l} \text{市街化区域の} \\ \text{水稲作付面積} \end{array} \right] \text{が25アール以上}$
	任意加入	④ 市街化調整区域の水稲作付面積が10アール以上25アール未満
		⑤ 市街化区域の水稲作付面積が10アール以上40アール未満
		⑥ 市街化調整区域と市街化区域の両方で水稲を作付けしている場合 ③の当然加入基準未満で水稲作付面積の合計が10アール以上
麦	当然加入	作付面積が10アール以上

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	法令に基づき農業共済事業の勘定ごとの剰余金を基金に積み立てる。
基金の取崩方針	法令に基づき農業共済事業の共済金の支払、無事戻金などの支払に充てる。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	平成24年2月の国の農作物基準共済掛金等の告示に伴い、平成24年産以降の水稲共済の共済掛金率が引下げられ、剰余金が減少しつつある。
その他	—

【基金残高の推移】

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	114,168,712	6,398,702	8,099,911	112,467,503	-	-	112,467,503
H21年度	112,467,503	4,726,261	8,518,562	108,675,202	-	-	108,675,202
H22年度	108,675,202	3,455,854	5,376,539	106,754,517	-	-	106,754,517
H23年度	106,754,517	2,340,231	2,870,598	106,224,150	-	-	106,224,150
H24年度	106,224,150	2,429,012	3,541,429	105,111,733	-	-	105,111,733

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
農作物共済及び園芸施設共済の平成 23 年度剰余金	2,429,012	2,496,000

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
家畜共済の共済金支払の不足分のでん補及び農作物共済と園芸施設共済の無事戻金の支払に充当	無	3,541,429	3,037,000

なお、農業共済事業の勘定ごと（水稻、麦、家畜、園芸施設）に剰余金の基金へ積み立て又は取り崩しを判定するため、基金の増加と減少が同一年度でも行われている。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
農業共済事業	247,203,888	3,541,429	1.4%

なお、当該基金の運用益 479 千円については特別会計へ計上し、基金へ繰り入れることなく、全額、特別会計の事業へ充当されている（神戸市農業共済事業基金条例 5 条）。

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注2)	25,207,033	0.02%	—

(注2) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の運用益 (単位:円)	満期日
第 71 回 大阪府公募公債	49,980,000	50,000,000	380,000	平成 28 年 3 月 30 日
第 82 回 大阪府公募公債	29,924,700	30,000,000	99,000	平成 29 年 3 月 29 日
計	79,904,700	80,000,000	479,000	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【22】神戸市土地改良等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市土地改良等基金	
所管部署	管理	運用
	産業振興局	行財政局
根拠例規	神戸市土地改良等基金条例	
設置年月日	平成元年4月1日	
設置目的	<p>① 土地改良事業の円滑な執行を図るため</p> <p>② 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てるため</p>	
基金が充当される事業の概要	<p>国が加古川水系に3つのダムを建設し、神戸市ほか3市1町の既成田畑へ農業用水の補給及び農地造成を行う国営東播用水土地改良事業を実施した。この国営事業建設費の農家負担金の償還期間は平成2年から平成29年までとなっている。農家負担金の償還方法は年賦支払と一時支払の方法があり、現在、全体の約55%が年賦支払を選択している。</p> <p>市が農家負担金の徴収を行い、市の負担金と併せて県に年賦支払により納付しており、一時支払金及び転用決済金を基金に積み立て、納付に必要な分を取り崩している。</p> <p>なお、農家負担金は年賦支払の場合は償還利息も含めて徴収されるが、一時支払の場合、平成13年度までは償還利息を含めずに徴収されていた。しかし、平成14年以降は制度が改正され、一時支払の場合も償還利息を含めて徴収されることとなっている。</p>	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	なし。	
予算計上会計	なし。	
備考	<p>国営東播用水土地改良事業の負担金の県への年賦払いは平成29年度まで継続される予定であり、神戸市が徴収した一時支払方式の農家負担金は平成29年までの期間で取り崩され、同年度までは残高が残るはずであった。しかし、神戸市から兵庫県に納付する際には年賦払いで償還利息を付して納付しなければならないことから、国営東播用水土地改良事業負担金償還額表にしたがって償還利息を含めて取崩を行った結果、平成23年度において、基金の残高はゼロとなっている。</p> <p>市担当課によると、神戸市が一時支払で徴収した農家負担金を兵庫県に年賦払いすることによって結果として負担することとなった償還利息の金額は約2億円と推定されるとのことである。</p> <p>なお、今後転用決済金による積み立ての可能性があるので、市担当課では平成29年度の事業終了時点で基金廃止することを検討している。</p>	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	現在積立なし。
基金の取崩方針	なし。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	国営東播用水土地改良事業の償還終了に合わせて基金廃止を検討。

その他	—
-----	---

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	120,207,009	73,815,199	108,837,400	85,184,808	-	-	85,184,808
H21年度	85,184,808	5,971,714	49,614,515	41,542,007	-	-	41,542,007
H22年度	41,542,007	7,225,802	42,267,809	6,500,000	-	-	6,500,000
H23年度	6,500,000	-	6,500,000	-	-	-	-
H24年度	-	-	-	-	-	-	-

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成22年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
該当なし			

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【23】神戸市公園緑地事業等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市公園緑地事業等基金	
所管部署	管理	運用
	建設局	行財政局
根拠例規	神戸市公園緑地事業等基金条例 神戸市公園緑地事業等基金条例施行規則	
設置年月日	昭和57年4月1日	
設置目的	① 公園整備事業の推進並びに公園施設の管理及び運営、緑化の推進並びに緑地の保全及び育成に資するため ② 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てるため	
基金が充当される事業の概要	神戸市公園緑地事業等基金は以下の3つの事業目的に照らして区分管理されている。 ① 公園事業 施設管理（北神戸田園スポーツ公園管理）、施設整備（学園南公園、新湊川公園、御崎公園施設整備）等 ② 緑化事業 ふれあい花壇、スポンサー花壇、花のフェスタ・グリーンフェスタ開催、街路緑化等 ③ 緑地保全事業 六甲山緑地保全事業等	
基金の種類別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 市の積立金額 ② 当基金への積立を指定した寄附金額および市長が当基金への積立を適当と認める寄附金額 ③ 基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	公園整備事業の推進並びに公園施設の管理運営に資するため公園事業基金を設置した。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	案件ごとに決裁により決定する。
基金の取崩方針	案件ごとに決裁により決定する。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	901,329,946	289,998,232	686,419,148 (注1)	504,909,030	25,444,774	-	530,353,804
H21年度	530,353,804	149,865,618	129,208,000	551,011,422	-	-	551,011,422
H22年度	551,011,422	276,264,767	106,758,000	720,518,189	-	-	720,518,189
H23年度	720,518,189	352,304,195	256,376,060	816,446,324	-	-	816,446,324
H24年度	816,446,324	181,838,855	153,531,677	844,753,502	-	-	844,753,502

(注1) 平成20年度の基金減少の主な内容は、新神戸ロープウエー買い取り 566,555千円である。

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
【公園事業のための基金】		
みなと総局負担金(街路樹)(注2)	10,733,000	10,733,000
財産収入(土地売却代)	-	50,000,000
財産収入(住吉宮町公園)(注3)	15,000,000	16,616,000
笹の尾公園(貸地料)	5,912,952	5,634,000
ホームズスタジアム(現ノエビアスタジアム)ネーミング グラइट料	34,760,000	32,000,000
学園南公園開発者負担金(注4)	19,900,460	28,000,000
新湊川公園開発者負担金(注5)	85,416,827	83,000,000
若宮公園機能復旧教育委員会負担金の増加分(注6)	7,312,650	-
基金運用益	74,000	-
【緑化事業のための基金】		
寄附金	639,266	5,000,000
基金運用益	671,925	-
【緑地保全事業のための基金】		
財産収入(諏訪山地区グリーンベルト土地売却代)	-	21,000,000
寄附金(グリーンベルト)	500,000	-
基金運用益	917,775	1,000,000
計	181,838,855	252,983,000

(注2) みなと総局から街路樹を引き継ぐにあたって受領した負担金

(注3) 住吉宮町公園の一部を地域福祉センター用地としたため保健福祉局から受領した土地代相当分(10年分割の1年目)

(注4) 学園南地区の公園を整備するにあたり開発者から受領した負担金

(注5) 新湊川公園の復旧工事にあたり原因者から受領した負担金

(注6) 若宮公園の機能復旧相当額として教育委員会から受領した負担金

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
【公園事業のための基金】			
北神戸田園スポーツ公園管理費用	無	32,088,000	32,087,000
学園南公園施設整備	無	19,900,460	28,000,000
新湊川公園施設整備	無	85,416,827	83,000,000
御崎公園施設整備	無	8,998,890	89,115,000
【緑化事業のための基金】			
ふれあい花壇整備	無	2,779,000	1,964,000
スポンサー花壇整備	無	250,000	250,000
花のフェスタ・グリーンフェスタ開催費用	無	1,098,500	1,000,000
街路緑化事業	無	3,000,000	3,000,000
花と緑の回廊づくり	—	—	154,000
計		153,531,677	238,570,000

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
【公園事業のための基金】			
北神戸田園スポーツ公園管理	108,049,014	32,088,000	29.70%
学園南公園施設整備	39,107,460	19,900,460	50.89%
新湊川公園施設整備	266,789,600	85,416,827	32.02%
御崎公園施設整備	8,998,890	8,998,890	100.00%
【緑化事業のための基金】			
ふれあい花壇	5,464,000	2,779,000	50.86%
スポンサー花壇	2,290,000	250,000	10.92%
花のフェスタ・グリーンフェスタ	5,000,000	1,098,500	21.97%
街路緑化	10,180,000	3,000,000	29.47%

なお、当該基金の運用益 3,368 千円は一般会計へ計上し、うち 1,704 千円については、基金へ繰り入れることなく事業へ充当し、残額の 1,664 千円を基金へ繰り入れている（神戸市公園緑地事業等基金条例第 6 条第 2 項）。平成 24 年度における基金に積み立てなかった運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
緑地の保全事業	449,300	449,300	100%
民有地緑化推進事業	1,255,000	1,255,000	100%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注7)	188,045,822	0.02%	—

(注7) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用
について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
神戸市平成 22 年度 第 3 回公募公債	100,000,000	100,000,000	431,000	平成 27 年 6 月 19 日
北海道平成 22 年度 第 12 回公募公債	59,827,200	60,000,000	774,000	平成 33 年 1 月 28 日
北海道平成 22 年度 第 12 回公募公債	89,748,000	90,000,000	1,161,000	平成 33 年 1 月 28 日
大阪府公募公債 第 362 号	99,675,000	100,000,000	415,000	平成 34 年 7 月 29 日
大阪府公募公債 第 362 号	99,675,000	100,000,000	415,000	平成 34 年 7 月 29 日
計	448,925,200	450,000,000	3,196,000	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
土地(注8)	207,782,480	—

(注8) 基金で保有する土地は次のとおりである。

事業名 (用途)	事業課	購入 年度	平成24年度末現在		簿価内訳		時価 ^(注9) (千円)	現在の利用状況	事業課による買 戻し等の今後の 見通し	
			面積 (㎡)	金額 (千円)	取得金 額	金利額 (千円)				
1	未定	建設局	H16	1,367	207,782	207,782	—	191,379	国道2号線の舞子交差点改良のため、必要な用地を建設局で買収し、事業実施後の残地は当初売却を予定していたが、地元調整等のため売却ができなかったことから、利用計画未定のまま基金が取得した(これにより一般会計(建設局)において売却収入が計上されている)。現況は、不定期に地域イベントの駐車場や工事ヤードとして使用している。	買戻し時期は未定である。

(注9) 時価は路線価によるものである。

(注10) 千円未満四捨五入。

(2) 監査の結果及び意見

① 事業課による買戻しの遅れている土地について【意見】

基金が保有している土地(簿価 207,782 千円/面積 1,367 ㎡)は、国道

2 号線舞子交差点改良のため、必要な用地を建設局で買収し、事業実施後の残地は当初売却を予定していたが、地元との調整が難航し、売却ができなかったことから、利用計画が未定のまま平成 16 年に基金が買い取ったものである（実際の管理は建設局総務部事業用地課が行っている）。

神戸市公園緑地事業等基金条例第 3 条 2 項において「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券又は不動産に代えることができる」と定められており、基金による土地の取得は可能であるが、当該土地の取得は「公園整備事業の推進並びに公園施設の管理及び運営、緑化の推進並びに緑地の保全及び育成に資する」という当該基金の目的のための取得ではない。また、事業課による基金からの買戻し計画も定められていない状況である。

情報開示の観点からは、「財産に関する調書」の基金の内訳において、当該基金が保有する土地の購入価額総額が記載されるのみであり、基金に含まれる土地の利用計画が未定であることや、購入後 8 年経っているにもかかわらず事業課による買戻し時期が決まっていないという事実は市民や議会へは開示されていない。

基金を活用して土地の取得を行う場合は、少なくとも買戻し計画を適切に作成するとともに、地方自治法第 241 条でいう確実な運用を行う観点から、買戻し期限を設けるべきである。さらに、取得後一定期間経過した土地については、その情報を議会に開示し、土地を利用して行う事業計画、買戻し計画、市の財政負担について十分議論するべきであると考えます。

【24】神戸市下水道事業基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市下水道事業基金	
所管部署	管理	運用
	建設局	建設局
根拠例規	神戸市下水道事業基金条例 神戸市下水道基金条例施行規則	
設置年月日	昭和39年4月1日	
設置目的	下水道事業の健全な運営に資するとともに、下水道の普及を促進するため。	
基金が充当される事業の概要	① 汲み取り便所の水洗化資金の貸付 ② 下水道事業に係る企業債の償還及び利息の支払	
基金の種別	積立形態	使用形態
	定額運用基金 積立基金	— 取崩型
積立財源	① 開発者負担金 ② 基金の運用から生ずる収益	
予算計上会計	下水道事業会計	
備考	下水道事業基金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付を目的として昭和39年に「神戸市下水道事業基金条例」に基づき設置された。その後、昭和55年の条例改正により、それまでの水洗化資金貸付のための運用基金に加え、下水道事業の健全な運営に資するための積立基金が設けられた。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	開発者負担金、運用益収益を積み立てる。
基金の取崩方針	企業債の一括償還に係る費用に充当する。
基金の目標額	定額運用基金：特段定めてはいない。 積立基金：特段定めてはいない。
担当課の考える課題	① 平成28年度以降企業債の満期一括償還金の増加が見込まれ、その償還に充てる必要があるため、今後償還される有価証券については短期の運用を行う必要があると考えている。 ② また、水洗化貸付金の制度については、水洗化率が99.8%に達していることや、近年の貸付実績件数の減少などから、水洗化を促進するという目的を達成しつつあり、同時に一定の役割を終えつつあると考えられる。今後は、債権管理も含め制度の見直しについて検討していく必要があると考えている。 ③ 定額運用基金850,000千円のうち700,000千円について、平成25年度末に積立基金への組替えを行い有価証券等での運用を行う予定である。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高
H20年度	7,112,384,109	309,000,000	—	7,421,384,109
H21年度	7,421,384,109	294,000,000	—	7,715,384,109
H22年度	7,715,384,109	63,838,448	—	7,779,222,557

H23 年度	7,779,222,557	58,023,867	-	7,837,246,424
H24 年度	7,837,246,424	51,738,956	-	7,888,985,380

※ 企業会計のため、出納整理期間はない。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金運用益	51,738,956	53,000,000
計	51,738,956	53,000,000

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金 (注1)	1,384,164,000	0.02%	—

(注1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の運用益 (単位:円)	満期日
兵庫県 平成 19 年度 第 10 回公募 公債 (5 年)	(1,000,258,904)	(1,000,000,000)	13,500,000	平成 24 年 10 月 24 日

兵庫県保証 第7回兵庫県 土地開発公社 債券	999,900,000	1,000,000,000	14,400,000	平成25年 8月5日
第52回大阪 府公募公債 (5年)	998,080,000	1,000,000,000	9,000,000	平成26年 8月28日
第64回大阪 府公募公債 (5年)	998,231,000	1,000,000,000	4,800,000	平成27年 8月28日
第13回兵庫 県土地開発公 社債券	999,700,000	1,000,000,000	5,400,000	平成28年 12月16日
第26回日本 学生支援債券 (2年)	1,000,000,000	1,000,000,000	2,436,956	平成26年 2月20日
第25回大阪 府公募公債 (5年)	997,568,766	1,000,000,000	1,150,000	平成29年 9月27日
計(注2)	5,993,479,766	6,000,000,000	50,686,956	

(注2) カッコ内は平成24年度中に償還された有価証券であり、購入金額、額面の合計金額に含まれていない。

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
貸付金(注3)	89,911,301	—
土地(注4)	421,430,313	(台帳:管財課、管理:事業課)
計	511,341,614	

(注3) 貸付金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付であり。うち納期限が未到来の金額1,839千円を除く残りの88,071千円が平成24年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成25年5月の市の集計によると、調定額87,858千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが77,321千円である。

(注4) 基金で保有する土地は次のとおりである。

	事業名 (用途)	事業課	購入 年度	平成24年度末現在		簿価内訳		現在の利用状況	事業課による買戻し等の 今後の見通し
				面積 (㎡)	金額 (千円)	取得金 額	金利額 (千円)		
1	代替地 (丸塚ポン プ場)	建設局	H13	2,863	401,522	401,522	—	未利用	丸塚ポンプ場の建設計画は未着手であり、買戻し時期は未定である。
2	未定	建設局	H2	743	19,908	19,908	—	未利用 (有馬地区の下水道処理施設の建設のため取得交渉を進めていた土地(隣接する公有地の隣地)であるが、計画変更により利用未定地となった。不定期に工事用ヤードとして利用することもあるが、現在は未利用である。)	買戻し時期は未定である。
合計				3,606	421,430	421,430	—		

(注5) 千円未満四捨五入。

(2) 監査の結果及び意見

① 定額運用基金の預金については積立基金へ振り替えることを検討すべき【意見】

汲み取り便所の水洗化に係る貸付金事業については、制度開始から 40 年以上経過し、水洗化率が 99.8%に達している現在は、平成 24 年度の新規貸付実績は 5 件、1,488 千円、回収金額は 3,268 千円であり、新規の貸付実績、回収額も極端に少なくなっている状態である。定額運用基金に含まれる財産としては、89,911 千円の貸付金と 760,088 千円の預金の合計 850,000 千円が残っている。

対象事業の規模は年数件程度と僅少になっていることから、当該基金の「汲み取り便所の水洗化資金の貸付事業」についてはほぼ事業目的を達したものと解される。役割を終えた定額運用基金 760,088 千円の預金については、企業債の償還金等に充当するため積み立てている積立基金へ振り替えることを検討すべきと考える。

② 実質的に回収不能と判断される債権額を確定し、速やかに不納欠損処理のための適切な手続を行うべき【意見】

平成 24 年度末残高 89,911 千円のうち、納期限が未到来の金額 1,839 千円を除く残りの 88,071 千円が平成 24 年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成 25 年 5 月の市の集計によると、調定額 87,858 千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが 77,321 千円である。

これらの貸付金のうち、実質的に回収不能と判断される債権額を確定の上、債権放棄し、不納欠損処理を行うべきである。

③ 積立基金の今後のあり方について改廃も含め検討すべき【意見】

下水道事業基金の定額基金部分は、①に記載のとおり、汲み取り便所の水洗化資金の貸付という事業の役割をほぼ終えている。

一方、企業債の償還財源という目的の積立基金部分は、平成 28 年度以降に予定されている企業債の満期一括償還の財源として使用されると、基金の残高が大きく減少することから、積立基金部分については、将来の基金のあり方をその改廃も含めて、現時点から検討する必要があると考える。

④ 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 7,888,985 千円の保有形態は、債券 5,993,480 千円、貸付金 89,911 千円、土地 421,430 千円、歳計現金等

と合わせて運用されている別段預金 1,384,164 千円である。

しかしながら、過去 5 年において元本の取崩は行っていないことから 1,384,164 千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となっている。

建設局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、建設局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

⑤ 事業課による買戻しの遅れている土地について【意見】

基金が保有する有馬町の土地（簿価 19,908 千円／面積 743 m²／平成 2 年取得）は、有馬地区の下水道処理施設の建設のため取得交渉を進めていた土地（隣接する公有地の隣地）であるが、計画変更により利用未定地となった。その後、利用の目処がたたず、事業課による買戻しも行われていない。

また、西区丸塚の土地（簿価 401,522 千円／面積 2,863 m²／平成 13 年取得）は、丸塚ポンプ場建設の代替地として基金が保有したものである。丸塚ポンプ場建設計画の変更はないものの、事業は未着手であり、買戻し時期は未定のままである。

しかしながら、基金運用状況報告書では基金が保有する土地の総額が記載されるのみであり、利用計画が未定であることや、購入後 10 年超経っているにもかかわらず、事業課による土地の買戻し時期が決まっていないという情報は市民や議会へは開示されていない。

基金を活用して土地の先行取得を行った場合は、少なくとも買戻し計画を適切に作成するとともに、地方自治法第 241 条でいう確実な運用を行う観点からは、買戻しの期限を設けるべきである。さらに、取得後一定期間経過した土地については、その情報を議会に開示し、土地を利用して行う事業計画、買戻し計画、市の財政負担について十分議論するべきであると考える。

【25】神戸市まちづくり等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市まちづくり等基金	
所管部署	管理	運用
	都市計画総局	行財政局
根拠例規	神戸市まちづくり等基金条例、 神戸市まちづくり等基金条例施行規則	
設置年月日	平成2年4月1日	
設置目的	① 都市計画事業の円滑な運用及び適正な執行を図るために必要な資金に充てること ② 市民による都市景観の形成活動の推進及び都市景観の形成のための事業の適正な執行を図るために必要な資金に充てること ③ 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること	
基金が充当される事業の概要	① 都市計画事業 ② 都市景観の形成活動の推進及び形成のための事業	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 予算で定められる一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生じる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	神戸市まちづくり等基金は平成10年4月1日に神戸市都市計画事業基金と神戸市ふれあい景観基金が統合されたものである。統合時の基金残高は都市計画事業基金が14,871,237千円、ふれあい景観基金が397,298千円であり、それぞれの設置目的が近いことから基金を有効活用するために統合された。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	① 市民、事業者等が当該基金への積立を指定し、又は市長が基金への積立を適当であると認める寄附金額 ② 基金の運用から生ずる収益の額 ③ 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額
基金の取崩方針	設置目的を達成するための事業に充当している。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	3,944,202,559	9,094,000	-	3,953,296,559	-	426,635,274 (注1)	3,526,661,285
H21 年度	3,526,661,285	35,636,000	32,000,000	3,530,297,285	-	3,630,881	3,526,666,404

H22年度	3,526,666,404	-	-	3,526,666,404	1,915,000	503,437,314 (注1)	3,025,144,090
H23年度	3,025,144,090	233,484,707 (注2)	-	3,258,628,797	-	-	3,258,628,797
H24年度	3,258,628,797	2,133,000	-	3,260,761,797	219,340,343 (注2)	-	3,480,102,140

(注1)都市計画総局が保有する土地の売却代金について、当初予算額に対する不足分について基金を取り崩して補填している分が含まれている。

(注2)都市計画総局が保有する土地の売却において、年度の予定よりも多くの売却を行った場合に一般会計の事業費への充当予定額を超えた余剰金を基金へ積み立てている。

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金運用益	2,133,000	3,000,000
土地売却代金の余剰分を積立	219,340,343	
計	221,473,343	3,000,000

*2:平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注3)	3,260,761,797	0.02%	—

(注3) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

①資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 3,260,762 千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 3,260,762 千円である。

しかしながら、過去 5 年における元本の取崩は最大で 503,437 千円であることから 3,260,762 千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。

都市計画総局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、都市計画総局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【26】神戸市営住宅敷金等積立基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市営住宅敷金等積立基金	
所管部署	管理	運用
	都市計画総局	行財政局
根拠例規	神戸市営住宅敷金等積立基金条例、 神戸市営住宅敷金等積立基金条例施行規則	
設置年月日	平成14年4月10日	
設置目的	<p>① 1号基金：神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)第2条第1号に規定する市営住宅(以下「市営住宅」という。)に係る同条例第18条第2項第2号に規定する敷金(以下「市営住宅の敷金」という。)及び神戸市厚生年金住宅条例(昭和44年3月条例第46号)第2条第1項に規定する厚生年金住宅(以下「厚生年金住宅」という。)に係る同条例第10条第1項に規定する敷金(以下「厚生年金住宅の敷金」という。)を適正に還付すること</p> <p>② 2号基金：市営住宅の建替事業の財源に充てること</p> <p>③ 3号基金：神戸市営住宅条例第70条第1項(神戸市厚生年金住宅条例第15条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する駐車場の保証金(以下「駐車場の保証金」という。)を適正に還付すること。</p>	
基金が充当される事業の概要	<p>① 市営住宅に係る敷金の管理事業</p> <p>② 市営住宅の建替に係る建設事業</p> <p>③ 市営駐車場に係る保証金の管理事業</p>	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	<p>① 予算からの繰入金</p> <p>② 基金の運用から生ずる収益</p>	
予算計上会計	特別会計	
備考	3号基金の市営駐車場の保証金については平成26年度より指定管理者へ渡し、今後は指定管理者による管理となることから、基金の対象外となるため、3号基金については、平成25年度にて廃止が決定している。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	<p>【1号基金】市営住宅及び厚生年金住宅の敷金の額</p> <p>【2号基金】市営住宅及び厚生年金住宅の用に供することを目的として所有していた土地の売払いによる額、第2号基金の運用から生ずる収益の額</p> <p>【3号基金】駐車場の保証金の額</p>
基金の取崩方針	市営住宅建設事業費及び管理事業費へ充当している。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高 (*3)	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	6,355,508,178	117,178,050	141,026,000	6,331,660,228	7,331,576	932,640,523	5,406,351,281
H21 年度	5,406,351,281	121,368,900	129,634,080	5,398,086,101	317,443,641	955,682,389	4,759,847,353
H22 年度	4,759,847,353	109,912,800	132,115,990	4,737,644,163	1,472,057,475	862,073,154	5,347,628,484
H23 年度	5,347,628,484	102,366,750	117,830,010	5,332,165,224	1,420,344,041	920,569,160	5,831,940,105
H24 年度	5,831,940,105	496,302,070	176,288,267	6,151,953,908	2,094,637,150	501,722,179	7,744,868,879

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
市営住宅保証金積立	100,648,625	176,711,000
市営住宅駐車場保証金積立	399,254,910	446,429,000
土地売却代金及び基金の運用から生ずる収益を積立 (注1)	2,091,035,685	2,219,729,000
計	2,590,939,220	2,842,869,000

(注1) 市営住宅用に供することを目的として所有していた土地の売却代金と基金の運用による利息を積み立てている。当該基金の運用益については、特別会計へ当該基金を運用益として計上し、そのうち、第2号基金の運用から生ずる収益の額1,447千円を基金へ積み立てている(神戸市営住宅敷金等積立基金条例第2条第2項)。

*2:平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
市営住宅保証金取り崩し	無	154,101,347	160,444,000
市営住宅駐車場保証金取り崩し	無	25,503,125	40,430,000
建設事業費へ取り崩し	無	498,405,974	1,134,139,000
計		678,010,446	1,335,013,000

*3:基金の内訳別残高

内訳	年度末残高(単位:円)
1号基金	3,568,500,556
2号基金	2,209,578,527
3号基金	373,874,825
計	6,151,953,908

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
市営住宅保証金返還	154,101,347	154,101,347	100%
市営住宅駐車場 保証金返還	25,503,125	25,503,125	100%
市営住宅建設事業 (注2)	6,015,035,738	498,405,974	8.29%

(注2)市営住宅建設事業については、交付金や公営住宅債のほかに当該基金から財源充当されている。

なお、当該基金の運用益については、特別会計へ当該基金の運用益として計上し、そのうち、第1号、第3号基金から生ずる収益の額37,233千円は基金へ繰り入れることなく、事業へ充当されている(神戸市営住宅敷金等積立基金条例第5条第2項)。平成24年度における基金に積み立てなかった運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
管理事業	11,299,590,290	37,232,884	0.33%

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注3)	3,946,463,813	0.02%	—

(注3)預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
繰替運用(注4)	2,205,490,095	—

(注4)市営住宅敷金等積立特別会計への繰替運用の内訳は次のとおりである。

事業名	運用日	利率	貸付から償還期限までの期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利金等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要
財源対策に係る特別会計への繰替運用	平成16年3月31日	1.6%	20年間	5年据置後 元利均等償還	32,886	435,488	329,299	
同上	平成18年3月31日	1.8%	25年間	元金均等償還	29,309	732,725	527,562	
同上	平成21年3月31日	1.4%	14年間	元金均等償還	145,464	1,837,724	1,348,629	
小計							2,205,490	

(注)千円未満四捨五入

(2) 監査の結果及び意見

① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成24年度末現在における当該基金残高6,151,954千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金3,946,464千円、繰替運用2,205,490千円である。

しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で1,085,316千円であることから3,946,464千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となってしまう。

都市計画総局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、都市計画総局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

② 繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】

平成24年度末の当該基金のうち2,205,490千円は、市営住宅事業特別会計への繰替運用である。

議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。

当該基金のうち2,205,490千円が市営住宅事業特別会計への貸付期間を14年間から25年間とする繰替運用となっている事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考ええる。

実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）、残高等の情報を積極的に開示すべきと考ええる。

【27】神戸市ハーバーランド運営等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市ハーバーランド運営等基金	
所管部署	管理	運用
	都市計画総局	行財政局
根拠例規	神戸市ハーバーランド運営等基金条例、 神戸市ハーバーランド運営等基金条例施行規則	
設置年月日	平成2年4月1日	
設置目的	① ハーバーランド整備事業の推進並びにハーバーランドの街の管理及び運営に資すること ② 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること	
基金が充当される事業の概要	ハーバーランドの街の自主的な管理及び運営を促進し、ハーバーランドの快適な都市空間の創造及び将来の発展を図ることを目的とした事業。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 基金の運用から生ずる収益 ② 予算からの繰入金	
予算計上会計	一般会計	
備考	当該基金は、神戸市の財源20億円と民間地権者の寄附16億5千万円を合わせて36億5千万円で設置された。 しかし、阪神・淡路大震災後の神戸市財政が非常に厳しい状況にある中で、震災の復興及び市民生活の早期安定を達成するため、当該基金から神戸市の財源である20億円を取り崩している。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	基金の運用から生ずる収益を積立している。
基金の取崩方針	ハーバーランド整備事業の推進並びにハーバーランドの街の管理及び運営に関する事業費へ充当している。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	今後、「都市再生整備計画（事業年度：平成25年度から平成29年度）」における必要な取り組みに対し充当していく予定。

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20年度	1,650,889,202	17,264,000	-	1,668,153,202	-	44,925,681	1,623,227,521
H21年度	1,623,227,521	16,788,900	-	1,640,016,421	-	247,941,446 (注1)	1,392,074,975
H22年度	1,392,074,975	-	-	1,392,074,975	15,075,220	103,976,087	1,303,174,108
H23年度	1,303,174,108	16,227,000	-	1,319,401,108	-	111,405,014	1,207,996,094
H24年度	1,207,996,094	6,324,000	-	1,214,320,094	1,498,225	83,530,450	1,132,287,869

(注1) 主な減少内容はハーバーランドのエスカレーター設置工事への充当228,120千円である。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金運用益(注2)	6,324,000	6,658,000
エスカレーター修繕積立金(注3)	1,498,225	924,000
計	7,822,225	7,582,000

(注2) 当該基金の運用益については、一般会計へ当該基金を運用益として計上し、その全額を基金へ積立
てている(神戸市ハーバーランド運営等基金条例第2条第2項)。

(注3) ハーバーランドのエスカレーターの修繕に係る負担金を積み立てている。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
ハーバーランド整備事業等への充当	無	83,530,450	69,170,000

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
ハーバーランド活性化集客事業(注4)	5,500,000	3,300,000	60%
ハーバーランド整備事業(注5)	105,854,554	80,230,450	76%

(注4) ハーバーランドでのイベントやPRを行う活性化集客事業に対して基金から充当している。

(注5) ハーバーランドの夜間景観演出やハーバーランドの区画道路等改良事業などの整備事業に対して、
基金から充当している。内訳は下表のとおりである。

内訳	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合 (B/A×100)
夜間景観演出	30,794,450	29,556,450	96%
区画道路等改良事業	19,320,000	19,320,000	100%
ハーバーランド公園再整備検討	945,000	945,000	100%
20周年モニュメント	3,300,000	3,300,000	100%
アクセス機能検討	4,278,000	4,278,000	100%
ハーバーランドフェスティバル	2,831,000	2,831,000	100%
ガス燈通整備事業	30,000,000	20,000,000	67%
ハーバーランド公共施設維持管理	6,493,879	-	-
ハーバーランド会議	70,000	-	-
ハーバーランド運営基金積立	7,822,225	-	-
計	105,854,554	80,230,450	

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金 (注6)	244,517,094	0.02%	—

(注6) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
兵庫県 平成 21 年度 第 19 回公募公債	469,953,000	470,000,000	3,431,000	平成 26 年 9 月 18 日
第 13 回兵庫県土 地開発公社債	499,850,000	500,000,000	2,700,000	平成 28 年 12 月 16 日
計	969,803,000	970,000,000	6,131,000	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

【28】神戸市港湾事業基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市港湾事業基金	
所管部署	管理	運用
	みなと総局	みなと総局 行財政局
根拠例規	神戸市港湾事業基金条例、神戸市港湾事業基金条例施行規則	
設置年月日	昭和50年3月31日	
設置目的	長期にわたる港湾事業（注1）の健全な運営に資するため。 （注1）港湾事業では、港湾法に基づく港湾管理者として、神戸港の、港湾施設の建設や管理運営、港湾環境の保全や向上、市民生活に直接つながる港の機能充実、港湾労働者福祉施策の充実等の事業を行っている。	
基金が充当される事業の概要	①港湾施設に係る保証金等（注2）の返還 ②港湾施設の整備に必要な経費 ③港湾事業に係る市債の償還 ④その他港湾事業に必要な経費 （注2）賃貸土地の保証金及び権利金相当額である。権利金相当額及び保証金の一部を基金に積み立てており、その合計額は平成24年度末で17,024,272千円である。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 港湾事業会計の健全な運用に必要と認められる額 ② 基金の運用から生じる収益の全額	
予算計上会計	港湾事業会計（注3） （注3）港湾事業会計は地方公営企業法の一部適用を受ける企業会計として運営されている。港湾事業の主な収益源は港湾施設の使用料及び賃貸料等である。	
備考	当該基金は、単年度の採算ではなく、長期にわたる港湾事業の健全な運営に資するため、昭和50年に港湾施設に係る保証金等24億5千万円を主な財源にして設置された基金である。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	①港湾事業の健全な運営に必要と認められる額 ②基金から生じる収益の全額（神戸市港湾事業基金条例第2条第2項）を積み立てる。
基金の取崩方針	①港湾施設に係る保証金等の返還、 ②港湾施設を整備するに必要な経費、 ③港湾事業に係る市債の償還、 ④その他港湾事業に必要な経費 に充当する必要額を毎年度取り崩す。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	平成25年度から平成29年度に港湾施設の建設、整備に要した市債の償還のピーク（注4）をむかえており、同時に、港湾施設の大規模な更新、改修時期が控えていることから、基金残高の確保が課題と考えている。 （注4）平成25年度の港湾事業会計の企業債償還に係る予算額は244億円である。
その他	—

【基金残高の推移-】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高
H20年度	20,568,177,292	5,950,939,046	9,015,473,042	17,503,643,296
H21年度	17,503,643,296	5,379,574,330	7,089,939,157	15,793,278,469
H22年度	15,793,278,469	6,231,323,017	3,279,467,778	18,745,133,708
H23年度	18,745,133,708	23,607,868,901 (注5)	4,404,687,571	37,948,315,038
H24年度	37,948,315,038	12,506,735,000	2,533,642,110	47,921,407,928

※ 企業会計のため、出納整理期間はない。

(注5) 平成23年度の主な内容は、港湾施設（ポートアイランド（第2期）等）の土地売却代金
16,622,766千円、使用料及び賃貸料4,906,533千円等である。

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
港湾事業の健全な運営に必要と認められる額(注6)	12,354,605,936	12,382,735,000
基金の運用から生じる収益	152,129,064	134,000,000
計	12,506,735,000	12,516,735,000

(注6) 港湾事業の健全な運営に必要と認められる額の主な内容は次のとおりである。

港湾施設（ポートアイランド（第2期）等）の土地売却代金7,741,814千円、使用料及び賃貸料
5,822,779千円等である。

*2:平成24年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
港湾施設に係る保証金等の返還	無	46,328,695	1,000,000,000 (注7)
港湾施設を整備するに必要な経費	無	1,797,177,129 (注8)	2,245,209,000
港湾事業に係る市債の償還	無	690,136,286	2,434,916,000 (注9)
計		2,533,642,110	5,680,125,000

(注7) 保証金等の返還について、過去の返還実績等を考慮し、予算を編成しているが、大口返還の必要が生じなかったため、予算額と決算額の差異が大きくなった。

(注8) 主な内容は、ポートアイランド（第2期）事業962,000千円、ポートアイランド南公園再整備事業242,173千円（内、国庫補助金返還222,673千円）、六甲アイランド土地等購入費530,635千円である。

(注9) 港湾事業に係る市債の償還について、予算編成時の見込みと比べて、土地売却収入の増加や費用削減等により、港湾事業会計の資金が増加したため、予算額と決算額の差異が大きくなっている。

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
港湾施設に係る保証金等の返還	46,328,695	46,328,695	100.0%
港湾施設を整備するのに必要な経費	7,768,736,947	1,797,177,129 (注10)	23.1%
港湾事業に係る市債の償還	25,160,144,068	690,136,286 (注11)	2.7%

(注10) 下記のとおり、港湾施設を整備するのに必要な経費のうち、港湾事業会計の資金を充当した残額について、基金から充当している。

(単位:円)

事業名	予算科目	決算事業費	財源			
			基金繰入	留保資金	雑収入	備考
六甲アイランド南埋立事業 (建設債支払利息)	埋立費	165,173,089	29,066,807	-	136,106,282	雑収入: 当年度浚渫土砂受入料
ポートアイランド(第2期)工事	其他建設改良費	962,000,000	962,000,000	-	-	
ポートアイランド南公園再整備	其他建設改良費	242,173,000	242,173,000	-	-	
六甲アイランド用地購入	土地等購入費	530,635,626	530,635,626	-	-	
建設改良部門担当職員の給料、職員手当等	関連建設改良費	43,063,646	33,301,696	9,761,950	-	留保資金: 当年度賃貸料・使用料等
合計		1,943,045,361	1,797,177,129	9,761,950	136,106,282	

(注11) 港湾事業に係る企業債の償還額のうち、港湾事業会計の資金を充当した残額に基金を充当している。

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注12)	43,503,739,756	0.02%	—

(注12) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
繰替運用(注13)	4,417,668,172	

(注13) 港湾事業会計への繰替運用の内訳は次のとおりである。

事業名	運用日	利率	貸付から償還期限までの期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利息等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要
【28】 港湾事業基金(運用日付不明のため運用年度で記載)								
港湾事業会計 (港湾管理事業) への繰替運用	平成5年度	4.3%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	234,891	3,993,148	148,879	基金借入金を財源として建てた 建物等を撤去したことにより、そ の財源部分について繰上償還が 行われている。そのため、実際の 年次償還額とは異なる。
同上	平成6年度	4.65%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	154,529	2,627,000	308,118	
同上	平成7年度	3.4%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	202,066	3,435,118	483,903	
同上	平成8年度	2.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	123,059	2,092,000	222,824	
同上	平成9年度	2.1%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	22,674	385,456	55,428	
同上	平成10年度	2.1%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	121,706	2,069,000	730,235	
同上	平成11年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	121,265	2,061,500	848,853	
同上	平成12年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	4,406	74,900	35,247	
同上	平成13年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	359	6,100	3,229	
同上	平成15年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	885	15,040	9,732	
同上	平成16年度	1.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	9,288	157,900	111,459	
同上	平成17年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	13,529	230,000	175,882	
同上	平成18年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	224	3,800	3,129	
同上	平成19年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	13,232	224,950	198,485	
同上	平成20年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	21,168	359,861	338,693	
同上	平成21年度	1.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	11,306	192,200	192,200	
同上	平成22年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	1,765	30,000	30,000	

事業名	運用日	利率	貸付から償還期限までの期間	償還方法	年次償還額 (千円) (元利金等:元金と 利子の合計、元金 均等:元金)	元金(千円)	平成24年度末 未回収額(千円)	摘要
-----	-----	----	---------------	------	--	--------	---------------------	----

【28】 港湾事業基金(運用日付不明のため運用年度で記載)								
港湾事業会計 (港湾施設運営事業) への繰替運用	平成5年度	4.3%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	16,588	282,000	16,588	
同上	平成6年度	4.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	18,176	309,000	36,353	
同上	平成7年度	3.4%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	8,647	147,000	25,941	
同上	平成10年度	2.1%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	10,235	174,000	61,412	
同上	平成11年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	5,812	98,800	40,682	
同上	平成12年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	3,000	51,000	24,000	
同上	平成13年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,418	41,100	21,759	
同上	平成14年度	1.0%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,869	48,770	28,688	
同上	平成15年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	777	13,210	8,548	
同上	平成16年度	1.7%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,065	35,100	24,776	
同上	平成17年度	1.8%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	12	200	153	
同上	平成18年度	1.9%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	2,235	38,000	31,294	
同上	平成19年度	1.6%	20年間	3年据置 半年賦 元金均等償還	13,412	228,000	201,176	
小計							4,417,668	

(2) 監査の結果及び意見

① 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】

第2各論「【1】基金の運用について」において既述のとおり、基金においては、「地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針を受け、港湾事業会計においては、市の一般会計、特別会計の方向性と同様、今後は繰替運用は行わないこととしている。

当該基金の繰替運用は、過去に行った港湾事業会計の事業目的の繰替運用であり「長期にわたる港湾事業の健全な運営に資する」という基金の設置目的と合致している特定事業への充当目的の繰替運用である。このため繰替運用ではなく、基金の目的取崩として処理すべきであったと考える。

② 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成24年度末現在における当該基金残高47,921,408千円の保有形態は、繰替運用4,417,668千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金43,503,740千円である。

しかしながら、直近5年間における元本の取崩は最大でも9,015,473千円であり43,503,740千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券等による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となっている。

みなと総局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、みなと総局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【29】神戸市新都市整備事業基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市新都市整備事業基金	
所管部署	管理	運用
	みなと総局	みなと総局 行財政局
根拠例規	神戸市新都市整備事業基金条例 (平成24年2月24日付けで同条例を廃止する条例が制定され、同年4月1日から施行されている)	
設置年月日	平成8年4月1日	
設置目的	長期にわたる新都市整備事業の健全な運営並びに新都市整備事業に伴って設置される公共的な施設の整備及び運営に資するため	
基金が充当される事業の概要	<p>基金の運用益の充当事業は、新都市整備事業に伴って設置された公共的な施設の維持管理費用を対象としていた。</p> <p>① ポートアイランドの施設 市民広場、ムービングウォーク、青少年科学館、ポートアイランド記念館、芝生広場、キメックセンタービル</p> <p>② 六甲アイランドの施設 リバーモール、ファッションプラザ、公共駐車場</p>	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	<p>① 新都市整備事業会計からの予算で定める額。</p> <p>② 基金の運用から生ずる収益のうち、新都市整備事業に伴って設置される公共的な施設の運営に必要な経費に充当して、なお残額のある場合。</p>	
予算計上会計	<p>新都市整備事業会計(注1)</p> <p>(注1) 新都市整備事業会計について 新都市整備事業は、「住み」「働き」「学び」「憩う」という複合的な都市機能を備えたまちづくりを行っている。 臨海部ではポートアイランド、六甲アイランド、ポートアイランド沖(神戸空港)等の埋立事業、内陸部では西神地域等の住宅地の供給や複合産業団地等の産業団地の整備を行っている。 なお、新都市整備事業会計は、地方公営企業法の一部適用を受ける企業会計として運営されている。</p>	
備考	<p>【基金設置の経緯】 新都市整備基金は、昭和47年度に設置した開発事業基金87百万円と昭和55年に設置した海上都市整備事業基金24百万円の合計111百万円を引継ぎ、平成8年に設置された基金である。その後、毎年度、運用益や建設残土収入等を積み立ててきた。 当該基金は、主に内陸団地開発に先立つ用地交渉への機動的対応のために、土地先行取得機能に軸をおいて活用を期待されてきたが、平成22年度の公債償還への充当以外に取崩はされなかった。</p> <p>【平成24年度に廃止された理由】 新都市整備事業としての大規模開発はほぼ収束を迎え、土地先行取得の必要性が乏しくなってきた。また、全市で、土地の先行取得についての見直しが行われ、平成24年度には、土地先行取得事業会計の廃止、土地開発公社の解散、都市整備等基金の規模縮小が実施された中、当該基金についても基金条例が廃止された。</p> <p>【基金廃止の影響】</p>	

	<p>平成 23 年度末の基金の運用形態は、預金 38,275 百万円、長期債券 25,000 百万円、土地 27,367 百万円、空港整備事業への貸付金 13,435 百万円であった。基金廃止後の会計処理については、基金をすべて母会計へ繰入し、現金預金については、流動資産の現金預金勘定、有価証券は固定資産の投資有価証券勘定、空港への繰替運用は固定資産の他会計貸付金勘定、土地は土地造成勘定へ振り分けるとのことである。</p> <p>予定はないが、今後、仮に土地の先行取得が必要となった場合は、予算計上することで対応するとのことである。</p>
--	---

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	なし。
基金の取崩方針	なし。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	廃止済（平成 24 年 4 月 1 日付）である。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高
H20 年度	128,160,330,109	838,075,827	-	128,998,405,936
H21 年度	128,998,405,936	868,787,872	-	129,867,193,808
H22 年度	129,867,193,808	729,273,050	-	130,596,466,858
H23 年度	130,596,466,858	684,273,014	27,201,800,000 (注 1)	104,078,939,872
H24 年度	104,078,939,872	-	104,078,939,872	-

※ 企業会計のため、出納整理期間はない。

(注 1) 平成 23 年度の減少は、企業債の償還への充当である。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
基金の廃止による。	無	104,078,939,872	104,095,467,000

【事業等への充当割合】…期首に廃止したため、充当していない。なお、基金廃止後、基金の全額を新都市整備事業会計の母会計へ繰入れている。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円) ^(注)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

【基金の運用方法(平成24年度末現在)】…基金を廃止したため、運用していない。

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
該当なし			

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【30】神戸市水道事業基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市水道事業基金	
所管部署	管理	運用
	水道局	水道局
根拠例規	神戸市水道事業基金条例	
設置年月日	昭和50年11月13日	
設置目的	水道事業の健全な運営に資するため	
基金が充当される事業の概要	<p>神戸市水道事業基金は以下の4つの事業目的に照らして区分管理されている。</p> <p>① 施設整備基金 団地等の開発者から徴収する工事負担金からなり、団地開発に伴う給水のために必要となる送水施設・配水施設の整備財源としている。</p> <p>② 水源基金 団地等の開発者から徴収する工事負担金からなり、団地開発に伴う水源開発の財源としている。</p> <p>③ 土地基金 土地売却代金等からなり、水源保全用地取得の財源としている。</p> <p>④ 施設更新基金 損益勘定留保資金からなり、今後増大することが見込まれる水道施設の大量更新に備え、更新資金の確保を図り、必要な時期に建設改良費に充当する。</p>	
基金の種別	積立	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	<p>① 工事負担金</p> <p>② 水道事業会計の損益勘定留保資金（注1）</p> <p>③ 基金の運用から生ずる収益</p>	
予算計上会計	水道事業会計	
備考	—	

（注1）定められた算式にて算出された金額（下記基金の積立方針④の算式を参照）を水道事業会計から基金へ積み立てている。

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	<p>① 施設整備基金 送水施設負担金、配水施設負担金及び基金の運用益等を積み立てる</p> <p>② 水源基金 対象となる制度は平成9年度で廃止されており、積立は平成18年度で終了している。</p> <p>③ 土地基金 水道事業会計の土地売却代金を財源としているが、現状では基金の運用益を積み立てるのみとなっている</p> <p>④ 施設更新基金 Ⅰ（建設改良費（開発団地除く）－企業債等）－（当年度留保資金発生額－企業債償還金）を3か年平均して算出した額を、平準化するためさらに4か年平均した額</p>
---------	---

	Ⅱ 18年度を基準にした減価償却費の増額分 Ⅰ＋Ⅱの額及び運用益を積み立てる。ただし、損益収支が赤字となった場合は、Ⅰ＋Ⅱの額から赤字額を控除した額及び運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	① 施設整備基金 送水施設及び配水施設の整備費に充当している。 ② 水源基金 水源としている阪神水道企業団に対して支払う受水費に充当している。 ③ 土地基金 水源保全用地の取得費に充当している。 ④ 施設更新基金 将来的な施設整備の長期計画を策定していく中で、必要と判断した時期に予算化して処分する。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高
H20年度	22,675,785,192	1,239,277,221	1,842,103,370	22,072,959,043
H21年度	22,072,959,043	1,015,017,551	1,872,273,724	21,215,702,870
H22年度	21,215,702,870	1,326,661,078	722,076,800	21,820,287,148
H23年度	21,820,287,148	1,315,741,606	1,018,903,488	22,117,125,266
H24年度	22,117,125,266	863,492,333	1,089,948,678	21,890,668,921

※ 企業会計のため、出納整理期間はない。

*1:平成24年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額 (注1)
工事負担金の積立(施設整備基金)	153,014,000	242,989,000
損益勘定留保資金の積立(施設更新基金)	473,000,000	473,000,000
基金利息等の積立(注2)	237,478,333	236,420,000
計	863,492,333	952,409,000

(注1) 平成23年度からの繰越額を含む。

(注2) 当該基金の運用益については、水道事業会計へ計上し、その全額を基金へ積み立てている(神戸市水道事業基金条例第2条第2項)。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額 (注3)
大容量送水管整備工事費充当 (施設整備基金)	無	830,000,000	2,059,038,000
改良費充当(施設整備基金)	無	3,888,000	3,888,000
土地取得費充当(土地基金)	無	6,060,678	40,000,000
受水費高騰対策費充当(水源基金)	無	250,000,000	250,000,000
計		1,089,948,678	2,352,926,000

(注3) 平成 23 年度からの繰越額を含む。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
大容量送水管整備工事費	1,434,824,277	830,000,000	58%
改良費充当	3,351,875,954	3,888,000	1%
土地取得費充当	6,060,678	6,060,678	100%
受水費高騰対策費充当	10,860,714,533	250,000,000	2%

*3:平成 24 年度の基金残高の内訳

①施設整備基金

区分	年度初残高	増加	減少	年度末残高
基幹施設負担金	10,450,011,908	153,014,000	833,888,000	9,769,137,908
基金利息等	5,220,611,543	202,360,048	-	5,422,971,591
計	15,670,623,451	355,374,048	833,888,000	15,192,109,499

②水源基金

区分	年度初残高	増加	減少	年度末残高
水源施設費	3,277,961,486	-	250,000,000	3,027,961,486

③土地基金

区分	年度初残高	増加	減少	年度末残高
土地簿価差益分	398,042,334	-	6,060,678	391,981,656
基金利息	23,538,029	4,348,018	-	27,886,047
計	421,580,363	4,348,018	6,060,678	419,867,703

④施設更新基金

区分	年度初残高	増加	減少	年度末残高
施設更新基金	2,694,000,000	473,000,000	-	3,167,000,000
基金利息	52,959,966	30,770,267	-	83,730,233
計	2,746,959,966	503,770,267	-	3,250,730,233

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額 (円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金	924,162,921	0.020%	—
大口定期預金	1,900,000,000	0.140%	平成 25 年 2 月 8 日 ～平成 25 年 5 月 8 日
大口定期預金	2,000,000,000	0.131%	平成 25 年 3 月 25 日 ～平成 25 年 6 月 25 日
計	4,824,162,921		

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面 (単位:円)	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
債券(注 4)	16,066,506,000	16,100,000,000	187,299,000	平成 25 年 5 月～ 平成 33 年 9 月
金銭信託	1,000,000,000	1,000,000,000	2,000,000	平成 40 年 3 月
計	17,066,506,000	17,100,000,000	189,299,000	

(注 4) 有価証券の銘柄等詳細については「【1】基金の運用について」を参照。

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき【意見】

施設整備基金の財源は団地等の開発者から徴収する工事負担金を積み立てたものであり、事業内容と紐づいて管理されている。したがって、基金残高のうち工事負担金部分は事業の進捗に応じて取り崩されていくことになる。一方、基金の運用により生じた収益額については取崩方針が定められておらず、過去からの運用収益額は基金に積み上がったままとなっている。

基金の運用により生じた収益額について今後の取崩方針を定め、基金の有効活用を図ることを検討すべきである。なお、今後増大することが見込まれる水道施設の大量更新に備えて積み立てている施設更新基金に振り替えて活用するというのも一案である。

【31】神戸市交通事業基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市交通事業基金	
所管部署	管理	運用
	交通局	交通局
根拠例規	神戸市交通事業基金条例、 神戸市交通事業基金条例施行規程	
設置年月日	昭和50年4月1日	
設置目的	高速鉄道事業その他の交通事業の健全な運営に資するため、神戸市交通事業基金を設置。	
基金が充当される事業の概要	① 交通事業に附帯する事業を整備するのに必要な経費 ② 交通事業に係る企業債の償還及び利息の支払 ③ その他交通事業に必要な経費 ④ テナントの保証金・敷金の返還	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 交通事業の健全な運営に必要な額 ② 基金から生ずる収益の金額	
予算計上会計	高速鉄道事業会計	
備考	当該基金は、交通事業の健全な運営を目的に昭和50年に設置されたものである。当初は、高速鉄道事業会計において、開発者負担金を原資に設置し、昭和63年には自動車事業会計においても、土地売却益を原資に設置した。その後、平成2年度までは会計ごとに管理運営し、平成3年度から高速鉄道事業会計と自動車事業会計の基金を一本化し、高速鉄道事業会計で管理運営している。平成3年度に基金が統合され、基金残高が460億円程度となった後は、基金の積立と取崩を繰り返しながら、基金残高は400億円程度で推移していた。しかし、主として自動車事業会計の資金的手当てを目的として、平成19年度に総額340億円の取崩を行った後は、下記表のように推移している。ここ数年間の年度末残高は35億円程度で推移しており、基金残高のほとんどは保有するテナントの保証金・敷金で構成されている（平成24年度末の基金残高35億6千万円のうち、保証金・敷金は28億9千万円であり、残額は、過去の運用益等となっている）。現在のところ、今後の具体的な路線拡張予定はない。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	① 交通事業の健全な運営に必要な額を積み立てる。 ② 基金から生ずる収益の全額を積み立てる。
基金の取崩方針	① 交通事業に附帯する事業を整備するのに必要な経費に充てる。 ② 交通事業に係る企業債の償還及び利息の支払に充てる。 ③ その他交通事業に必要な経費に充てる。 ④ テナントの保証金・敷金の返還に充てる。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高
H20 年度	6,297,508,945	205,774,130	2,403,423,467 (注1)	4,099,859,608
H21 年度	4,099,859,608	49,327,727	623,603,743 (注2)	3,525,583,592
H22 年度	3,525,583,592	146,286,432	87,398,599	3,584,471,425
H23 年度	3,584,471,425	44,879,264	54,764,973	3,574,585,716
H24 年度	3,574,585,716	43,944,484	57,067,133	3,561,463,067

※ 企業会計のため、出納整理期間はない。

(注1) 基金で保有していた事業用土地 17 億円を各事業会計に売却したこと及び A テナントの保証金を 5 億円分割返済したことによる。

(注2) A テナントの保証金を 5 億円分割返済したことによる。なお、当該年度が分割返済の最終年度であった。

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金運用益	31,793,428	54,968,000
敷金	12,151,056	84,808,000
計	43,944,484	139,776,000

当該基金の運用益については、高速鉄道事業会計へ当該基金を運用益として計上し、その全額を基金へ積み立てている。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
敷金・保証金返還金	無	25,067,133	66,317,000
高速鉄道事業会計に対する繰出	無	32,000,000	55,000,000
計		57,067,133	121,317,000

【事業等への充当割合】

当該基金の減少による事業等への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
高速鉄道事業	40,136,351,977	57,067,133	0.14%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金	148,854,605	0.02%	—

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度 の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
繰替運用 (注 3)	3,412,608,462	—

(注 3) 事業会計への繰替運用の内訳は次のとおりである。

【31】交通事業基金								
自動車事業会計に 長期貸付	平成20年3月25日	1.1%	6年間	1年据置 6年償還	28,068	294,000	46,608	
高速鉄道事業 会計に長期貸付	平成20年3月25日	1.1%	6年間	1年据置 元利均等償還	28,003	137,000	27,400	
同上	平成21年3月31日	0.925%	5年間	元利均等償還	39,314	193,000	38,600	
高速鉄道事業 会計に一時貸付	平成24年9月14日	0.96%	1年間	満期一括償還	200,842	1,800,000	1,600,000	平成24年度に200,000千円の償還を受けている。
同上	平成24年10月19日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	200,000	200,000	
同上	平成24年12月13日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	300,000	300,000	
同上	平成24年12月27日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	300,000	300,000	
同上	平成25年1月31日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	300,000	300,000	
自動車事業会計に 一時貸付	平成25年2月20日	0.96%	1年間	満期一括償還	-	600,000	600,000	
			小計				3,412,608	
			合計				29,378,865	

(注) 千円未満四捨五入

交通局においては、当該基金は高速鉄道事業会計の貸借対照表に計上されており、平成 24 年度末現在、以下のとおり基金の運用がなされている。

【高速鉄道事業会計】

① 基金 3,561,463,067
内、保証金・敷金 2,892,138,016



基金の
運用方法

【高速鉄道事業会計】

② 一時借入金 2,700,000,000
③ 他会計借入金 66,000,000

【自動車事業会計】

④ 一時借入金 600,000,000
⑤ 他会計借入金 46,608,462

⑥ 繰替運用 3,412,608,462
(②～⑤の合計)

⑦ 預金残高 148,854,605

⑧ = ⑥ + ⑦ 3,561,463,067

(2) 監査の結果及び意見

① 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】

第2各論「【1】基金の運用について」において既述のとおり、基金においては、「地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針が発出されている。これを受け、市の一般会計、特別会計及び港湾事業会計においては、今後は財源補てんとしての繰替運用も、特定事業への充当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしているが、交通事業会計においては、資金が不足しがちな中、利率の高い外部からの借入を抑制する観点から、このような繰替運用を平成21年度以降も、継続して行っている（上記図の②と④の部分）。

当該基金の繰替運用は、「高速鉄道事業その他の交通事業の健全な運営に資する」という、基金条例の趣旨に合致している特定事業への充当目的の繰替運用である。このため繰替運用ではなく、基金の目的取崩として処理すべきであったと考える。

② 基金の返済財源を確保すべき【意見】

当該基金は最終的には返済が求められる保証金・敷金を財源に、繰替運用という形で各事業会計において事業を実施している。平成24年度末において、高速鉄道事業会計及び自動車事業会計で計上されている現金預金はそれぞれ1,188,975千円と289,484千円であり、合計しても預り金額半分程度である。当該預り金は早急に返済が求められる性質のものではないが、今後、預り金の返済時に資金不足に陥らないよう、各事業会計で収支計画及び資金繰りの適切な計画を策定すべきである。

【32】神戸市市民スポーツ振興等基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市市民スポーツ振興等基金	
所管部署	管理	運用
	教育委員会事務局	行財政局
根拠例規	神戸市市民スポーツ振興等基金条例 神戸市市民スポーツ振興等基金条例施行規則	
設置年月日	昭和 52 年 4 月 1 日	
設置目的	① 神戸市民のスポーツの振興を目的とする事業を推進するため ② 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てるため	
基金が充当される事業の概要	体育施設の改修、スポーツ推進事業（各種大会等）補助金	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	① 寄付金 ② 基金の運用から生じる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	<p>市では、昭和 47 年に、すべての市民が日常生活の中で体育・スポーツ活動に親しむことができるようにするために、「1 区 1 体育館」構想が制定された。それを受けて昭和 51 年に体育施設の整備に係る基本方針を樹立する目的で、体育施設整備充実委員会が設置された。これらを背景に昭和 52 年に体育施設整備事業基金が設置された。その後以下のような名称変更及びほか基金との統合、分離を経て今日に至っている。</p> <p>【名称の変遷】</p> <p>昭和 52 年 神戸市体育施設整備事業基金 昭和 57 年 神戸市体育事業振興基金 平成 10 年 神戸市市民文化スポーツ振興等基金(神戸市市民文化振興等基金と統合) 平成 18 年 神戸市市民スポーツ振興等基金と神戸市市民文化振興等基金に分離</p>	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	寄付金及び基金の運用から生じる収益を積み立てる。
基金の取崩方針	神戸市民のスポーツの振興を目的とする事業への充当。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	平成 23 年度に「いぶきの森人工芝更新」に充当するため 16,245 千円の基金取崩を行った結果、平成 24 年度末現在の残高は 30,977 千円となり、基金の規模が小さくなってきている。一般財源からの組み入れなど、寄付金以外の積み立てを検討していく必要がある。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	27,979,147	30,077,000	12,000,000	46,056,147	-	-	46,056,147
H21 年度	46,056,147	12,064,000	-	58,120,147	-	-	58,120,147
H22 年度	58,120,147	25,046,000	36,000,000	47,166,147	-	-	47,166,147
H23 年度	47,166,147	33,000	16,244,875	30,954,272	-	-	30,954,272
H24 年度	30,954,272	23,000	-	30,977,272	-	-	30,977,272

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
預金運用益の積立(注1)	23,000	30,000

(注1) 当該基金の運用益については一般会計において基金収入として計上し、その全額を基金へ繰り入れ
ている(神戸市市民スポーツ振興等基金条例5条)。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注2)	30,977,272	0.02%	—

(注2) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用に
ついて」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし				

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金の必要性を検討すべき【意見】

当該基金は、過去には 6,551,753 千円の規模があり、主にポートアイランドホール建設のほか、各体育施設の大規模修繕・改修事業等に充当されてきたが、平成 23 年度に「いぶきの森人工芝更新」のため 16,245 千円の取崩を行った後は、基金は利用されず 30,000 千円の残高で推移している。

当該基金の積立財源は運用益と寄付金であり、多額の積立は期待できない状況にある。当該基金を充当する事業である市民体育費(平成 24 年度当初予算額 476,000 千円)に対して、30,000 千円程度の規模では 1、2 年で基金が枯渇する可能性があり、長期にわたり基金を利用して効果的な事業が出来る状態ではないといえよう。

基金の設置目的である、市民のスポーツの振興を目的とする事業を実施するために必要な経費ならば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により事業を実施する必要性はないことから、基金の必要性を検討すべきである。

【33】神戸市大学奨学金基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市大学奨学金基金	
所管部署	管理	運用
	教育委員会事務局	行財政局
根拠例規	神戸市大学奨学金基金条例 神戸市大学奨学金基金条例施行規則	
設置年月日	昭和62年3月30日	
設置目的	人物及び能力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由から大学における修学が困難なものに対して学資の給与（自宅からの通学者は月額15千円（年間180千円）、自宅外からの通学者は月額20千円（年間240千円））を行い、もって社会有為の人材を育成するため。	
基金が充当される事業の概要	奨学生に志願できるものは、次の要件に該当する者とする。 ① 神戸市内に在住する者 ② 高等学校の最終学年又は高等専門学校に在学し、引き続き大学（大学院生及び短期大学生を除く。以下同じ。）に進学しようとする者 ③ 日本育英会その他公私の団体又は個人から大学にかかわる学資の給与又は貸与の予約を受けていないもの	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	果実運用型
積立財源	基金の運用から生じる収益	
予算計上会計	一般予算	
備考	当該基金は、川崎重工業株式会社の創立70周年を記念した寄付金50,000千円、原口元市長の功績を記念した基金50,000千円、篤志者戸谷とし子氏からの寄付金100,000千円を元本とする基金である。 寄付金の使途は寄付者の意向に沿い、経済的理由から大学における修学が困難な者に対して学資の給与を行う。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	基金の運用から生じる収益を奨学金として給与し、残金を基金として積み立てる。
基金の取崩方針	基金設置以降、取り崩しを行っていない。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	当該基金の運用について運用益が減少しているため、奨学生の採用を減らさないように基金の取り崩しを考えざるをえない。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	273,510,924	2,695,000	-	276,205,924	-	-	276,205,924
H21 年度	276,205,924	1,751,000	-	277,956,924	-	-	277,956,924
H22 年度	277,956,924	2,178,800	-	280,135,724	-	-	280,135,724
H23 年度	280,135,724	2,802,200	-	282,937,924	-	-	282,937,924
H24 年度	282,937,924	789,000	-	283,726,924	-	-	283,726,924

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用から生じる収益	789,000	1,086,000

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
神戸市大学奨学金	2,280,000	2,280,000	100%

当該事業は、平成 24 年度は 12 名（自宅通学者 10 名、自宅外通学者 2 名）に対して合計 2,280 千円の奨学金を給付している。

なお、当該基金の運用益 3,069 千円は一般会計へ計上し、うち、2,280 千円については基金へ繰り入れることなく事業へ充当し、残額の 789 千円を基金へ繰り入れている（神戸市大奨学基金条例 4 条）。平成 24 年度における基金に積み立てなかった運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
神戸市大学奨学金	2,280,000	2,280,000	100%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金 (注1)	14,935,193	0.02%	—

(注1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成24年度の 運用益 (単位:円)	満期日
第348回 大阪府公募公債	89,541,000	90,000,000	-	平成32年 3月30日
第355回 大阪府公募公債	179,250,731	180,000,000	-	平成32年 11月29日
計	268,791,731	270,000,000	3,069,000	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき【意見】

当該基金は寄付金(合計200,000千円)を元本として設置され、基金設置以降、各年度の運用収益を超えない範囲で給付してきたことから平成24年度末の基金残高は元本の200,000千円と83,727千円の運用収益で構成されている。

しかし、近年の低利回りの影響を受けて年間の運用収益は3,069千円に留まっており、運用収益を超えない範囲での給付では限定的な事業活動にならざるをえない状況である。当該基金を継続するうえで元本の200,000千円については維持していくとしても、各年度の志願者数の状況などによっては運用収益の積み立て部分である83,277千円の取り崩しを行うなど、柔軟に対応してもよいと考えられる。

② 給付額の見直しについて検討すべき【意見】

神戸市大学奨学金基金条例施行規則第3条によれば奨学金の額は(1)自宅からの通学者は月額15千円(年間180千円)、自宅外からの通学者は月額20千円(年間240千円)とされている。また、同第2条では奨学生に志願できる者として(3)日本育英会その他公私の団体又は個人から大学にかかわる学資の給与又は貸与の予約を受けていない者とされており、ほかの奨学金制度との併用は認められていない。

しかし、国公立大学の学費と比較しても奨学金は少額であり、当該奨学金のみでは「人物及び能力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由から大学における修学が困難な者に対して学資の給与を行い、もって社会有為の人材を育成する」という基金の目的を十分に達成できる金額に達していないため、多くの高校生が応募していない可能性がある。寄付者の意思を尊重し、市内に在住する、経済的理由から大学進学が困難な状況にあるすべての高校生にチャンスを与えるため、ほかの奨学金との併用を認め応募資格を広げたり、奨学金の額を引き上げたり等を検討する事が考えられる。これにより、応募人数が増加し、さらに優秀な高校生を社会有為の人材へ育成することへつながり、事業の効果がより一層高まると考える。

③ 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 283,727 千円の保有形態は、債券 268,792 千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 14,935 千円である。

しかしながら、過去 5 年において元本の取崩は行っていないことから 14,935 千円を別段預金として保有する必要性はなく、債券等による運用を行っていた場合と比較すると、運用が非効率となってしまう。

教育委員会事務局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、教育委員会事務局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【34】神戸市子ども交流支援基金

(1) 基金の概要

基金名	神戸市子ども交流支援基金	
所管部署	管理	運用
	教育委員会事務局	行財政局
根拠例規	神戸市子ども交流支援基金条例 神戸市子ども交流支援基金条例施行規則	
設置年月日	平成19年3月1日	
設置目的	神戸市内に在住し、又は神戸市内の学校に通学する児童及び生徒が外国人との交流を通じて国際理解を深め、及び国際性を養うため。	
基金が充当される事業の概要	神戸市内の学校に通学する児童及び生徒が外国人との交流を通じて国際理解を深め、及び国際性を養うための事業への充当を行う。 過去の実績として日中国交正常化記念事業、天津スポーツ交流事業、高校生シアトル派遣プログラム等がある。	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型 (ただし、寄付金部分については元本維持運用型)
積立財源	① 寄付金 ② 基金の運用から生じる収益	
予算計上会計	一般会計	
備考	平成18年に、恵後原文香（えごはら ふみか）氏より、教育と国際交流のために使ってもらえるようにと、およそ380,000千円の寄付の申し出があった。これに一般財源を加えて総額500,000千円の基金を設置している。500,000千円のうち400,000千円を債券購入にあて、それによって発生する運用益を基金に積み立てている。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	基金の運用から生じる収益を積み立てる。
基金の取崩方針	神戸市内の学校に通学する児童及び生徒が外国人との交流を通じて国際理解を深め、及び国際性を養うことを目的とする事業へ充当する。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	運用利率の低下による収益の減少が続くようなら、一般財源からの積立も検討する必要がある。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間 調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H20 年度	495,485,666	4,892,384	6,274,229	494,103,821	-	-	494,103,821
H21 年度	494,103,821	4,400,532	2,611,018	495,893,335	-	-	495,893,335
H22 年度	495,893,335	3,380,000	7,934,172	491,339,163	-	-	491,339,163
H23 年度	491,339,163	3,452,020	9,775,703	485,015,480	-	-	485,015,480
H24 年度	485,015,480	3,644,000	8,548,049	480,111,431	-	-	480,111,431

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
債券運用利息・基金現金の配分利息	3,644,000	3,396,000

当該基金の運用益については一般会計へ計上した後に、全額基金へ繰り入れている
(神戸市子ども交流支援基金条例 5 条)。

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
日中国交正常化 40 周年事業	無	810,182	1,278,000
天津スポーツ交流事業	無	2,079,806	2,506,000
高校生シアトル派遣プログラム等	無	5,658,061	8,928,000
計		8,548,049	12,712,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A)(単位:円)	基金充当決算額 (B)(単位:円)	充当割合(B/A×100)
日中国交正常化 40 周年事業	810,182	810,182	100%
天津スポーツ交流事業	2,079,806	2,079,806	100%
高校生シアトル派遣プログラム等	5,658,061	5,658,061	100%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額(円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
別段預金(注1)	80,269,431	0.02%	—

(注1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の 運用益 (単位:円)	満期日
北海道平成 23 年度 第 7 回公募債	199,842,000	200,000,000	439,347	平成 28 年 9 月 21 日
第 32 回独立 行政法人福祉 医療機構債券	100,000,000	100,000,000	-	平成 27 年 12 月 18 日
第 10 回 水資源債券	100,000,000	100,000,000	-	平成 27 年 12 月 18 日
計	399,842,000	400,000,000	439,347	

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

平成 24 年度末現在における当該基金残高 480,111 千円の保有形態は、債券 399,842 千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金 80,269 千円である。

しかしながら、過去 5 年における元本の取崩は最大で 9,776 千円であることから 80,269 千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。

教育委員会事務局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討するべきである。そのためには、教育委員会事務局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。

【35】神戸市置塩こども育成基金

(1) 基金の概要

基金名	置塩こども育成基金	
所管部署	管理	運用
	教育委員会事務局	教育委員会事務局 行財政局
根拠例規	神戸市置塩こども育成基金条例	
設置年月日	平成23年3月29日	
設置目的	平成23年第1回定例市会上程議案92号により、神戸市の未来を担う子ども及び青少年を育成し、及びそのための環境を整備するため設置	
基金が充当される事業の概要	<p>① 平成24年度より、子ども及び青少年を育成し、そのための環境を整備することを目的として実施する事業に対し充当している。平成24年度は運用益を利用して、プロの音楽家が小学校を回る「神戸っ子音楽応援団」事業や小中学生を対象に陸上競技のトップアスリートが講師となる「ランニングクリニック」事業などを実施した。</p> <p>② 基金を取り崩し、御影北児童館の建設（繰り越し）、小学校や市立図書館への「おきしお文庫」の整備を行った。基金を充当する事業については、予算編成の作業の中で検討していくこととしている。</p>	
基金の種別	積立形態	使用形態
	積立基金	取崩型
積立財源	<p>① 篤志者置塩壽氏からの寄附金額</p> <p>② 基金の運用から生ずる収益の額</p> <p>③ 予算で定める額</p>	
予算計上会計	一般会計	
備考	平成22年10月に、東灘区在住であった故置塩 壽様から、神戸市に現金1,140,000千円及び不動産の寄附があった。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	基金現金の利息を積み立てる。
基金の取崩方針	基金条例の趣旨に基づき、予算編成の作業の中で充当事業を検討する。
基金の目標額	なし。
担当課の考える課題	なし。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H22年度	-	1,137,830,143	-	1,137,830,143	-	-	1,137,830,143
H23年度	1,137,830,143	163,339,000	-	1,301,169,143	-	-	1,301,169,143
H24年度	1,301,169,143	58,178,000	194,835,619	1,164,511,524	-	-	1,164,511,524

*1:平成 24 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
土地売却収入の積立	57,830,000	- 57,830,000 (補正)
基金現金の配分利息	348,000	-
計	58,178,000	57,830,000

*2:平成 24 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
御影北児童館建設	無	115,714,000	75,321,000 40,393,000 (補正)
おきしお文庫 (市立図書館)	無	43,904,000	47,270,000
おきしお文庫 (小学校)	無	35,217,619	35,358,000
計		194,835,619	198,342,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
神戸っ子音楽応援団	3,720,000	2,214,023	59.5%
ランニングクリニック	923,647	923,647	100.0%
サマーミュージックステーション	500,000	500,000	100.0%
御影北児童館建設	135,070,000 (見込)	115,714,000	85.7%
おきしお文庫 (市立図書館)	43,904,000	43,904,000	100.0%
おきしお文庫 (小学校)	35,217,619	35,217,619	100.0%

なお、当該基金の運用益 3,986 千円は一般会計へ計上し、うち、3,638 円については基金へ繰り入れることなく事業へ充当し、残額の 348 千円を基金へ繰り入れている(神戸市置塩こども育成基金条例 5 条)。平成 24 年度における基金に積み立てなかった運用益の金額及び事業への充当割合は下記のとおりである。

事業名等	事業費等決算総額 (A) (単位:円)	基金運用益 (B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
神戸っ子音楽応援団	3,720,000	2,214,023	59.5%
ランニングクリニック	923,647	923,647	100.0%
サマーミュージックステーション	500,000	500,000	100.0%

【基金の運用方法(平成 24 年度末現在)】

ア) 現金

保管場所	金額 (円)
該当なし	

イ) 預金

種類	預入金額 (単位:円)	利率	預入期間
譲渡性預金	500,000,000	0.11%	平成 25 年 4 月 10 日 ～平成 25 年 7 月 10 日
別段預金 (注 1)	67,151,524	0.02%	—
計	567,151,524		

(注 1) 預金については、歳計現金等と合わせて会計室において運用している。詳細は「【1】基金の運用について」に記載しており、これを参照されたい。

ウ) 有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	平成 24 年度の 運用益 (単位:円)	満期日
平成 24 年度第 1 回 兵庫県公募公債	597,360,000	600,000,000	3,060,000	平成 34 年 4 月 13 日

エ) その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。